会 議 録

令 和 4 年 第 1 回 定 例 会

会期:令和4年3月 1日

令和4年3月17日

(17日間)

小 海 町 議 会

第1回定例会会議録目次

議事	日程	等 •	• •	• • •	•	• •	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	2
第1	日	(招集、	、上程	、説見	月、	報台	片 、.	—-	邻捋	《決	.)												
		開会	•		•			•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	5
		招集を	いっいさ	つ・報	告	•		•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	6
		同意第	51号	(固定	資產	奎 評	価額	香	委	員会	\	員	(\mathcal{O})	選	任[司意	意に) 	7)	1	6
		議案第	第2号	(契約	議沒	夬)	•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	7
		議案第	第3号	(事件	:)	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
		議案第	54号~	~ 7 号	· (多	科例	改正	Ξ)				•	•	•	•	•		•	•	•	•	1	8
		議案第	58号~	~15	号	(子	算•	補	正	予算	〔章		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	Ć
		陳情・	請願等	等 •	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
第2	日	(議案)	質疑・	委員会	会付	託)																	
		議案第	3号	(事件	:)	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
		議案第	•	-				,		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
		議案第	58号~	~15	号	(予	算・	補	正	予算	筝)		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	2	4
第7	日	(一般)	質問・	追加詞	義案)																	
		第 6	•	的型	美	香子	•	議	員		•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
		第 1	番	黒澤	皇	文史		議	員		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	3
		第 5	番	渡邊	· 5	早子		議	員		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	1
		第 4	番	井出	i 禾	口人		議	員		• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	8
		第 7	番	井出	<u> </u>	幸実		議	員		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0	4
		発議第	51号	(採決	:)	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	0	Ć
第1	7日	(委員	長報行	告、討	論、	採	決、	追	加	議多	矣)												
		開会・		• •																			
		議員派	健プの	牛	•	• •		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	3
		議案第	第3号	(事件	:)	•		•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	E
		議案第	$54\sim$	7号(条例	列改	正)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	4
		議案第	58号~	~15	号	(子	算•	補	正	予算	〔章		•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	6
		陳情第	第1号	• •	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1	Ć
		発議第	第2号		•			•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	1	2]
		議案第	£16+	号~1	7号	로 (契約	的議	決)	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	1	2	1
要	夕											•	•		•			•			1	2	4

令 和 4 年 第 1 回

小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和4年3月 1日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和4年3月17日 午後 2時56分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名	
	第12番議員、第1番議員	
	会期の決定	
	(1)会期 自 令和4年3月 1日	
	至 令和4年3月17日 17日間	
	町長招集あいさつ・施政方針	
	Strong to the	
	諸般の報告	
	(1) 議長の報告 (2) スの(kの詳早の担告	
	(2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告	
	(1) 町長の報告 (2) その他の報告	
 同意第1号	(2) での他の報告 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	
四层分1万	回た資産可価番点安良公安に同志について	原案同意
議案第2号	建設工事請負契約の変更について	
		原案可決
議案第3号	キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者	"
	の指定について	//
議案第4号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の	IJ
	一部を改正する条例について	,,
議案第5号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例を一部改正	IJ
	する条例について	,,
議案第6号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正	IJ
	する条例について	
議案第7号	小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例に	IJ
→+ /→ /~ ○ □	ついて	
議案第8号	令和4年度小海町一般会計予算について	"
業安榮 0 日	<u> </u>	
議案第9号	令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計予算	"
	について	

	T	
議案第10号	令和4年度小海町介護保険事業特別会計予算について	原案可決
議案第11号	令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について	II.
議案第12号	令和4年度小海町水道事業会計予算について	II.
議案第13号	令和3年度小海町一般会計補正予算(第8号)について	JJ
議案第14号	令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) について	,,,
議案第15号	令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) について	JJ
陳情第1号	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の 速やかな改正を求める陳情書	継続審査

《追加議案》

発議第1号	ロシアのウクライナ侵略を強く非難する決議について	原案可決
発議第2号	中部横断自動車道(長坂〜八千穂)の早期実現を求める 意見書の提出について	11
議案第16号	建設工事請負契約の変更について	II.
議案第17号	建設工事請負契約の変更について	JJ

会議の顛末	令和4年3月 1	. 日	午前1	0時00分に始め
	令和4年3月17	7 日	午後	2時56分に終る

地方自治法第	町		長	黒	澤	弘	会計管理者	井出智善
121条の規	副	町	長	篠	原	宏	子育て支援課長	井出宗則
定により説明	教	育	長	中	島行	男	教育次長	井出直人
のため出席し	総	务 課	長	井	上晴	正	観光交流センター所長	小 池 司
た者の職、氏名	町月	民 課	長	黒	澤五	雄	やすらぎ園所長	宮澤賢司
	産業	建設課	長	吉	澤君	雄		
本会議に職務	議会	事務局	長	井	出知	之		
のため出席し	書		記	柳	澤武	彦		
た者の職氏名								

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	3/1	3/2	3/7	3/8	3/10 PM1:00	3/10 PM2:00	3/11	3/14	3/17
第 1 番	黒澤 敦史	0	0	0	0	0	—	0	0	0
第 2 番	鷹野 文則	0	0	0	0	0	_	0	0	0
第 3 番	篠原 哲雄	\circ	\circ	0	0	0		0	0	0
第 4 番	井出 和人	\circ	\circ	0	0		\circ	0	0	0
第 5 番	渡邊 晃子	\circ	\bigcirc	0	0	\circ		0	0	0
第 6 番	的埜美香子	\circ	\bigcirc	0	0		\bigcirc	0	0	0
第 7 番	井出 幸実	0	\circ	0	0	0	_	0	0	\circ
第 8 番	品田 宗久	0	\circ	0	0	_	\circ	0	0	0
第 9 番	小池 捨吉	0	0	0	0	_	\circ	0	0	0
第10番	有坂 辰六	0	\circ	0	0	0	\circ	0	0	0
第11番	篠原 伸男	0	0	0	0	0		0	0	0
第12番	篠原 義從	\circ	\bigcirc	0	0		\bigcirc	0	0	0
	計	12	12	12	12	7	6	12	12	12
第2項の	法第123条 規定による会		第	₹ 12	番	篠原	義從	議」	<u> </u>	
議録署名詞	議貝		穿	§ 1	番	黒 澤	敦史	議		

令和4年第1回定例会

小海町議会定例会会議録

「第 1 日」

- * 開会年月日時 令和4年3月1日 午前10時00分
- * 閉会年月日時 令和4年3月1日 午後 3時02分
- * 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

<u>〇 開 会</u>

議長

皆さん、おはようございます。令和4年第1回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

先月27日に小海町では12年ぶりの町長選挙が行われました。その結果、現職の黒澤弘町長の再選が決まりました。この場をお借りしまして、議会を代表し、お祝いを申し上げます。

昨日の信濃毎日新聞にも掲載されていましたが、安心し、心豊かに住める町、そして町民本位の町を作る。また今回の選挙戦に関連し、謙虚に受け止めたいとも述べております。これは町長の寛容さを示すものであり、積極的に施策に反映させていただきたいと考えています。これから4年間の黒澤町政において、議員の皆さん、そして職員の皆さんと共に黒澤町長のスローガンである元気な小海町を加速させるための町政、そして小海町のため、小海町の町民の皆さんのための町政を基軸とし、皆さんそれぞれの立場において、職務と職責にはたしていただきたいとの思いを新たにしたところであります。

ただ今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和4年第1回小海町議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議長

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議 長において第12番篠原義從君、及び第1番黒澤敦史君を指名いたし

·L	1_	
4	7	
4	7	C

日程第2 「会期の決定」

議 **長** 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

本定例会の運営につきまして、去る2月16日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。 議会運営委員長的埜美香子君。

議会運営

ご報告いたします。

委員長

本日招集の、令和4年第1回小海町議会定例会の運営につきましては、去る2月16日及び本日午前9時から議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会に付議される案件は、人事案1件、契約議決1件、事件案1件、条例案4件、当初予算案5件、補正予算案3件、陳情1件の合計16件であり、会期は本日より3月17日までの17日間とする案を作成いたしました。なお、本日の昼休み12時30分から委員会室におきまして、議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催します。一般質問の通告は2日、議案質疑終了後午後5時までとします。但し質疑が5時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全員協議会を開催いたします。今のところ8日火曜日に開催する予定ですので、ご承知おき下さい。以上でございます。

議長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月17日までの17日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

「異議なし」と認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から3月17日までの17日間と 決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたと おりであります。

日程第3 「町長招集あいさつ・施政方針」

議長

日程第3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。 黒澤町長。

町 長

本日ここに、令和4年小海町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、全員のご参会をいただき定刻に開会できますことを、心から厚く御礼申し上げます。

令和4年度の町政を執行するにあたり所信の一端を申し上げまして、議会議員の皆様をはじめ、町民皆々様方のご理解をいただくとともに、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、今予算は町長の任期の関係から、骨格予算とさせていただきましたので、新規事業については計上してございません。その点のご理解をお願い申し上げます。

まず、私事で大変恐縮ですが、2月27日の町長選挙において、町 民の皆様の心温まる力強いご支持ご支援を頂き、再度町政を担当する 栄誉に浴することができました。

1期目の4年間、議会議員の皆様と共に、町民の声に耳を傾け、公 約である元気な町づくりのため、公平・公正、そして誠実に実行した 実績を町民の皆様に評価していただいた結果であると信じておりま すとともに、町民の皆様の大きな期待と信頼に応えていく大きな責務 をひしひしと痛感しているところでもあります。

来る3月26日よりの新しい任期、新たなる情熱で町民の皆様と共にさらなる町の発展を目指して一生懸命邁進することをここにお誓いする次第です。

これからの4年間、コロナで先行きが不透明な部分も多々ございますが、選挙で訴えて参りました政策の実現に積極的に取り組み、しっかりと行政を推進し、町民の皆様の期待に応えて参る覚悟でございます。ぜひとも議員の皆様、町民の皆様のこれからも変わらぬ叱咤激励、忌憚のないご意見、そして絶大なるご支援ご協力を心より深くお願い申し上げます。

さて、新型コロナ感染症が国内に感染が広がるようになってから丸 2年になりますが、次々とウィルスが変化し、その感染力も強くなる 一方で、感染拡大第6波は予想すらできないほど爆発的に広がってお り、ご承知のとおり未だ「まん延防止等重点措置」の適用が解除され ない状況が続いております。当町においても、昨日までに34名の皆 さんの陽性が確認されました。現在病院や専用施設で療養中の方もお いでになりますが、今のところ重症化する方もなく、皆さん回復され ているようです。小海保育園でも数名の感染が発生しておりますが、 いち早く情報を収集し、関係部署等で対策を講ずるよう努めておりま す。今後も油断することなく対応して参りたいと思います。また、こ の「まん延防止等重点措置」の適用により、町内の飲食店をはじめ、 関連する業種の皆さんや観光関係の皆さんは大きな打撃を受けております。1月の臨時会においてお認めいただいたお食事券と商品券につきましては、2月中旬に全戸配布させていただき使用していただいております。一日も早く「まん延防止等重点措置」の適用が解除され、町内経済が活性化することを祈るばかりです。後ほど予算でもご説明させていただきますが、売り上げ等が落ち込んだ事業者の皆さんに対する「経営継続支援金」の支給についても、4月から申請の受付を開始し、事業者の皆さんに少しでも支援できればと考えております。

3回目のワクチン接種につきましては、2月14日から施設入所者の皆さんから順次始めております。本日と明日2日間は、県主導により総合センターを会場として、希望する皆様に接種をしております。高齢者の皆様の開始については3月4日を予定しております。後ほど町民課長から詳細にご報告いたします。

このような中、最近では国産の経口治療薬も開発され、ようやくコ ロナとの共存の時代が来たという感じがしております。一般的にはこ の2年間を「失われた2年間」と見る方も多いでしょうが、私は「新 たな価値観が生まれた2年間」であると思っております。インターネ ットを使った会議などの手段も以前から少しずつは行われてきてい ましたが、この2年間で全世界が当たり前に使う手段になりました。 交通網の発達などによって時間的距離が短縮されてはきましたが、こ の2年間にもたらされたこれらの技術革新は、世界の時間的距離を一 挙に縮めるものとなりました。そして、これにより身近になったテレ ワークやワーケーションといった新たなワークスタイルは、人々の価 値観を変えるまでになり、今まで見向きもされなかった地方や過疎地 にも希望の光が見えてきました。偶然にも当町が6年前から取り組ん できた「憩うまちこうみ」事業は、これからの時代の要求に即対応で きる事業ではないかと考えております。この2年間は緊急事態宣言や まん延防止等重点措置の影響で思うような取り組みができませんで したが、そのような中でも協定企業を19社まで伸ばしてきました。 今後はこれらの協定企業の皆さんを中心に人を呼び込み、そしてまた その皆さんが人を呼び込むといった関係人口の増加による町の活性 化を目指してまいります。また、協定企業の皆さんのサテライトオフ ィスの誘致など企業誘致も積極的に行っていきたいと考えておりま す。

令和4年度の予算につきましては骨格予算ということで、新規事業

につきましてはまた6月の第2回定例会においてお願いしてまいり ますが、繰り返しになりますが、選挙戦でも訴えてきましたとおり、 とにかく町民だれもが幸せを感じ、安心して暮らせる元気なまちづく りのため、全身全霊をかけてこの4年間取り組みたいと考えておりま す。

こうした中、編成した令和4年度の予算規模は

一般会計

3,768,000千円

国民健康保険事業特別会計

528,000千円

介護保険事業特別会計

715,310千円

後期高齢者医療特別会計

81,586千円

水道事業会計(収益的収入合計) 93,700千円 で

総額 5, 186, 596 千円となり、前年比 149, 778 千円、2.8%の減額と なりました。

次に各款・会計ごとに概要を申し上げます。

〇 歳入予算

歳入予算につきましては、町税は、給与所得の伸びにより、対前年 比 11,463 千円増額の 565,231 千円を計上しました。地方交付税は国 の交付額の増額及び前年度実績をもとに、対前年比 20,000 千円増額 の 1,740,000 千円を計上いたしました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助 金や社会資本整備総合交付金の減額等により、前年度比 36,181 千円 減額の202,727千円を見込みました。

県支出金は、災害復旧費補助金が大幅に減額になったことなどから 26,998 千円減額の、135,618 千円を計上いたしました。

繰入金は、減債基金及び森林環境譲与税基金からの繰入のほか、宅 地造成費などの財源に充てるため財政調整基金から210,000千円の繰 入金を計上いたしました。

町債は、過疎対策事業債において、ハード事業で45,000千円、ソフ ト事業で40,800千円、合計85,800千円とし、地方交付税を補填する ための臨時財政対策債を30,000 千円計上し、町債の合計は骨格予算 のため前年度比 233,400 千円減額の 115,800 千円を計上しました。

○歳出予算

議会費

議会費の総額は66,560千円を計上し、前年に比べ2.9%の減額となりました。主たる要因は、職員人件費の減額によるものです。内容につきましては、議員報酬、事務局人件費、議会だよりなど議会活動に要する経費となります。

総務費

総務費の総額は745,509千円を計上し、前年に比べ22.6%の 増額となりました。

一般管理費では、防犯カメラの管理運用で 2,259 千円、職員等研修 講師謝金として 1,000 千円、公用車 1 台の購入で 1,870 千円、

企画費では、憩うまちこうみ事業関係費で1,433 千円、地域おこし協力隊関係費で41,718 千円、また、本間村上地籍宅地造成工事関係で212,299 千円を計上しました。

民生費

民生費の総額は、782,225 千円を計上し、前年に比べ 1.6%の増額 となりました。

社会福祉費では、障害者支援の観点から、昨年度に引き続き地域活動支援センター「ひまわり」を小海町社会福祉協議会へ運営業務委託を行い、障害者支援と就労支援事業の充実を図ってまいります。

衛生費

衛生費の総額は、376,622 千円を計上し、前年に比べ27.5%の減額 となりました。

保健衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種関係費用として 12,940 千円を計上し、3 回目のワクチン接種を進めるとともに、感染 予防の徹底に努めてまいります。

生活環境衛生費では、昨年度から佐久平クリーンセンターにおいて、可燃ごみ、生ごみの処理を行っております。町内一般廃棄物の収集・運搬等について円滑に行えるよう努めてまいります。

農林水産費

農林水産費の総額は、152,462 千円を計上し、前年に比べ 12.5%の 減額となりました。主たる要因は、畜産振興費の食肉センター廃止と 農地費の県営土地改良事業の負担金の減によるものです。

農業振興費では、鳥獣害防止対策をはじめ、そば・鞍掛豆等特産品

の生産・販売促進に努めてまいります。また、本年度においてもワインブドウ栽培に取り組んでまいります。

畜産振興費では、中部横断自動車道の残土を利用し整備を行ってきました第4牧区について門扉や牧柵の修繕をし、利用できるようにしてまいります。

林業費では、ニホンジカ等有害鳥獣の個体調整や森林環境譲与税を 活用した林道整備を進めて参ります。

商工費

商工費の総額は、393,560 千円を計上し、前年に比べ 3.2%の増額 となりました。

商工業振興費では、新型コロナ対応事業として事業者経営継続支援 金の給付を行い、売上の減少した事業者に対し支援をするほか、消費 行動喚起のためのプレミアム付Pねっと商品券の販売に対する補助を 行ってまいります。

観光費では、各種イベントの開催により町を元気にしていくととも にアフターコロナを見据え、宿泊者増のため宿泊者に対し商品券を配 布する事業を行って参ります。

八峰の湯につきましては、コロナ禍で厳しい経営を強いられておりますが、町民の健康増進、地域振興、交流人口の増加に寄与することを目的に運営して参ります。多くの皆様にご来場いただき、満足いただける施設づくりを目指してまいります。

土木費

土木費の総額は、208,515 千円を計上し、前年に比べ26.0%の減額 となりました。

主たる要因は 橋梁の修繕工事の減によるものです。町道新田小海 原線の工事につきましては、継続して改良工事を進めてまいります。

消防費

消防費の総額は、146,303 千円を計上し、前年に比べ 2.7%の減額 となりました。

昨年実施した防災訓練でご意見のあった災害への対応など、関係機 関との協議を進めてまいります。

教育費

教育費の総額は、402,292 千円を計上し、前年に比べ 9.7%の減額となりました。主たる要因は、小学校費において、大規模な修繕が終了したことによるものです。小学校費では、引き続き町費加配によるきめ細かな少人数教育と支援、電子黒板や1人1台端末によるICT教育の推進、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。

社会教育費では、美術館企画展示、音楽堂コンサートを引き続き 実施してまいります。

保健体育費では、スケートセンターにおいて、地域のスケート振興 のため、11月中旬から2月上旬を営業期間とし、経費節減に努めな がら運営してまいります。

災害復旧費

災害復旧費の総額は、9,000 千円を計上し、前年に比べ84.2%の減額となりました。主たる要因は、台風19号災害の復旧工事費の減によるものです。

公債費

公債費の総額は 479,952 千円を計上し、前年に比べ 1.1%の減額となりました。

国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業特別会計予算の総額は528,000千円を計上し、前年に比べ0.6%の減額で、ほぼ前年度並みとなりました。

国民健康保険事業の運営につきましては、より一層の財政の健全化を図りながら、制度の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平性確保に努めてまいります。

なお、令和4年度の国保税率につきましては、県から提示されている納付金額を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関する協議会においてご協議いただき、決定してまいります。

介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計予算の総額は、715,310 千円を計上し、前年に比べ4.3%の増額となりました。本年が2年目となる、第8期の介護保険事業計画により保険運営を行ってまいります。また、引き続き予防教室など、地域支援事業にも力を入れ、利用者本位の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、81,586 千円を計上し、前年度に比べ 2.9%の増額となりました。主たる要因は、広域連合への保険料納付金の増額によるものです。広域連合との連携を図り、安定した制度運営に努めてまいります。

水道事業会計

水道事業会計予算の収益的収入総額は、93,700 千円を計上し、前年に比べ 0.3%の減額となりました。コロナ禍ではありますが、ほぼ前年並みを見込んでおります。資本的収入及び支出では、建設改良費に、配水管布設替え工事を増額計上しこれまでより早いペースで整備を進めます。また引き続き水系ごとに順次漏水調査を行い、有収率の向上を図り経営の健全化を目指します。

以上、概要を申し上げましたが、令和4年度の最重要課題は、冒頭にも申し上げましたが、いかにこのコロナと共存しながらコロナにより疲弊した町の活気を取り戻すかということだと思います。また、先月24日にはロシアがウクライナに対する軍事侵攻に踏み切り、世界的にも大変不安定な状況となりました。資源が乏しい我が国は、こういった問題が起きると即その影響が国民に及ぶといった構造になっており、特に灯油やガソリンの価格高騰は生活を直撃するものであり、多くの町民の皆さんが不安を感じていると思います。国の施策等も十分に活用しながら、町民の皆様が何を求めておられるのかを的確に判断し、スピード感をもって様々な施策を講じていきたいと考えております。

最後になりましたが、毎年申し上げることではございますが、「元気な小海町」をつくるため、引き続き積極行政を推進してまいる所存でございます。議員の皆様方には是非とも町の元気づくりのため、町民の皆様の満足度の向上のため、同じ方向を向いて進んでいただければ幸いに存じます。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。

議員各位を始め町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上 げ、施政方針といたします。

○提出議案の説明

それでは続きまして、当初予算以外の議案につきまして、議事日程

順に総括的なご説明を申し上げます。

まず同意第1号 固定資産評価審査委員の任命同意につきましては、固定資産評価審査委員の中島厚一さんが3月8日で任期満了となるため、引き続き中島厚一さんを任命することについて同意をいただくものでございます。

次に議案第2号、建設工事請負契約の変更につきましては、災害復旧工事の中村頭首工について、工事費の増額変更契約についての契約 議決をいただくものでございます。

以上2件につきましては、本日審議の上、ご決定いただきますよう よろしくお願い申し上げます。

次に議案第3号、キャリフール小海事業レクリエーション施設指定 管理者の指定につきましては、キャリフール小海事業レクリエーション施設の指定管理について、5年の指定管理期間が3月31日をもって満了するため、引き続き小海町開発公社を指定管理者として指定することに関し議決をいただくものでございます。

次に議案第4号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、期末手当を0.1月分引き下げる改正と、12月に支給された期末手当の0.1月分を6月支給の期末手当から差し引くという改正でございます。

次に議案第5号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第4号と同じく、期末手当を0.1月分引き下げる改正と、12月に支給された期末手当の0.1月分を6月支給の期末手当から差し引くという改正でございます。

次に議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、期末手当を 0.15 月分引き下げる改正と、12 月に支給された期末手当の 0.15 月分を 6 月支給の期末手当から差し引くという改正でございます。

次に議案第7号、小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、新たに大畑に建設している町営住宅を追加するものでございます。

次に議案第13号、令和3年度小海町一般会計補正予算第8号につ

きましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 116,118 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,892,102 千円とするものです。主な補正内容は精算に伴うもので、剰余金につきましては予備費に計上いたしました。

次に議案第14号 令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計 補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算とも 18,666 千円を減 額し、総額で 537,285 千円に補正するものです。主な内容は保険給 付費の減によるものです。

次に議案第15号 令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正 予算第2号につきましては、歳入歳出予算とも2,817千円を増額し、 総額で701,234千円に補正するものです。主な内容は調整交付金の 増によるものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。それぞれ詳細につきましては、副町長、担当課長等からご説明いたします。よろしくご審議のうえ、すべての議案につきまして、可決決定を賜りますようお願い申し上げ、議案の総括説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

なお、令和3年度予算につきましては、最終的な調整が必要となる ため、補正予算第9号として専決処分をさせていただき、6月の第2 回定例会において報告させていただきご承認を賜りたいと存じます ので、ご了承いただきますようお願い申し上げます

日程第4 「諸般の報告」

議 長 | 日程第4、「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページに申し上げてご ざいますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項の ある方はお願いします。以上で「諸般の報告」を終わります。

<u>日程第5 「行政報告」</u>

議 長 日程第5、「行政報告」を行います。

町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。

町	長	では1件ご報告いたします。
		「海と日本プロジェクト」実行委員会が主催する「海の民話のまち
		プロジェクト」に全国9か所の内の1ヵ所に小海町が選ばれ、「クジラ
		の夫婦」というアニメーションが制作され、先月8日に制作発表会が
		行われました。クジラの夫婦が、小海という別天地を求めて日本海か
		ら千曲川を上ってきたが、途中で小海というのは海ではなく地名だと
		聞かされ、泣く泣く日本海に戻っていくという、昔から伝わる民話を
		アニメにしたものです。海と山のつながりから環境保全の機運を高め
		ようというものです。5分半ほどのアニメですが、今後は小中学校や
		美術館で上映会を開いたり、観光宣伝等に利用していきたいと考えて
		おります。報告は以上です。
議	長	以上で町長の報告を終わります。
		他に、行政報告がありましたらお願い致します。
		町民課長【第1回南佐久環境衛生組合議会定例会の報告】
		町民課長【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】
		【小海町介護保険懇話会の報告】
		産業建設課長【小海町上水道運営審議会の報告】
		観光交流センター所長【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】
議	長	以上で「行政報告」を終わります。
		本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・
		代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。
		(尚、代表監査委員は所用により欠席であります。)
		(1.1)
		\(\frac{1}{2}\)
		<u>○ 議案の上程</u>
議	長	\(\frac{1}{2}\)
議	長	○ 議案の上程
議	長	○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意
議	長	○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意 第1号から議案第2号までは上程から採決まで、議案第3号から第1
議	長	○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意 第1号から議案第2号までは上程から採決まで、議案第3号から第1 5号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上
議	長	○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意 第1号から議案第2号までは上程から採決まで、議案第3号から第1 5号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上
		○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意 第1号から議案第2号までは上程から採決まで、議案第3号から第1 5号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上 程いたします。 <u>日程第6</u> 同意第1号
議	長	○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意 第1号から議案第2号までは上程から採決まで、議案第3号から第1 5号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。 <u>日程第6</u> 同意第1号
		○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意 第1号から議案第2号までは上程から採決まで、議案第3号から第1 5号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上 程いたします。 日程第6 同意第1号 「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたし
		○ 議案の上程 これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、同意 第1号から議案第2号までは上程から採決まで、議案第3号から第1 5号までは上程から説明までといたします。それでは、順次議案を上程いたします。 <u>日程第6</u> 同意第1号

議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町長説明)
議長	説明が終わりました。
	これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。
	本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(举手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって同意第1号は原案のとおり同意する
	事に決定いたしました。
	<u>日程第7 議案第2号</u>
	日和然 7、 光中族 6 日
議長	日程第7、議案第2号
	「建設工事請負契約の変更について」を議題といたします。事務局長 に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
1772	(産業建設課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
112	質疑のある方は挙手をお願いします。
12 番議員	12番篠原です。もちろん傷んだ箇所は修理して直さないといけない
	ですけども、これ図面で書いてもらってあるんですけど、写真を添付
	するわけにはいかなかったんですか。
産業建設	はい。お答えいたします。写真も現地でずいぶん撮りまして、県の方
課長	と協議することに利用したわけですけれども、水路そのものたるみ、
	取水口から下流に行くまでの中間がたるんでしまっている。そういう
	状況の写真がなかなかうまくいかない、撮れないというのと、それか
	らその周囲、底側ですね、上は護岸の天端コンクリートが張ってある
	んですけど、その中が空洞になってしまっている。そしてその水路下
	側まで空洞になっているもので、なかなか写真ではお示しづらいもの
	でありましたので、今回このような図面にさせていただきました。以

議 長 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。 (討論なし) 議 長 これで討論を終わります。これから議案第2号を採決いたします。 本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員) 議 長 挙手全員と認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。 ここで11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分) 日程第8 議案第3号 「キャリフーハ海事業レクリェーション施設指定管理者の指定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 即総が終わりました。 日程第9 議案4号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (準務局長朗読) 表 日程第9、議案第4号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (総務課長説明) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明)			
これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。 (討論なし)			上です。
(計論なし) 議 長 これで計論を終わります。これから議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員) 議 長 挙手全員と認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。ここで11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分) 日程第8 議案第3号 (表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	議	長	これで質疑を終わります。
 議 長 これで討論を終わります。これから議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。 (挙手全員) 議 長 挙手全員と認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。ここで11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分) 			これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。			(討論なし)
(挙手全員) 接	議	長	これで討論を終わります。これから議案第2号を採決いたします。
 議長 挙手全員と認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。ここで11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分) 直程第8 議案第3号 機力のに続き会議を開きます。日程第8、議案第3号「キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者の指定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。(総務課長説明) 議長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。(総務課長説明) 議長 日程第9、議案第4号「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 			本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
事に決定いたしました。 ここで11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分) EREXISTANCE (ときに10時58分) EREXISTANCE (ときに10時58分) EREXISTANCE (ときに10時58分) (ときに10時58分) (株憩前に続き会議を開きます。 日程第8、議案第3号 「キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者の指定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) (事務局長朗読) (総務課長説明) (事務局長の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) (事務局長朗読) (事務局長朗読) (総務課長説明) 議長別明が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議長別明が終わりました。			(举手全員)
正元で11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分) 日程第8 議案第3号	議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決する
日程第8 議案第3号			事に決定いたしました。
株憩前に続き会議を開きます。			ここで11時15分まで休憩とします。 (ときに10時58分)
株憩前に続き会議を開きます。			
日程第8、議案第3号 「キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者の指定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。(総務課長説明) 議 長 記明が終わりました。 <u>日程第9 議案4号</u> 議 長 日程第9、議案第4号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。			<u>日程第8 議案第3号</u>
日程第8、議案第3号 「キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者の指定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。(総務課長説明) 議 長 記明が終わりました。 <u>日程第9 議案4号</u> 議 長 日程第9、議案第4号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。			,
 「キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者の指定について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議長期が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	議	長	休憩前に続き会議を開きます。
 ついて」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議長期読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。			日程第8、議案第3号
(事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。 <u>日程第9 議案4号</u> 議 長 日程第9、議案第4号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。			「キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者の指定に
 議長期読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議長期が終わりました。 直程第9 議案4号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議長期読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議長説明が終わりました。 			ついて」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。 <u>日程第9 議案4号</u> 議 長 日程第9、議案第4号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。			(事務局長朗読)
 議 長 説明が終わりました。	議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
 直程第9 議案4号 議長 日程第9、議案第4号 「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議長 説明が終わりました。 			(総務課長説明)
議 長 日程第9、議案第4号	議	長	説明が終わりました。
議 長 日程第9、議案第4号			
「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めま す。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。			<u>日程第 9 </u>
条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。	議	長	日程第9、議案第4号
す。 (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。			
(事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。(総務課長説明)議 長 説明が終わりました。			
議長朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。(総務課長説明)議長説明が終わりました。			
(総務課長説明) 議 長 説明が終わりました。	= *	F	
議 長 説明が終わりました。	譲		
	-11		
<u>日程第10 議案第5号</u>	議	長	説明が終わりました。
<u>日程第10 議案第5号</u>			
			<u>日程第10 議案第5号</u>

 議長日程第10、議案第5号 「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正す例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めま (事務局長朗読) 議長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (総務課長説明) 	
例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めま (事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
(事務局長朗読) 議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	(す。
(総務課長説明)	
(Are 3/3 B.V. S. O. B. V. 3.)	
議 長 説明が終わりました。	
<u>日程第11 議案第6号</u>	
議長日程第11、議案第6号	_
「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい	7]
を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
(事務局長朗読)	
議 長 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 (*) **********************************	
(総務課長説明)	
議 長 説明が終わりました。	
<u>日程第12 議案第7号</u>	
議 長 日程第12、議案第7号	
「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題	とい
たします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
(事務局長朗読)	
│議 長 │ 朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
(町民課長説明)	
(町民課長説明)	
(町民課長説明)	
(町民課長説明) 議 長 説明が終わりました。	
(町民課長説明) 議 長 説明が終わりました。	
(町民課長説明) 議 長 説明が終わりました。 <u>日程第13 議案第8号</u>	0
(町民課長説明) 議長 説明が終わりました。 日程第13 議案第8号 議長 日程第13、議案第8号	. 0
(町民課長説明) 議 長 説明が終わりました。 <u>日程第13 議案第8号</u> 議 長 日程第13、議案第8号 「令和4年度小海町一般会計予算について」を議題といたします 	. 0
(町民課長説明) 議 長 説明が終わりました。 <u>日程第13 議案第8号</u> 議 長 日程第13、議案第8号 「令和4年度小海町一般会計予算について」を議題といたします事務局長に議案の朗読を求めます。 	. 0

議	長	ここで午後1時まで休憩とします。 (ときに11時55分)	
議	長	休憩前に続き、会議を開きます。	
		(副町長説明 30ページ 款1 議会費 から)	
議	長	説明が終わりました。	
		,	
		<u>日程第14 議案第9号</u>	
議	長	日程第14、議案第9号	
		「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題	
		といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
		(町民課長説明)	
議	長	説明が終わりました。	
		日程第15 議案第10号	
議	長	日程第15、議案第10号	
		「令和4年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題とい	
		たします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
		(町民課長説明)	
議	長	説明が終わりました。	
		<u>日程第16 議案第11号</u>	
 議		日程第16、議案第11号	
		「令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題と	
		いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
		(町民課長説明)	
議	長	説明が終わりました。	
		<u>日程第17 議案第12号</u>	

議	長	日程第17、議案第12号	
		「令和4年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたしま	
		す。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
		(産業建設課長説明)	
議	長	説明が終わりました。ここで2時30分まで休憩とします。	
一致	IX	(ときに 2 時 10 分)	
		日程第18 議案第13号	
議	長	休憩前に続き、会議を開きます。	
		日程第18、議案第13号	
		「令和3年度小海町一般会計補正予算(第8号)について」を議題と	
		いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
		(副町長説明)	
議	長	説明が終わりました。	
		日程第19 議案第14号	
議	長	日程第19、議案第14号	
		「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)に	
		ついて」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。	
		(町民課長説明)	
議	長	説明が終わりました。	
	日程第20 議案第15号		
議	長	日程第20、議案第15号	
		「令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につい	
		て」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	

議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
		(町民課長説明)
議	長	説明が終わりました。
日程第21 請願・陳情等		
議	長	日程第21、陳情第1号についてを議題といたします。今定例会で 受理した陳情はお手元に配布した通りであります。陳情書の朗読及 び審議は付託した委員会でお願いいたします。
<u>O 散 会</u>		
議	長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 議案質疑は明日2日、水曜日、午前10時から行います。これにて本 日は、散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに3時02分)

	令 和 4 年 第 1 回
	小海町議会定例会会議録
	「第 2 日」
*	開会年月日時 令和4年3月2日 午前10時00分
*	閉会年月日時 令和4年3月2日 午後 2時43分
*	開会の場所 小海町 議会 議場
	会議の経過
	<u>〇 開 会</u>
議長	皆さんおはようございます。本日は議案質疑であります。 今年の冬は寒さが厳しく、雪が降ってもほとんど解けなくて、雪の捨て 場にも困るような状況でありました。しかし、この頃になってようやく 寒さが和らぎ、春を感じるようになってきました。招集日初日の昨日も、 議員の方から暑いので上着を脱いでいいかなどとの言葉がありました。 今日も予想では暖かいようでありますので、暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構であります。 ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、 これから本日の会議を開きます。
	〇 議事日程の報告
議長	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・ 代表監査委員・各課長・教育次長・所長・会計管理者であります。
	日程第1 議案第3号
議長	日程第1、議案第3号「キャリフール小海事業レクリエーション施設 指定管理者の指定について」を議題といたします。これから質疑を行 います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。

		<u>日程第2 議案第4号</u>
議	長	日程第2、議案第4号「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質
		疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。
		(質疑なし)
議	 長	これで質疑を終わります。
17%		
		<u>日程第3 議案第5号</u>
議	長	日程第3、議案第5号「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の、歌なみ工士スタダスのいて、な業題といわります。これから既認
		の一部を改正する条例について」を議題といたします。これから質疑 を行います。
		質疑のある方は挙手を願います。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		<u>日程第 4 議案第 6 号</u>
議	長	日程第4、議案第6号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
		正する条例について」を議題といたします。これから質疑を行います。
		質疑のある方は挙手を願います。 (質疑なし)
=±		これで質疑を終わります。
議	長	これに貝無を於わります。
		日程第5 議案第7号
議	長	日程第5、議案第7号「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例
		について」を議題といたします。これから質疑を行います。
		質疑のある方は挙手を願います。 (類なよ)
- *		(質疑なし) これで質疑を終わります。
議	長	これで貝矩を於わりまり。
<u>日程第6 議案第8号</u>		
議	長	日程第6、議案第8号「令和4年度小海町一般会計予算について」を議
		題といたします。これから質疑を行います。
		歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。
		頁疑のめる万は争于を願います。 予算説明資料 1 ページから 2 ページ。
		1ページ、職員調書、2ページ。

4ページ、一般会計概要4ページから6ページ。 4ページ、5ページ、6ページ。 町税予算内訳書7ページから9ページ。 7ページ、8ページ、9ページ。 歳入に移ります。 10ページ、款1 町税、項1 町民税、 項2 固定資産税、 項3 軽自動車税、10ページ。 次、11ページ、項3 軽自動車税続き、 項4 市町村たばこ税、 項5 入湯税。 款 2 地方譲与税、項 1 地方揮発油譲与税、 11ページ。 次、12ページ、項2 自動車重量譲与税、 項3 森林環境讓与稅。 款3 利子割交付金。 款4 配当割交付金、12ページ。 次、13ページ、款5 株式等譲渡所得割交付金。 款 6 法人事業税交付金。 款7 地方消費税交付金、13ページ。 次、14ページ、款8 ゴルフ場利用税交付金。 款 9 環境性能割交付金。 款10 地方特例交付金、14ページ。 次、15ページ、款11 地方交付税。 款12 交通安全対策特別交付金。 款13 分担金及び負担金、項1 分担金、15ページ。 次、16ページ、項2 負担金、16ページ。 次、17ページ、項2 負担金の続き。 款14 使用料及び手数料、項1 使用料、17ページ。 次、18ページ、項1 使用料の続き、 項2 手数料、18ページ。 次、19ページ、款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、19ページ。 次、20ページ、項2 国庫補助金、 項3 国庫委託金、20ページ。 次、21ページ、款16 県支出金、項1 県負担金、21ページ。 22ページ、 項2 県補助金、22ページ。 次、23ページ、項2 県補助金の続き。 11番 篠原です。農業振興補助金の中で、昨年度は農業次世代人材投資 11 番議員 事業というのが150万計上されておりました。農業振興ということだと 思います。その前の年には、強い農業担い手育成事業補助金というの があったんですけれども、昨年ではそれも皆減になり、それで今年度

3ページ、職員在籍数調べ、3ページ。

	はこの農業次世代人材投資事業というものが150万皆減になっていま
	すけれども、これは国の制度か何かが変わってこういうふうになって
	きたのでしょうか。
産業建設	おはようございます。お疲れさまです。
課長	お答えいたします。まず初めに、次世代人材育成投資事業の関係です
HAIT	けれども、本年度の中で1名該当者がいたんですけれども、途中でリ
	タイヤというようなことがありました。
	新規就農者の新事業の関係でございます。今のところ、新規就農者に
	つきましては、予定者がいないということで、計上されておりません。
	また、強い農業の担い手の関係ですけれども、こちらにつきましては、
	優良な農業者に対して、国の制度ですけれども、補助をする。それは例
	えばハウスであるとか、ほかの設備、そういったものに補助が出ると
	いうことで、以前は該当者が1名おったわけですけれども、そこも申
	請者がないということで、4年度につきましては計上されておりませ
	ん。以上です。
議長	ほかに、県補助金に続き。
172	次に、24ページ、項3 県委託金。
	款17 財産収入、項1 財産運用収入、24ページ。
	次、25ページ、財産運用収入の続き、
	項2 財産売払収入。
	款18 寄附金。
	款19 繰入金、項1 特別会計繰入金、25ページ。
	次、26ページ、 項2 財産区繰入金、
	項3 基金繰入金。
	款20 繰越金、26ページ。
	次に、27ページ、款21 諸収入、項1 貯金利子、
	項2 貸付金元利収入、
	項3 受託事業収入、
	項4 雑入、27ページ。
	次に、28ページ、項4 雑入の続き、
	項5 延滞金、加算金及び過料、28ページ。
6番議員	6番 的埜です。お願いします。上の段の雑入の関係で、そばの里づく
	り事業の中で上の段の右側のそば粉の販売収入というところと、下の
	左側のそば粉の販売収入という、これの違いは何か、すみません、ある
	のか教えてください。
産業建設	お答えいたします。まず、上の段の販売収入ですけれども、これは冷凍
課長	とありますのは、冷凍そばのことでして、本年度はだんだん増えてき
H1 12	ておりますけれども、以前から、上に書いてあるそばは冷凍そば、
	加工後の製品のことです。右上のそば粉の販売収入10割と左下の270キ
	ロの違いということでよろしいですかね。すみません、これにつきま
	して、また後ほど回答させていただきます。

6番議員	それは、じゃまた後ほど聞きたいと思いますが、そば粉の収入、先ほど
	冷凍という話で、昨年度1万1,000食ということで、今年度5万食、かな
	り増えると思うんですけれども、その辺の見通しはあるのかというか、
	根拠というか、そこをまずお願いします。
産業建設	お答えいたします。極端に増えているということなんですけれども、
課長	こちら今年度につきまして、この冷凍そばをリエックスのほうへも営
	業をしたということでして、そうしましたら、大変これはいいと。ぜひ
	この小海だけでなく、ほかの施設でも使っていきたい、そういう方向
	になりまして、今作付しているソバでは不足するような大量のものを、
	全部といいますか、シャトレーゼ関係の静岡、山梨ですけれども、そち
	らのほうへも供給するにはちょっと足りないぐらいの状況になりまし
	たので、作付のほうも、これから説明会等ありますけれども、なるべく
	多くしていただくよう、農家の皆さんにもお願いしていきたいという
	ことで、本年度このような数字になっております。以上です。
6番議員	分かりました。その下の鞍掛豆の関係でも販売がやっぱり440キロのほ
	うから4,000キロというふうに増えているんですけれども、かなり在庫
	を抱えているという話も聞いているんですけれども、この辺は大丈夫
	なんでしょうか。お願いします。
産業建設	こちらの鞍掛豆につきましては、生産のほうも多く、作付、たまたま令
課長	和3年度につきましては虫食いとか状況は悪かったんですけれども、
	たくさん集まると。
	今度は、こちらのほうの加工した製品ですけれども、今のところはこ
	れまでどおりの、きな粉にするですとか、それからアイス、ウインナ
	一、納豆、そんなようなものも豆腐のほかに加工品としてやっている
	んですけれども、令和3年度で100DIVE(ダイブ)というグループがあ
	りまして、こちらのほうでもいろいろ加工品、売れるものを考えてい
	ってくれるということで、そういったことを試作品を作って販売して
	いく、そういうことも加味して、積極的に販売していきたいというこ
	とでございます。
	また、収量が多く、はけないほどあった場合には、問屋さんのほうへも
	そのまま加工しないもの、そういったものを町外も今現在取引ありま
	すので、余るといいますか、豆腐加工しないものにつきましてはそち
	らのほうに販売もしていきたい、そういうことでございます。以上で
	す。
議長	23ページ、ほかにございませんか。28ページ。
	次に、29ページ、款22 町債。
	歳出に移ります。
	30ページ、款 1 議会費。
	31ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、
	31ページ。
6番議員	お願いします。職員等の活動費の中の委託料で、顧問弁護士費用とい
	うところで、昨年度からまたさらに増え、72万ということなんですけ

	れども、これ具体的に何かあるのでしょうか。お願いします。
総務課長	お疲れさまです。特に何かあるというわけではなくて、昨年度の単価
	がちょっと安かったものですから、多少上げさせていただいたという
	ことで。相談件数もこのところいろいろなことがあって増えておりま
	すので、増やしたということでございます。
6番議員	この顧問弁護士費用というのが当初予算に載っかってくるということ
	が昨年度からで、それまでの資料を見ると当初でということはなかっ
	たと思うんですけれども、補正のほうでいつもやるというところなん
	ですけれども、その辺の説明をお願いします。
総務課長	お答え申し上げます。それまでの顧問弁護料については、北牧財産区
	がふるさとの森の関係でずっと顧問弁護士をお願いしておりました。
	町のほうも、何かあるときにはちょっと便乗させていただいて、そち
	らで相談をさせていただいていたと。昨年からそのふるさとの森の問
	題が全て解決してしまって、北牧財産区のほうが顧問弁護士を頼まな
	いということになりまして、今度は町のほうでその分お願いするとい
	う経過で、昨年度からお願いをし始めました。以上です。
6番議員	そうすれば、恒常的に必要だというふうに捉えていいのかどうか。こ
	れまでも財産のことということで、言い方は悪いけれども難癖をつけ
	られたりということが、町長が代わるごとにそういうようなことがあ
	ると思うんですけれども、そういうことってやっぱり今も続いている
	のか。歴代の方たちにいろいろ相談しているのかどうか。その辺、すみ よれっ よ際によます
<i>₩</i> , ₹₩ =₩ =	ません、お願いします。
総務課長	お答え申し上げます。今おっしゃられた問題につきましては、今でも
	│続いております。一旦は裁判で町のほうが勝ってはいるんですけれど │も、相手方がまた控訴しましたので、また戦うというか、裁判をしなけ
0 平詳 =	ればならないという状況になっております。 小池です。今の職員等の活動費の中で、防犯カメラと河川カメラの関
9番議員	小心です。今の職員寺の佰動賃の中で、防犯カメノと何川カメノの関 係で、防犯カメラのほうは通信回線料の、要するに保守管理料は別に
	様で、例光ガグラのはりは通信回縁杯の、安するに保り管理杯は別に 載っているのですが、河川カメラはこれは少ないということで、これ
	載りているのですが、何川ガグラはこれは少ないということで、これに は両方を兼ねてこれだけの金額ですか。
※※※※※ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	防犯カメラにつきましては、20台設置してございます。前に議会の皆
総務課長	様にもこのサーバー室にある防犯カメラのモニターを視察していただ
	いたことがありますけれども、その20台については全てこちらのほう
	へ情報が逐次入ってくるようになっています。河川カメラにつきまし
	ては、何分かに1回こう、撮影したものをインターネットを通じて今
	ホームページで確認ができるという方式になっておりまして、その関
	係で回線、河川カメラは3台しかありませんので、そういう関係で金
	額が低くなっておるということでございます。
9番議員	私が聞いているのは、通信回線料はいいけれども保守は
議長	すみません、小池議員、マイクを上げてください。
9番議員	要するに通信回線料と、もし保守管理料は一緒に3台分これだけとい
○田哦只	A / SI-SIR PARTICLE OF A PETITION AND CAMED CA

	う解釈でいいということですか。
<i>₩</i> 3 <i>t</i> = E	1 1 1 1
総務課長	防犯カメラにつきましては、その下のほうに、左側の欄に防犯カメラ
	保守管理料ということで94万1,000円計上させていただいております。
	河川カメラにつきましては、この金額で全てやっているということで ございます。
10 巫 辛 巳	
12 番議員	
	どういった研修を計画しているのか、ちょっとお聞きしたいですけれ ども。
₩3左=田 E	これにつきましては、職員のスキルアップのための研修でございまし
総務課長	て、法令遵守ですとか、ハラスメントですとか、そういった関係から始
	まって、職員の知識というか能力を高めるための研修も予定をしてお
	ります。ただ、昨年も同じくこの100万円の予算を取らせていただいた
	んですけれども、やはりコロナの関係で講師が、いい講師がいてやっ
	ていただけることにはなっていたんですけれども、そういった皆さん
	が全てコロナの関係で来られなかったということで、今回補正のほう
	では落とさせていただいております。以上です。
12 番議員	12節のちょっとこれ小さい字で分かりづらいんですけれども、地方会
12 田 明天	計何とか作成支援事業とありますけれども、これはどういったもので
	しょうかね。
総務課長	お答え申し上げます。地方公会計ということで、要するに町は一般的
	には複式の予算というものはつくらないわけですけれども、町の財政
	破綻ですとか、そういったことが生じるようになって、しっかりと財
	政的な管理を毎年していけということで、この財務諸表 4 表というの
	をつくらなければならないということで、これを以前2,000万ぐらいで
	すかね、かけて当初のものを整備しました。その後、毎年毎年それを見
	直していかなければならないということで、1年間にこのぐらい委託料
	を払ってその数字を見直しているということで、これについては町の
	ホームページのほうに全部アップをしてございます。以上です。
12 番議員	次に、13節なんですけれども、現行法令使用料230万とありますけれど
40.75 T	も、この法令使用料といったものはどういうものか。
総務課長	議員の皆さんにつきましては、ここに条例集がございます。これを見ていただいているわけですければも、隣長につきましては、オンライ
	ていただいているわけですけれども、職員につきましては、オンラインで条例ですとか法律ですとか、そういったものが全て見られるよう
	ンで条例ですとか伝律ですとか、そりいつにものが至し見られるよう になっております。それの要するに使用料ですね。そのソフトを使う
	使用料ということですね。
 議 長	ほかに31ページございませんか。
一	次、32ページ、目 1 一般管理費続き、32ページ。
 5番議員	おはようございます。よろしくお願いします。5番渡邊晃子です。一
	番下の説明のところで、公用車の購入につきましては、経過年数、走行
	距離等により計画的な更新を行うものですとありますが、その公用車
	は今どういったものが何台あってとか、経過年数、走行距離、そういっ

	た一覧を委員会までに資料をお願いしたいんですが。
 総務課長	資料のほうは用意させていただきます。
5番議員	お願いします。それから、その計画的ということですが、もし計画もあ
0 田 班 兵	れば併せてお願いします。
総務課長	計画的にといいますか、車の傷み具合ですとか走行距離等を見ながら
	計画的に行っているということで、何年たったら替えるとか、そうい
	う規則は設けておりません。
議長	ほかに、32ページ。
	次、33ページ、目 2 財産管理費。
	次、34ページ、財産管理費続き。
	次、35ページ、目 3 広報費。 次、36ページ、企画費、目 4 企画費。
 6番議員	が、50°、 ン、正画質、日4 正画質。
0 街 硪 貝	か令和4年度からは地域おこし協力隊のほうに委託するというような
	ことを前お答えになっていたと思うんですけれども、そういっためど
	はたっているのかどうか、お願いします。
総務課長	36ページの委託料のところに、3段目ですね、事業承継委託料という
	ことで880万計上してありますが、今までは町の協力隊として町で賃金
	を払って仕事をさせていたわけですけれども、この4年度から、この
	皆さんに委託ということで、全てお任せするということでやりますの
	で、計画どおりに進んでおります。
6番議員	計画どおりにということなんですけれども、場所とかそういうところ
	は決まったのか。完全に小山豆腐さんを離れて委託という形でもっていけるのかどうかをお願いします。
 総務課長	移転先につきましては、今協力隊のほうがあちらこちらを当たりなが
小心打力。不又	ら見つけているところです。小山さんのほうについては、まだそんな
	に急がなくても、当面は貸していただけるという話で進んでおります
	ので、場所がいいところが見つかったら移転するということでやって
	おります。
議長	ほかに。
11 番議員	11番 篠原伸男です。今の関連ですけれども、地域おこしの皆さんに委
	託ということでありますけれども、たしか昨年の予算で従前の小山豆
	腐さんの器具は町が買い上げた、たしか500万ほどで。それから、今の
	施設も120万ほどでお借りしているということでありますけれども、こ
	れは今小海町に、昨年の7月8月からですか、移してやっているとい
	うことで、これは小海町の事業を全部この地域おこし協力隊の2名の 方に委託し、それで地域おこし協力の皆さんが受託事業としてやって
	かに安託し、それで地域ねこし励力の皆さんが支託事業としてやりで いくと、そういうことでしょうか。
 総務課長	そういうことでございます。
11 番議員	町からの受託事業となると、収入、例えばスケートセンターも業者に
・・田以久	2.11 . 2.11 . 2.11 . 2.11 . 2.11 . 2.11 . 2.11

	委託してやっておりますよね。そこで上がってきたスケート料の使用
	料とかそういうものは皆町の収入に上げてあります。これが受託事業
	だと思うんです。最近では、指定管理者制度というものが、町が施設
	等々皆つくってやって、やった場合には収入等については指定管理者
	の収入という形になるようになっておりますけれども、受託事業とな
	ってきた場合に、その場合に、この予算の中にその豆腐あるいは油揚
	げ等々の売上げというものを上げなければ、これはおかしいんじゃな
	いですか。同じ受託を受けている松原のスケート管理センターとかあ
	あいうものは全て町のものなので、だから受託事業と指定管理者制度
	というものは違うわけなんですよね。その辺のところはどのように解
	というものは違うわけなんとすよね。その恩のところはこのように辟していますか。
<i>₩</i> 3 <i>₩</i> -	
総務課長	今考えておりますのは、国からこれ特別交付税で来るわけですけれど
	も、その中で全てを賄ってやっていただきたいと。それで、事業化、要
	するに3年後には協力隊はこの国から来るお金がなくなって、自分た
	ちで独立をしていかなければならないということですので、もし収益
	があるとすれば、そのときのために積み立てていただいて、やってい
	ただくという考え方でやっております。今、篠原議員さんおっしゃっ
	たことにつきましては、ちょっともう一度答弁はしっかり考えさせて
	いただいて、委員会でお答えをしたいと思います。
11 番議員	せっかく、あの2人当然やる気もあるし、それから町も施設も借りて、
	買い上げてやって、それでやっていく分について、私はそのものを否
	定するわけじゃなくて、ただやっぱり受託事業と指定管理というもの
	が、なぜ指定管理者制度ができたかということ、それから、受託事業と
	いうもの、スケートセンターの例を見てもそうですけれども、そうい
	うものになってくれば、収入は一旦は上げなければならないものだと
	思いますよ。例えば、昨年は豆腐の売上げということで400万ほど計上
	してありましたが、大変、昨年8月からでしたっけ、7月だか8月から
	やりまして、頑張ってやってきて、今人件費の分を除けばいいペース
	でやってきていますから、3年後じゃなくて、今安心してできるよう
	なシステムをぜひ、必要なものだったらそれは補助でも出したりして
	でもやって、継続できるようにということで、ただ単に簡単にそれで
	任せちゃって後はという、残ったものはといったら、町の施設をまだ
	使ってやっていくわけですから、その辺は十分考えて、また委員会の
	ときの答弁をお待ちしています。以上です。
議長	ほかに。
	お願いします。協力隊全体として、憩うまちの後継、憩うまちと移動販
5番議員	や願いしまり。励力隊主体として、思りまらの後継、思りまらと移動販 売ですか、後継者決まったのかどうか、そのあたりをお願いします。
総務課長	後継者につきましては、ただいま募集をかけていて、何名かの応募は
かいうり 日本 大文	ございます。これで係のほうで面接を行って、いいようであれば後継
	者として雇っていきたいということで動いております。
議長	ほかに、36ページ。
H3%	l

	₩ 05 0 × A T###
	次、37ページ、企画費続き。
	38ページ、同じく企画費続き。
	次、39ページ、目 5 地域振興費、
	目 6 積立金。
6番議員	地域振興費のほうで、集落支援事業というか、チャレンジ支援金の関
	係で、2年目3年目の事業を継続支援というふうにあるんですけれど
	も、要綱とかはそのままでいくということでしょうか。そして何件予
	定されているのかお願いします。
総務課長	まず要綱ですけれども、今のまま取りあえずはやっていく予定でござ
	います。前にもこれについては再度見直しをして、いい形であれば再
	度取り組むというお答えを申し上げたと思うんですが、その制度設計
	について今係のほうで考えているところで、取りあえず間に合いませ
	んので、来年度は2年目3年目ということでいきたいというものでご
	ざいます。継続については、たしか3件ほどあったと思いますけれど
	も、ちょっとはっきりと、6件あるということですので、よろしくお願
	いします。
6番議員	今後再度見直しということで制度設計していくということなんですけ
	れども、この2年目3年目だけの事業ということで今の要綱にちゃん
	ときちっと合うのかどうかということなんですけれども。
総務課長	2年目3年目の事業ということで、1年目のものを受け付けるときに
	2年目も3年目も約束をしておりますので、その分については同じよ
	うにやっていくということでございます。
議長	ほかに、39ページ。
	次、40ページ、目7 総合センター運営費、40ページ。
	次、41ページ、項2 徴税費、目1 税務総務費、41ページ。
	次、42ページ、目 2 賦課徴収費。
	次、43ページ、戸籍住民登録費。
12 番議員	12番 篠原です。12節の個人番号カード発行委託料とありますけれど
	も、このカード発行がなかなか進まないというような話も聞いたんで
	すけれども、そこら辺の状況をひとつお願いします。
総務課長	たしかおっしゃるようになかなか進まないというのが実情でございま
	すけれども、国のほうの施策でマイナポイントの付与が今度結構この
	4月からたくさんつくようになりますので、そういった部分で多少加
	速するんではないかなという気はしております。以上です。
議長	ほかに、43ページ。
	次、44ページ、項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費、
	目 2 参議院議員通常選挙費、
	目3 県知事選挙費、44ページ。
	次、45ページ、項5 統計調査費、
	項6 監査費。
	次、46ページ、負担金等交付団体の概要。

	V. 42 ° V ** C D /L #
	次、47ページ、款3 民生費、項1 社会福祉費、
	目 1 社会福祉総務費、47ページ。
	一次、48ページ、目1 社会福祉総務費続き。
	次、49ページ、目2 老人福祉費。
12 番議員	12番 篠原です。49ページ18節の高齢運転者事故防止補助金とあります
	けれども、具体的な補助、どのような補助をしているのか、ちょっとお
	聞きしたいですけれども。
町民課長	お疲れさまでございます。高齢運転者事故防止の補助金であります。
	これにつきましては急発進を防ぐ装置、それを取り付けることによっ
	て補助の対象にしているという制度の内容でございます。具体的には
	1件5万円を限度として10件分の予算を計上させていただいたという
	内容でございます。以上です。
12 番議員	1件5万円の補助ということなんですけれども、その機械といいます
	か、あれば、一体どのくらいかかるものなんでしょうか。1台につき。
町民課長	年式だとか、そういうものによって違うと思いますけれども、新車で
	購入するときに最近はつけられるんではないかと思います。具体的に
	幾らということについては、車種いろいろあると思いますので、把握
	はしてございません。
議長	ほかに、49ページ。
	次、50ページ、目3 やすらぎ園運営費。
6番議員	お願いします。やすらぎ園の関係で、この下の注意書きのところで、大
	規模の修繕工事を計画しているということで、先般の説明の中で6月
	のほうで予算化をしていくという話もあったんですけれども、具体的
	にどういう計画かというところを示していただきたいなと思います。
	前、電気系統のキュービクルの関係でしか、たしか出ていなかったと
	思うんですけれども、よろしくお願いします。
やすらぎ	4年計画で大規模に修繕をするということで、早急にやらなければい
園 所 長	けない事業を令和3年度電気系統、やらせていただきました。それか
	ら建物の外壁、それから屋内配線系統ですとか様々なことを、30年た
	っていますので4年計画でやっていく中で、6月の補正でお願いした
	いのは外壁を中心とした擁壁のタイルが落ちないようにする施工です
	とか、あと燃料タンク、オイルタンクが今の法令に適合してこなくな
	ってくるということで、そちらのほうを修繕するというのが主な事業
	です。また、6月の補正でお願いしたいと思っていますので、よろしく
	お願いいたします。
6番議員	4期に分けて大規模改修工事計画ということですので、その辺いろい
	ろ具体的に説明していただきたいなと思います。以上です。
議長	ほかに、50ページ。
	次、51ページ、目4 心身障害者福祉費。
	次、52ページ、目 5 あゆみ園運営費。
	次、53ページ、項2 児童福祉費、目1 保育所費。
	叭、⋯ 、 、、スム 八里佃畑貝、口1

	次、54ページ、保育所費続き。
5番議員	5番 渡邊です。お願いします。保育所費ですが、すみません、保育園
	に入りたいというお子さん、募集がかかったと思いますが、未満でも
	お断りをしたケースがあるのかどうか、お願いします。
子 育 て	では、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。令和4
支援課長	年度の入所に向けての未満児の対応ということでございますが、令和
	4年につきましては、今ご質問ありました未満児につきましては全て
	入所予定ということで、特に体制等の関係でお待ちいただいていると
	か、そういう状況は今のところないということです。申込みがありま
	したのは今、104名ということで予定しておりますが全て入所予定とい
	うことです。ただ未満児につきましては年齢が1歳に来た時点でお母
	さん方がちょうど育児休業等が終わって、それで復職するタイミング
	というのがございますので、いずれそういう方については随時入所し
	ていきますが、全て入所予定ということでございます。以上でござい
	ます。
5番議員	すみません、引き続きで。また育休のタイミングなどあるかと思うん
	ですが、今の状態で途中で入りたいというお子さんがいた場合、受入
	れ可能なんでしょうか。
子 育 て	いずれの全体の保育士のいろいろ配置状況というのが当然関わってく
支援課長	るわけでございますが、たまたま令和4年度に0歳児さんにつきまして
	は、一応予定数としては4名ということで、昨年と比べて半数以下と
	いう状況の中で、それで随時入ってくるということでございます。た
	だし、その分、1つ上の1歳児が昨年からの継続で入所が多いという
	ところで、今の状況を見る限りでは、年度途中でもゼロ歳児の方々の
	入所については、あくまでも今の状況でございますが、年度途中、今申
	込みがなくても状況を見た中では対応できるのではないかというとこ
	ろで、今現場では考えているところでございます。以上でございます。
11 番議員	11番 篠原です。53ページと54ページに関わってきますけれども、保母
	さんの数が昨年より3名、予算上では減っておりますが、これは当初
	予算ですから追加で採用があった後で補正で3人になって正常に戻る
	のか、それとも加配とか、53ページの加配・未満児保育士が昨年より3
	人ほど増えている。それから、代替保育士さんたちというようなこと
	も6人というのが載っておりますが、その辺のところ、3人減った理
	由というのはどういうことでしょうか。
子育て	保育園に関しては、今篠原議員からご質問がありましたとおり、いず
支援課長	れ昨年の年度当初まず予算計上した状況と、あと、あくまでも4月に
	入ってからですが、一番は会計年度任用職員で、俗に言う代替えとい
	う形で対応した保育士さんを3名分、今度はパートではございますが
	日勤、丸々それこそ正職員と同じような体制を取ったという状況の中
	で、いずれ代替えさんが減ってその分会計年度任用職員の日勤の皆さ
	んに移行したという状況もございます。あと、いずれ正職員につきま

	しては、年途中でございますが、今産休を取っている保育士さんが3
	人いらっしゃるという状況の中で、1名につきましてはこの4月をも
	って復職をいたしますが、そういう状況で正職員で今お休みしている
	 先生もいらっしゃるという中で今回の予算措置ということでございま
	す。以上でございます。
議長	次、55ページ、目2 児童措置費。
11X 2X	次、56ページ、目3 児童館運営費。
	次、57ページ、目4 結婚推進子育て支援費。
	次、58ページ、負担金等交付団体の概要。
	ここで、11時15分まで休憩といたします。
	(ときに10時58分)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
	ここで、先ほどの6番的埜議員の質問に対して産業建設課長より答弁
	があります。
産業建設	すみません、28ページにお戻りください。収入の最後、雑入のところの
課長	そばの関係でございます。そばの里づくり事業ということで、そば粉
	の10割というふうに書いてございます。それが3,250キロ、これは玄ソ
	バの量でございまして、6というのは粉にすると殻を取りますので、
	製粉することでこのくらい落ちるということなんですけれども、で700
	円。それは、左側の冷凍そばを作るに際して、伊那の業者さんなんです
	けれども、その会社では粉をこちらから買ってくれると。その収入が
	主なもの。ただ、こちらのほうでも小海におきましても10割のそば粉
	も多少は扱いますので、丸々全部ということではありませんが、主に
	はそこへの販売収入ということでございます。いずれにしましても、
	昨年は乾麺ということで当初予算にも計上させていただいたわけです
	けれども、今度は冷凍麺へシフトしていくという、そういう方向で考
	えております。以上です。
議長	引き続き予算説明資料
	59ページ、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、
	59ページ。
	次、60ページ、予防費、目2 予防費。
	61ページ、予防費続き。
	62ページ、同じく予防費続き。
	63ページ、項2 生活環境衛生費、目1 生活環境衛生総務費、
	63ページ。
	次、64ページ、目 2 塵芥処理費。
12 番議員	12番 篠原です。64ページ、12節の水処理施設管理委託とありますけれ
. – щихя	ども、この管理委託、ちょっと具体的に教えてもらいたいんですけれ
	とも。
町民課長	と 0。 水処理の管理委託ということで、84万5,000円の内容でございますが、
四	小処壁の音壁姿能ということで、84万5,000円の内谷でこさいますが、 これにつきましては、旧ごみの処理場、草刈久保でございます。草刈久
1	これがにつさましては、旧こかが処理物、早刈八休じこさいまり。早刈八

保の埋立て等作業をした経過の中で、放流水に対しまして浄化槽を設置してあると。浄化槽の管理費の委託料でございます。以上です。 はかに、64ページ。次、65ページ、目3 し尿下水処理費。 お願いします。南環の関係で新しく南環新組合設立準備室負担金というな。ととで、下のほうにも説明があるんですけれども、これはいつから始めることなのか、ちょっとその辺、もう少し説明をお願いします。 町民課長 新し尿等処理施設でございます。昨日の報告の中で南環の報告がございました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の変託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりまました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からブラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。よりですけれども、下水道のときもこの負担割合というか。うにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合という。そういうことでいいんでしまうか。お願いします。過去の経過から人口割があったということでございます。これは南環の総会でも同じご指摘をいただいまります。これは南環の機会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南京足しますと、7000人にもなってしまうというごとを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということを前頭の上ますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ奏託していて、そこが老朽化ということでとの説も分かるようでしたらお願いします。 「民課長 それが大きな問題というか、理解を得るのに時間がかかりそうな部分		
 おの浄化槽の管理費の委託料でございます。以上です。 議長 ほかに、64ページ。次、65ページ、目3 し尿下水処理費。 お顧りします。南環の関係で新しく南環新組合設立準備室負担金というのよとで、下のほうにも説明があるんですけれども、これはいつから始めることなのか、ちょっとその辺、もう少し説明をお願いします。新し尿等処理施設でございます。昨日の報告の中で南環の報告がございました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境雑生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境無生組合でのし尿につきましては、た久平の環境組合の処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありました。そして、今和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 佐護言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしまうか。お願いします。過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、上尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、先取の南環の全員協議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の金員協議会で説明をきせてもらったということを報告いたださまれたでいて、そこれは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先取の職場会でも同じご指摘をいただされたださまれば南環の議会でも同じご指摘をいただされたださまます。という考えのようでもたがありますので、そこら辺の整理をしていただちでございます。 6番議員分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し保関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういら経緯があるかと思うんですけれども、当初、し保関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなかが進まなかったような、そういら路線があるかと思うんですけれども、当初、し保関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういり発達があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのおりかのようないがよりないます。 		
 議長 ほかに、64ページ。次、65ページ。目3 し尿下水処理費。 6番議員 お願いします。南環の関係で新しく市環新組合設立準備室負担金ということで、下のほうにも説明があるんですけれども、これはいつから始めることなのか、ちょっとその辺、もう少し説明をお願いします。 新し尿等処理施設でございます。昨日の報告の中で南環の報告がございました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境衛生組合へし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の委託をしているということでありまっしかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして。これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からブラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員 先ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というか。時題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合というか。そういうことでいいんでしまうか。お願いします。 おまの経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そして、人口を両方足しまする計画人口、その割合で負担をしていた。そして、人口を両方足しますと7、000人にもなってしまうということででおります。これは南環の議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということをで置います。ただ、それが新しい施設が出来上がってたきましていただきまいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、かったような、そういり経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 		
 次、65ページ、目3 し尿下水処理費。 6番議員 お願いします。南環の関係で新しく南環新組合設立準備室負担金ということで、下のほうにも説明があるんですけれども、これはいつから始めることなのか、ちょっとその辺、もう少し説明をお願いします。新し尿等処理施設でございます。昨日の報告の中で南環の報告がございました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立も上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員 先ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこののはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 動去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、し足の分については小海町全体の人の人にもなってしまうというご指摘をいただいておりますまた、今後は処理量97%、人口は除外をするということを報告いただいます。ただ、それが類しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、した関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのがよりないたということでという話だったんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 		
 お願いします。南環の関係で新しく南環新組合設立準備室負担金ということで、下のほうにも説明があるんですけれども、これはいつから始めることなのか、ちょっとその辺、もう少し説明をお願いします。新し尿等処理施設でございます。昨日の報告の中で南環の報告がございました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということでありまして、今和4年、その準備室を立ち上げまして、今の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 以上です。 以上です。 以上です。 以上です。 が書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合という。、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 動去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そして、よの分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を向か足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということを補出いただいておりますが、そ後は処理量97%、人口は除外をするということを適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのがより、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 	議長	
すことで、下のほうにも説明があるんですけれども、これはいつから始めることなのか、ちょっとその辺、もう少し説明をお願いします。新し尿等処理施設でございます。昨日の報告の中で南環の報告がございました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員 先ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合という。そういうことでいいんでしょうか。お願いします。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。たべそれが新しい施設が出来上がってたきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでざいますただ、それが新しい施設が出来上がって、そこら辺の発理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	6番議員	
町民課長 新し尿等処理施設でございます。昨日の報告の中で南環の報告がございました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという方さ課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということでありまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 佐ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 助去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そして、人の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというごとを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		
いました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員		
境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 佐ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合でありまして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するといううことを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。	町民課長	
 処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員 先ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 断民課長 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいという考えのようでありますので、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 		いました。その1番目にあった内容でございますが、現在、南佐久の環
環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるということでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員		境衛生組合でのし尿につきましては、佐久平の環境衛生組合へし尿の
うことでありまして、これを何とかしなければいけないということの協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員		処理の委託をしているということであります。しかし、その佐久平の
協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げまして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員		環境組合の処理施設が老朽化をしているという大きな課題があるとい
まして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討をし、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 先ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 町民課長 助民課長 およの経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいておりますよれは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		うことでありまして、これを何とかしなければいけないということの
し、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、計画をしております。以上です。 6番議員		協議を進めてまいりました。そして、令和4年、その準備室を立ち上げ
計画をしております。以上です。 6番議員 先ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 動去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいておりますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		まして、今後の処理方法、処理施設の規模、その内容について検討を
 佐ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のことが書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 断民課長 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございますが、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 		し、そして令和5年からプラントの建設に着手をしたいということで、
が書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんですけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 町民課長 町民課長 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		計画をしております。以上です。
すけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわけですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 町民課長 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。	6番議員	先ほど言われた昨日の南環の組合の議会の報告の中で、負担割のこと
 けですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうことでいいんでしょうか。お願いします。 断民課長 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 		が書いてあって、均等割3%、処理量割97%というふうにあったんで
 でいいんでしょうか。お願いします。 助民課長 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 		すけれども、下水道のときもこの負担割合というの、問題になったわ
 町民課長 過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 		けですけれども、人口割というのはもうなくすという、そういうこと
対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかのし尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		でいいんでしょうか。お願いします。
 し尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分については小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。 	町民課長	過去の経過から人口割があったということでございます。計画面積に
は小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しますと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		対する計画人口、その割合で負担をしていた。そしてまた、そのほかの
すと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。これは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		し尿以外の、先ほどは公共下水の分でありまして、し尿の分について
れは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		は小海町全体の人口をカウントしていた。そして、人口を両方足しま
協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいておりますが、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		すと7,000人にもなってしまうというご指摘をいただいております。こ
が、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。ただ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		れは南環の議会でも同じご指摘をいただきまして、先般の南環の全員
だ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用するという考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		協議会で説明をさせてもらったということを報告いただいております
という考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきたいということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容でございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		が、今後は処理量97%、人口は除外をするということでございます。た
いということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容で ございます。 6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこ が老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関 係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったよ うな、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリア したのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		だ、それが新しい施設が出来上がってから、この負担割合を適用する
でざいます。		という考えのようでありますので、そこら辺の整理をしていただきた
6番議員 分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこが老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		いということを南環の事務局のほうには申し伝えてあるという内容で
が老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		ございます。
係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったような、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリアしたのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。	6番議員	分かりました。先ほどの説明の中で、今は佐久平へ委託していて、そこ
うな、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリア したのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		が老朽化ということでという話だったんですけれども、当初、し尿関
したのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。		係というのは地域住民の反対の声が大きくてなかなか進まなかったよ
		うな、そういう経緯があるかと思うんですけれども、その辺はクリア
町民課長 それが大きな問題というか、理解を得るのに時間がかかりそうな部分		したのかどうか、ちょっとその辺も分かるようでしたらお願いします。
	町民課長	それが大きな問題というか、理解を得るのに時間がかかりそうな部分

	でありました。具体的には令和3年2月22日、この日に南環の理事者
	会がありまして、そこで処理の建設場所だとか、処理方法をどうする
	かというようなことを議論されました。結果的には、佐久市と佐久穂
	町、佐久平の環境衛生組合の組合長と南佐久環境衛生組合の組合長、
	このお二方に一任をするという結果になってございます。その後、い
	ろいろな経過がございまして、令和3年8月23日に両者の合同の理事
	者会がございました。そして、そのことが合意ができまして、南環事務
	局で説明等を行いまして、合意にこぎ着けたという状況でございます。
	そういう中で、先月ですか、2月2日、郡の議長会において南環のほう
	から説明をさせてもらいました。そして、南環の議員さんにも2月10
	日に説明をさせてもらった。これは全員協議会の場のようであります。
	説明をさせていただいております。そして、この内容につきまして、同
	じことかもしれませんが、この議会の全員協議会の場で今回説明をさ
	せていただきたいという段取りになっております。以上です。
議長	ほかに、65ページ。
11.2 Z	次、66ページ、目 4 住宅管理費、66ページ。
	次、67ページ、目 5 町営バス運行管理費。
	次、68ページ、負担金等交付団体の概要。
	次、69ページ、款 5 農林水産費、項1 農業費、目1 農業委員会費、
	負担金等交付団体の概要、69ページ。
	次、70ページ、目2 農業振興費。
3番議員	3番 篠原哲雄です。農業振興費の10番需用費、この遊休農地
議長	篠原議員、マイク上げてください。
3番議員	すみません。需用費の10節のところですね。遊休農地対策事業のブド
	ウ試験栽培ということで、昨年度は130万の予算で今年度100万という
	形になっておりますけれども、この100万の使い道というか、それは9
	日の日に町で説明会があるようですけれども、そのときの、これから
	新しい新規参入者に対する100万円という助成というか、そういう形に
	なるのか。今までのやってきた人たちへのということになるのか。ち
	ょっとその辺をお知らせいただきたいと思いますけれども。
産業建設	お答えいたします。こちらのブドウの試験栽培というふうに書いてご
課長	ざいますが、これまで2回にわたって実施している試験栽培、それの
	延長ということでございまして、また同じようにお願いできる方がお
	いでになれば、そこでお願いをしていきたいということでございます。
	30万円の部分につきましては、研修費もそこに入っていたわけですけ
	れども、今回材料関係ということにさせていただきまして、また今後
	新たな資材補助のようなものを今検討しているところでございます
	が、そういった中で、研修費については補助制度も考えていきたい、こ
	ういう考えでおります。以上です。
議長	ほかに、70ページ。
	71ページ、農業振興費、負担金等交付団体の概要、71ページ。

次、72ページ、目3 畜産振興費、負担金等交付団体の概要、 72ページ。

次、73ページ、目4 農地費。

次、74ページ、目5 山林振興事業費。

次、75ページ、項2 林業費、目1 林業振興費。

3番議員

3番 篠原哲雄です。林業振興費の造林事業のところですかね、増量事業補助金500万円ということになっておるんですけれども、更新伐事業ですとか、そういうふうになると、国・県からの補助金があって、あと町から、幾らでしたかね、25%ぐらいですか、嵩上げ補助金が出ているわけですけれども、こういった事業に関しては、ほとんどが森林組合等でほとんど一手に引き受けているような形になるわけですけれども、こういった民間でも何社か林業をやっている方もいますので、そういう方等への県とか国の補助プラス町の補助というような、こういう中から使ってできるのか、ちょっとお知らせしていただきたいと思います。

産業建設 課 長

お答えいたします。造林事業につきましては、今この500万円の内訳、 今年度につきましてもそうですけれども、ほぼ森林組合、ほぼといい ますか全部ですね、森林組合。この造林事業なんですけれども、主伐で はなく再造林をするための地ごしらえでありますとか、植林でありま すとか、それから草刈りなど、苗木を育てていく、そういったことのた めの費用ということで、手間のかかる事業であります。

今現在、山を見渡すとどうしても主伐、全伐といいますか、で材が売られていて、その後が天然更新というふうに言っておりますけれども、植林をしない、そういう山が見られるわけですけれども、やはり植林をしていくということ、とても負担、人手がないとできないし、労力もないとだめということで、なかなか進んでいないのが現状でして、そういった意味でこれも町で嵩上げをしているわけでございます。今度、どんどんその民間、森林組合以外の会社でもそういったところに注目をされて、それで受けられるという状況が、体制ができますれば、もちろんそれはやっていただいていいと考えますので、そのあたりは今後もよく相談といいますか、業者の皆さん方とお話できたらと思います。以上です。

3番議員

3番 篠原哲雄です。今おっしゃったように、ほとんどが森林組合、ほぼ100%近い事業をされておるわけですけれども、私も区の山なんかもほとんど更新伐使えるところを更新伐して、造林計画を立ててやっているところもあるし、ほとんどが千代里財産区ですとか、そういうところはもう切って自然更新というような形になっているので、なかなか思うように造林計画が進まないわけなんですけれども、こういった中で森林組合だけで間に合わなければ、一般の業者さんを使うなりいろいろしながらしていかないと、どんどん切ったままで進んでいくというような形になっちゃいますので、その辺もまた、この間もちょっと業者の人話しして、県とか国の予算があれば使いたいし、町でも補

	助をしてもらえるのかなというお話があったもので、そういう部分で
	はちょっと申請をしてやってもらえればいいかと思うので、今後そん
	なような形でお願いしたいと思います。終わります。
産業建設	ただいまのご意見、もっともでございますので、なるべく広い面積手
課長	を入れていくには、やはり多くの業者さんの力も必要かと思いますの
	で、よく連携ができるか、できないのか、そういったことも含めて今後
	検討してまいりたいと思います。以上です。
議長	ほかに、75ページ。
	次、76ページ、目2 県有林受託事業費、
	目3 林道費、
	負担金等交付団体の概要、76ページ。
	次、77ページ、款6 商工費、目1 商工業振興費、
	負担金等交付団体の概要、77ページ。
6番議員	お願いします。商工振興関係で、Pねっとの協同組合補助金というこ
	とで、またプレミアムという話なんですけれども、これ内容のほうは
	これまで何か内容の説明資料をいただいてきたような気がするんです
	けれども、そういったものはないのか。また内容は変わってくるのか、
	その辺お願いします。
産業建設	お答えいたします。また資料につきましては、提出をさせていただき
課長	たいと思います。委員会においてということですけれども。ただ、これ
H-1.	までと販売額が違うところでして、プレミアムについては2割を考え
	ております。前回のものも2割プレミアムで1億円の販売、金額で1
	億2,000万だったわけですけれども、それが1億5,000万円。それの2
	割プレミアムということで、1億8,000万円の販売額というようなこと
	でございます。いずれ、時期等につきましては、また今後のコロナの状
	況もありますので、また商工会と打ち合わせをした中で進めてまいり
	たいと思っております。以上です。
6番議員	前回、町民に対してまず10万円ということで受け付けて、その残り分
	を町外も含めた方にも販売するということで、次は20万円ということ
	で販売したと思うんですけれども、それは大変不評だったと思うんで
	すね。かなり偏ったかなという、全然買えなかった、長蛇の列だったと
	か、そういう話を聞いていますので、そういう形でまたやるのかとい
	うところも含めて説明のほうをまたお願いしたいと思いますけれど
	も、あと、町長の昨日の施政方針の中で、やっぱり消費行動の喚起のた
	めというのが出ていたと思うんですけれども、これまでのやはりプレ
	ミアムがしっかりとそういうことにつながったのかどうかという検証
	もしっかりと知らせていただきたいと思いますが、お願いします。
産業建設	そういった資料につきまして、また提出をさせていただきたいと思い
課長	ます。前回の不評だったという点についてですけれども、町民優先の
	販売というのは通常にできたわけですけれども、その後の一般販売を
	始めたときに1日で終わってしまった。そこで買いたいのに買えなか

	ったんだよ、しかも町外の方が来て買っていって、町内の方が追加で
	買おうと思ったのに買えなかった。そこに対してのご批判ということ
	だったんだろうと思いまして、それで金額につきましては増額をして
	いるということでございます。
	それから、また販売方法についてですけれども、まだよく協議をして
	からになりますけれども、予約を受け付けるという方法をほかの地域
	でやられているということも聞きますので、そういった情報も受け止
	めて、どのくらいの必要量があるか、そういったことを先に把握をし
	て、それから販売をする。そういった方法もあろうかと思いますので、
	今後検討してまいりたいと思います。以上です。
議長	77ページ。
	次、78ページ、目 2 観光費。
2番議員	2番 鷹野文則です。よろしくお願いいたします。予算のところで、県
	の補助金で観光地等魅力向上森林景観整備事業の補助金があるんです
	が、この観光費の中でどのように使っていくという計画なのか、教え
	ていただきたいと思います。
産業建設	お答えいたします。23ページの林業振興費の補助金のところにござい
課長	ますこの観光地等ということの質問でよろしいですかね。こちらにつ
100	きましては、林業の振興の事業の補助金の項目の中に、この観光地等
	魅力向上森林景観整備という事業名が出てまいります。こちらは、景
	観がよくなるための、文字どおり景観向上のための森林整備といいま
	すのは、主に伐採を、主伐をしてしまって、それで景観をよくするです
	とか、もうちょっと間伐をよくして、その裏側の景観も見られるよう
	にする。そういったことの事業でございます。
	歳出につきましては、これは林業振興費のほうの75ページにその事業
	がありまして、真ん中どころに林業振興費がございます。ここの委託
	料の中に緩衝帯景観整備事業で※の3番として470万、この下を見てい
	ただきたいんですけれども、緩衝帯整備と松くい虫被害予防対策、そ
	れと景観整備事業を実施しますということでございまして、ここの中
	で、今回景観整備につきましては300万円を計上しておりまして、リエ
	ックスのホテルの入口から上の県道沿いについての道路脇、それを少
	し道路のほうへ枝等が出ている部分もありますので、もうちょっと広
	く伐採を行って、きれいな観光地として魅力が向上するように、そう
	いった事業を計画しております。以上です。
2番議員	そういうことでしたら分かるんですけれども、それにつけても、なか
	なか最近木が生い茂って景観が悪いですとか、交通の妨げになるみた
	いな話がありますので、これは継続的に実施していっていただきたい
	というふうに思います。
	あと、町営駐車場の購入がうまくいかなかったようなんですが、今後
	どうしていくのか教えてもらっていいですか。
産業建設	町営駐車場の土地の購入の関係でよろしいですか。8号の補正のほう
	でまたお話ができるかと思うんですけれども、いずれこれにつきまし
-	

課長	ては、以前、中部横断の残土の埋立てをして町営駐車場を広くしたと
	いう経緯がございますが、そのときにお借りした土地、これを購入さ
	せていただきたいということで話をさせていただいた上で、そして予
	算計上もしたところなんですけれども、その後、予算計上した後にま
	たお話しに行ったところ、売却はできない、ちょっと家族の意向もあ
	るというようなご意見もいただいたりした中で、結果的にできなかっ
	たということでございます。
	今後につきましては、使用料、そういったものでお支払いして、これま
	でどおり使わせていただくような計画でございます。以上です。
議長	ほかに、78ページ。
9番議員	小池です。ちょっと聞きたいですけれども、78ページのところでもっ
	て公衆トイレの関係でもって、公衆トイレの水道料7万2,000円という
	ことで載っておりますし、それから松原湖のトイレの下水道が8万円、
	東馬流のところが3万円ということですが、この松原というのは、場
	所はどこかということと、この松原湖の中に松原湖の駅のやつも入っ
	ているかどうかということを聞きたいです。
産業建設	お答えいたします。浄化槽の法定検査ということでございまして、こ
課長	ちら町営駐車場もですけれども、ほかにも松原湖畔、幾つかございま
	すので、そういったもの全体の検査手数料となっております。そして、
	昨年と違って増額しているのは、数年に1回の検査で別の検査がある
	ということがありまして、その分金額が増えてございます。
	東馬流につきましては、これは今水道料というふうに載っております
	が、こちらのほうにつきましては、下水道につながっておりますので
	浄化槽の管理はございません。以上です。 まし、か原の即、さるですね、か原の公典しくにしいるのが即の下れ道。
	あと、松原の駅、そうですね、松原の公衆トイレというのが駅の下水道
	使用料、下水につながっておりますのは東馬流と松原の駅でございま オーバトです
0 平詳 =	す。以上です。 ちょっともう一度聞きますけれども、下水道につながっているのは松
9番議員	「りょうともう 展開さまりりれても、「小道にうなからているのは私 原湖の要するに駐車場の横にあるのと、それから東馬流もあるし、松
	原湖の駅のところもみんなつながっているだけれども、料金はどうい
	うふうになっているかということなんですが。
 産業建設	すみません、この中には、申し訳ありませんが、松原の周辺のも今まで
建未建設 課 長	集排であったんですけれども、いずれ下水道ということになりますの
林 女	で、こちらも入った金額となっております。以上です。
議長	ほかに、78ページ。
3番議員	3番 篠原哲雄です。よろしくお願いします。各種イベントの関係の中
り田成只	で、星と自然のフェスタというので、昨年もこれ200万ほどの計上をさ
	れているんですけれども、昨年もリエックスで行われているわけです
	けれども、天体望遠鏡等を使った中でやっているわけです。今年度、計
	画されていると思うんですけれども、町の関わりというか、そういう
	形の中で、今年はどのようにまた進めていくのか、ちょっとお聞かせ
	The state of the s

	いただきたいと思うんですけれども。以上です。
産業建設	計画されているイベント全体ということでよろしいでしょうか。昨年
課長	と比較すれば、それぞれの事業につきまして金額が減額になっておる
	と思います。ただ、昨年につきましては、コロナを過ぎた後、盛大にそ
	れぞれのイベントを開催したいということで増額の予算を組ませてい
	ただいたところであります。
	今回につきましては、そのことももちろん必要なんですけれども、コ
	ロナさえ収まれば通常のイベントを再度また行っていきたいというこ
	とで、これは2年前のその数字に戻した金額でございます。それぞれ
	特別変えるといいますか、変わったものを考えていくかどうか、それ
	ぞれの実行委員会の中で話していくわけですけれども、当面は予算取
	りとしては通常の大会をまた実施していきたい、そういう考えでおり
	ます。以上です。
3番議員	ありがとうございます。こういったコロナ禍の中でなかなか誘客とい
СДІЖД	う部分も非常に難しい中ですけれども、小海のこのきれいな星空とい
	うんですかね、それを生かして、ああいった個人で天体望遠鏡持って
	やっている方もありますので、そういう人たちをうまく取り込みなが
	ら進めていっていただきたいと思いますので、今年もできるような形
	で進めていただきたいと思います。以上です。
議長	次、79ページ、目2 観光費続き。
9番議員	小池です。その79ページの各種機関への、要するにお金の出し入れで
り田成貝	すけれども、小海線の活性化協議会の方へは20万1,000円出しているで
	すが、今活動はどんなような活動でももって、要するに小海町だけで
	20万出しているもので、かなりの活動はしていると思うんですが、ど
	んな状況かということを教えていただきたい。
産業建設	今、小海線の沿線の活性化協議会の資料を持ち合わせていませんので、
	いずれその会の会議資料等をまた確認した中でお知らせさせていただ
課長	きたいと思います。次の80ページの真ん中ほどに小海線活性化協議会
	20万1,000円というふうにありまして、通常、小海線沿線の市町村、振
	興局、広域連合、それぞれの会でPRするためのグッズ、パンフレット
	の作成、そういうことを行っておりますが、コロナ禍で配布の活動も
	できなかったと思いますので、また委員会の中でお知らせさせていた
	だきたいと思います。以上です。
9番議員	いずれにしろ、小海町だけで20万出しているということで、これは恐
り田暁只	らく小淵沢から始まって小諸までの間が出して、かなりの金額になる
	と思いますもので、もうちょっとIRとかそちらに要望というか、い
	ろいろな関係で圧力かけるとか、そんなようなことの活動を目的で、
	目的というか、要望をたくさん出してもらって、きちっとやってもら
	いたいと思いますもので、よろしくお願いします。
議 長	ほかに、79ページ。
1000 IX	次、80ページ、負担金等交付団体の概要、

目3 国際交流センター運営費。 次、81ページ、目4 松原湖高原観光交流センター運営費、81ページ。 次、82ページ、松原湖高原観光交流センター運営費続き。 次、83ページ、目4続き、負担金等交付団体の概要。 ここで、1時より休憩といたします。 (ときに11時57分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 議 長 予算説明資料84ページ、 款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、 負担金等交付団体の概要、84ページ。 次、85ページ、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、85ページ。 86ページ、目2 道路改良舗装費、86ページ。 次、87ページ、項3 都市計画費。 次、88ページ、款8 消防費、目1 非常備消防費、88ページ。 89ページ、目2 常備消防費、負担金等交付団体の概要、89ページ。 次、90ページ、款9 教育費、項1 教育総務費、 目1 教育委員会費、90ページ。 91ページ。目2 事務局費。 3番 篠原です。負補交のところにあります小海高校を支援する会とい 3番議員 うところで、56万5,000円の補助金ついているわけですが、ちょっと私 も勉強不足でよく分からないんですけれども、小海高校を支援する会 というその辺の内容というか、どのようになっているのか、ちょっと 教えていただきたいと思うんですけれども。 お答えをいたします。小海高校を支援する会、南佐久の郡下の町村で 教育長 構成されております。そこへOB会、それとPTAというような団体 が合わさりまして、全体で年間160万円の補助金の予算が用意されてい るところでございます。小海町につきましては、地元であるというこ とで、30万円に卒業生の割合という形、これは令和元年度、現在は令和 元年度末の卒業生数の累計で計算しておりますけれども、それを足し 込んで56万5,000円ということで、内容につきましては、主に小海高校 の中の班活動、部活動の補助ですとか、あとは小海高校にマイクロバ スが1台ありますけれども、それの更新用の積立てで20万円というよう な形での使われ方になっているところでございます。よろしくお願い します。 3番です。ありがとうございました。先日、高等学校の募集のあれを見 3番議員 ますと、小海高校、80人あるんですけれども、後期選抜のほうで60人の 募集の中、確定していないですけれども、37名と。それから前期で14人 ですから、約60人まだ達していないようなところになっていますので、 今後の何かこういった地域高校が非常に厳しいところになってくるん じゃないかと思います。県教委でその辺のところもどうも検討せざる を得ないような形と思いますので、できるだけ地元の高校ですので存

続させるということも非常に大事かと思いますので、高校がなくなる

	ということもちょっと町としてのイメージもあれになりますので、南
	佐久全体の中で何とかこれを打開して、特徴ある高校という形で地元
	の小海町でもいろんな支援をしていただきたいと思いますけれども、
	そのような具体的な形にこれからなりますけれども、その辺のところ
	をまた、教育長、どんなようなんでしょうかね。
教育長	篠原議員さんおっしゃるとおりでございます。後期選抜の応募状況を
	観ましても、大変今年は私もショックに感じるほど応募数が少ないと
	いうことでございます。半面、軽井沢高校ですともう競争率がグーン
	と上がるようなイメージになっておりまして、制度的なところでいき
	ますと、軽井沢高校、この新しい年度から単位制の高校に変わるとい
	うことで、1年のときには決まった科目なんですけれども、二、三年の
	ときには自由に単位を取れさえすれば、ある意味半年間高校行かなく
	てもいいような感じのものもでき得るような形がありますのと、軽井
	沢高校も小海高校と同じように120募集定員あったものが同じ時期に
	80に減ったということがあります。軽井沢高校は、高校自体も相当し
	なの鉄道沿線の中学に向かってのPR活動を行ったようでございま
	す。小海高校としましても、地元校と言ったところで南佐久郡全体と
	いうことになるわけですけれども、そういったところへの働きかけ等
	もまた強化してもらうようお願いもしますし、地元町村としましても、
	そういったものに協力し、支援していくということが大事かと思って
	おります。以上です。
議長	ほかに、91ページ。
	次に、92ページ、項2 小海小学校費、目1 学校管理費、92ページ。
	次、93ページ、目2 教育振興費。
5番議員	5番 渡邊です。お願いします。特別支援学級について、概要というか、
	教室数、また何人のお子さんが、いろんなパターンがあるかと思うん
	ですが、教えていただけないでしょうか。
教育長	特別支援学級につきましては、自情障の学級と知的の学級がそれぞれ1
	学級ずつございます。自情障のほうは、正確な数字じゃなくて大変申
	し訳ないですけれども、六、七名おる中で、今年度6年生が中学1年へ
	上がることで3名減る。知的のクラスについては1名のお子さんがお
	いでで、まだそのお子さんは在学ということの状況になっているとこ
	ろでございます。以上です。
議長	ほかに、93ページ。
	次、94ページ、項3 社会教育費、目1 社会教育総務費、94ページ。
	次、95ページ、目 2 公民館費。
	次、96ページ、目3 美術館運営費。
	次、97ページ、目4 音楽堂運営費。
	次、98ページ、項4 保健体育費、目1 保健体育総務費、98ページ。
	次、99ページ、目2 小海小学校給食費。
	次、100ページ、目3 スケートセンター運営費。
1	次、101ページ、負担金等交付団体の概要。

	次、102ページ、款10 災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、
	項2 農林施設災害復旧費、102ページ。
	次、103ページ、款11 公債費、目1 元金、目2 利子。
	款12 予備費、103ページ。
	予算書に移ります。
	予算書8ページ、第2表地方債。
	次、予算書86ページ、給与費明細書、90ページまで。
	86ページ、87ページ、88ページ、89ページ。
6番議員	6番お願いします。どこを見ていいのかという話なんですけれども、
	いわゆるエッセンシャルワーカーの処遇改善について、政府のほうで
	はその経済対策の目玉の一つに処遇改善というのが挙げられていると
	思うんですが、その中で今後のことを考えてというか、看護だったり
	介護だったり保育の職員への収入の引上げということを打ち出してい
	るかと思うんですけれども、そういった予算というのはもう既に何か
	やられているようなことも聞いたんですけれども、そういったことは
	ここには反映されていないのかどうか、お願いします。
総務課長	お答え申し上げます。国のほうから、岸田内閣になってから保育士の
	処遇改善ということで通達が参りました。民間の保育園だとか、そう
	いったところは割と処遇がよくなかったりするところがあるようなん
	ですけれども、この近辺の町村に限っては、全て一般職と同じ給料表
	で同じ格付でやっていますので、特に保育士に限って処遇がよくない
	とか、そういったことはないということで、郡下足並みをそろえてそ
	れについては対応しないということで決めまして、やることにしまし
	たので、この給与関係はそういったものを反映しないということでや
	っております。
6番議員	保育士に限って通達が来ているということなんですけれども、介護と
	か看護とかというところも多分この処遇改善に含まれると思うんです
	けれども、役場に限らず、例えば社協だとか、そういうところ、何かつ
	かんでいるかどうかというところは、お願いします。
やすらぎ	社会福祉協議会につきましては、国の言っていますことを今随時勉強
園 所 長	中なんですが、一応介護報酬の3%を上限に月配分されるということ
	一で、当初に言われました9,000円を全ての職員に配分できるかという
	と、そういうことではないということなので、社協のほうは給与体系
	も町に合わせているんですが、まだまだ処遇がちょっと追いついてお
	りません。ということで、支給をやっていく方向で考えておりますが、
	9,000円平均で支給できることにはなりません。以上です。
6番議員	すみません、既にもう国のほうから来ているという、そういう意味で
	しょうか、すみません。
やすらぎ	この制度なんですが、国から現ナマが来ているわけでなく、事業所ご
園 所 長	との介護報酬、要は月にこれだけのサービスを行った3%、月なんで
	すけれども、その金額を給与に上乗せしてくれてくださいよというこ

	となもので、毎月毎月の実績によってその金額が変わってくるという
	ことで解釈しておりますので、今現時点で国から現金が追加で来てい
	るということはございません。
6番議員	している。というではないかの状況なんかが分かるようでしたら、ちょっと
	調べていただきたいなと思うんですけれども、その辺はどうでしょう
	か。
町民課長	エッセンシャルワーカーということでありますが、今、やすらぎ園の
	園長がお答えしたとおり、その示されたものに向かって努力はしてい
	るんだけれども、現実はなかなか追いつかないという内容だというこ
	とであります。また、町のほうの会計年度任用職員につきましては、一
	定の基準を設けまして、公表できる単価でお願いをしているというこ
	とでございます。そして、ほかの施設の処遇について調査ということ
	でありますが、できることはすることはやぶさかではありませんが、
	なかなか表面的に調べられるかどうかは分からないということであり
	ますので、当たってはみるということで答弁とさせていただきたいと
	思います。
議長	ほかに、89ページ。
	次に、90ページ。
	次、91ページ、地方債に関する調書、91ページ。
	92ページ、公債費元利償還明細書、92ページ。
	93ページ、その他全体を通じて質疑のある方はございますか。
9番議員	9番 小池です。ちょっと全般的で聞きたいことがあるんですけれど
	も、使用料の面で、何というか、説明資料の中で17ページのところに使
	用料ということであって、シルバー人材センターは年間契約であるよ
	ということで、長期貸付けということがうたってありますけれども、
	歳入歳出の面でどこに書いてあるかというのがちょっと分からない
	で、これは幾らで貸し付けているかということと、商工会のほうもそ
	うなんですけれども、役場の2階にいるですが、あれも多分長期貸付
	けでなっていると思いますが、年間幾らぐらいで長期貸付けをやって
	いるかというようなことがちょっと出てこないですが、その辺は分か
	ったら教えていただきたいです。
総務課長	説明資料24ページをご覧いただきたいと思いますけれども、まず、商
	工会でございますけれども、月10万円ということでそこに記載されて
	おりますので、年間120万円を頂いていると。それから、シルバーにつ
	きましては、公益的な事業ということで、当初より無償で貸している
	ということでございます。以上です。
9番議員	シルバーについては無償ということで分かりました。それで、また全
	般的な話ですが、各施設の上水道と下水道の話なんですけれども、今
	ざっと自分も調べてみますと、町の庁舎の関係では、光熱水費という
	ことで543万4,000円と、それで下水道が46万2,000円ということで載っ
	ておりまして、あと移住体験施設でも上水道は金額が載っていなくて、

	下水道が2万4,000円と。それから、総合センターは今あれですが、いず
	れにしろ総合センターの光熱水費が年間63万、下水道が5万4,000円と。
	やすらぎ園が光熱水費で180万で下水道は予算書いていないと。あゆみ
	園はトータル光熱水費ということで60万が載っていますということ
	で、よく書いてあるのは、保育所のほうでもって水道が36万、下水が66
	万、児童館が水道が2万1,000円で下水道が3万円というようなこと載っ
	ておりますけれども、トータルして年間、要するに下水道がこの年間
	ですよね、年間例えば保育園とか児童館はいいんですけれども、やす
	らぎ園とかそういうのは下水道は書いてない、一切なしというような
	ことで、いずれにしろ例えば児童館でいったら水道が2万1,000円で下
	水が3万ということで、年間これだけの単価、各箇所があまり安いとい
	うと思いますが、その辺はこの数値で大丈夫でしょうかね。
総務課長	私、全てに関して答弁させていただくわけじゃないですけれども、役
	場とか総務課管轄のものでいいますと、実績に基づいた数字を使って
	おりますので、100%間違いがないかと言われると困るんですが、大体
	年間のものはそうそう変わりないので、前年度実績に基づいたものを
	新年度の予算に持ってきているということでご理解をいただければと
	思います。
9番議員	今そういう説明ですからあれですが、一般家庭から比べてかなり安い
	ではないかというのが私の見解というか、ありますもので、これで済
	みますよということであれば結構であります。以上です。
議長	その他、質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
	日程第7 議案第9号
議長	次、日程第7、議案第9号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会
	計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。
	歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。
	質疑のある方は挙手を願います。
	歳入、1ページ、款1 国民健康保険税、1ページ。
	次、2ページ、款2 使用料及び手数料。
	款 3 県支出金。
	款4 財産収入、2ページ。
	次、3ページ、款5 繰入金。
	次、4ページ、款6 繰越金。
	款7 諸収入、項1 延滞金及び過料、
	項2 雑入、4ページ。
	歳出に移ります。
	5ページ、款 1 総務費、項 1 総務管理費、 項 2 運営協議会費、

項3 趣旨普及費、5ページ。 次、6ページ、款2 保険給付費。 次、7ページ、保険給付費続き。 8ページ、同じく保険給付費続き。 次、9ページ、款3 国民健康保険事業費納付金、 項1 医療給付費分、

項2 後期高齢者支援金等分、

項3 介護納付金分、9ページ。

次、10ページ、款4 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、

項2 保健事業費。

款 5 基金積立金。

款6 諸支出金、10ページ。

次、11ページ、款7 予備費、

負担金等交付団体の概要、11ページ。

全体を通じて質疑のある方はございますか。

(質疑なし)

議 長 これで質疑を終わります。

日程第8 議案第10号

議 長 次、日程第8、議案第10号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。

歳入歳出とも予算説明資料でページごとに行います。

質疑のある方は挙手を願います。

歳入、1ページ、款1 保険料。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、

項2 使用料、1ページ。

次、2ページ、款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、

項2 国庫補助金、2ページ。

次、3ページ、款4 支払基金交付金。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、

項2 県補助金、3ページ。

次、4ページ、款6 サービス収入。

款7 財産収入。

次、5ページ、款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、5ページ。

次、6ページ、項2 基金繰入金。

款 9 繰越金。

款10 諸収入、6ページ。

歳出に移ります。

7ページ、款1 総務費。

8ページ、款2 保険給付費。

9ページ、款2 保険給付費続き、9ページ。

次、10ページ、款3 地域支援事業費、 項1 日常生活支援総合事業費、 目1 介護予防・生活支援サービス事業費、 目2 介護予防ケアマネジメント事業費、 項2 一般介護予防事業費、10ページ。 次、11ページ、項3 包括的支援事業任意事業費、 目 1 包括的支援事業費、 目2 任意事業費、 項4 その他諸費。 次、12ページ、款4 基金積立金。 款 5 諸支出金。 款6 予備費。 予算書に移ります。 予算書31ページ、給与費明細書、31ページから35ページまで。 31ページ、32ページ、33ページ、34ページ、35ページ。 全体を通じて質疑のある方はございますか。 (質疑なし) これで質疑を終わります。 議 長 日程第9 議案第11号 次、日程第9、議案第11号「令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計 議 長 予算特別委員会について」を議題といたします。これから質疑を行い 予算説明資料でページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 歳入、1ページ、款1 後期高齢者医療保険料。 款2 使用料及び手数料。 款3 繰入金、1ページ。 2ページ、款3 繰入金の続き。 款4 繰越金。 款 5 諸収入、項 1 償還金及び還付加算金、 項2 雑入、2ページ。 歳出に移ります。 3ページ、款1 総務費。 款2 後期高齢者医療広域連合納付金。 款3 諸支出金。 款 4 予備費。 全体を通じて質疑のある方はございますか。 (質疑なし)

長 これで質疑を終わります。

議

日程第10 議案第12号	
議長	次に、日程第10、議案第12号「令和4年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。 予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 1ページ、総則から2ページ。 3ページ、収益的収入及び支出のうち収入、3ページ。 4ページ、収入続き。 次、5ページ、収益的支出。 6ページ、支出続き。 7ページ、支出続き。 8ページ、支出続き。 次、9ページ、資本的収入及び支出、9ページ。 次、10ページ、キャッシュフロー計算書、10ページ。 次、11ページ、給与費明細書、14ページまで。 11ページ、12ページ、13ページ、14ページ。 15ページ、令和3年度貸借対照表、15ページ。 16ページ、令和3年度貸借対照表、15ページ。 16ページ、令和4年度貸借対照表、予定。 18ページ、令和4年度貸借対照表、予定。 18ページ、企業債債還計画、19ページ。 20ページ、企業債賃置書、20ページ。
	21ページ、上水道給水調査表。 全体を通じて質疑のある方はございますか。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
	<u>日程第11 議案第13号</u>
議長	次に、日程第11、議案第13号「令和3年度小海町一般会計補正予算(第8号)について」を議題といたします。これから質疑を行います。 補正予算書でページごとに行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 6ページ。
11 番議員	11番 篠原伸男です。6ページの繰越明許費につきまして、会計年度等の捉え方につきまして、暫時休憩をお願いいたしまして、全員協議会で協議をしていただきたいと望みますので、皆様方にお計らいをお願いいたします。
議長	ただいま11番篠原伸男議員から暫時休憩の申出がありました。これで 暫時休憩といたします。全員協議会室にお集まりください。

Ī		
		(ときに1時43分)
議	長	(ときに2時15分)
		休憩前に引き続き会議を開きます。
		日程第11、議案第13号「令和3年度小海町一般会計補正予算(第8号)
		について」を議題といたします。これから質疑を行います。
		補正予算でページごとに行います。
		質疑のある方は挙手を願います。
		6ページ、第2表繰越明許費。
		第3表地方債補正。
		歳入に移ります。
		級人に移りより。 9ページ、款1 町税、項1 町民税、
		項2 固定資産税、
		項 5 入湯税、9ページ。
		次、10ページ、款 2 地方譲与税、項 3 森林環境譲与税。
		款10 地方特例交付金、
		項2 新型コロナ対策地方税減収補塡特別交付金。
		款11 地方交付税、10ページ。
		次、11ページ、款13 分担金及び負担金、項1 分担金、
		目 1 農林水産費分担金、
		項2 負担金、目2 民生費負担金、
		目 3 衛生費負担金。
		款14 使用料及び手数料、項1 使用料、
		目 1 総務費使用料、
		目 2 民生費使用料、
		目3 生活環境費使用料、11ページ。
		次、12ページ、目3 生活環境費使用料続き、
		目 4 農林水産費使用料、
		目7 教育費使用料、
		項2 手数料、目2 生活環境費手数料、12ページ。
		13ページ、款15 国庫支出金、項1 国庫負担金、
		目 1 民生費国庫負担金、
		項2 国庫補助金、
		目 1 総務費補助金、
		目 2 民生費補助金、
		目3 衛生費補助金、
		目4 土木費補助金。
		次、14ページ、目 1 民生費負担金続き、
		項2 県補助金、目1 総務費補助金、
		目 2 民生費補助金、目 3 衛生費補助金、
		目 4 農林水産費補助金、

	目 6 災害復旧費補助金、14ページ。
	次、15ページ、目 6 災害復旧費補助金続き。
	款19 繰越金、項3 基金繰入金。
	款21 諸収入、項3 受託事業収入、
	項 4 雑入、15ページ。
	16ページ、項4 雑入続き。
	款22 町債、目1 過疎対策事業債、16ページ。
	歳出に移ります。
	17ページ、款 1 議会費。
	款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、
	17ページ。
	18ページ、目1 一般管理費続き、
	目 2 財産管理費、
	目 4 企画費、18ページ。
6番議員	6番です。お願いします。財産管理費の町営住宅敷地購入ということ
□ U 田磁只	で説明があったんですけれども、これで決定すれば支払うということ
	だったんですけれども、12月31日までが契約というふうに聞いたと思
	うんですけれども、それが切れるという話だったんですけれども、こ
m- D== E	の間はどういう対応をしてきたのか、お願いします。 過日、そのようなご説明をさせていただきました。1月1日から12月
町民課長	
	31日までの当初の開発公社の契約でございます。その後のいろいろな
	やり取りがあった中で、契約者両者がそういう契約書の中でありましたが、欠席ままでの割約しいることなる意とれているという。
	たが、年度末までの契約ということを合意されているということがご
	確認できましたので、今年度末、3月31日までの使用料をお支払いし
	ていたという経過でございます。以上です。
議長	ほかに、18ページ。
	次、19ページ、目 4 企画費続き、
	目 5 地域振興費、
	目6 積立金、
	項2 徴税費、目1 税務総務費、19ページ。
	次、20ページ、項3 戸籍住民登録費、
	項4 選挙費、目4 小海町長選挙費。
	款 3 民生費、項 1 社会福祉費、
	目 1 社会福祉総務費、20ページ。
	次、21ページ、目1 社会福祉総務費続き、
	目 2 老人福祉費、
	目3 やすらぎ園運営費、
	目 4 心身障害者福祉費、21ページ。
	22ページ、目4 心身障害者福祉費続き、
	目 5 あゆみ園運営費、
	項2 児童福祉費、目1 保育所費、22ページ。
	次、23ページ、目1 保育所費続き、

目 4 結婚推進子育て支援費。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、

目1 保健衛生総務費、

目 2 予防費 23ページ。

次に、24ページ、目2 予防費続き、

項2 生活環境衛生費、目1 生活環境衛生総務費、

目2 塵芥処理費、24ページ。

次、25ページ、目2 塵芥処理費続き、

目3 し尿下水処理費、

目4 住宅管理費、

目 5 町営バス運行管理費、25ページ。

次、26ページ、目5 町営バス運行管理費続き。

款 5 農林水産費、項 1 農業費、

目1 農業委員会費、

目2 農業振興費、26ページ。

27ページ、目2 農業振興費続き、

目3 畜産振興費、

目4 農地費、

目 5 山林振興事業費。

12 番議員

12番 篠原です。27ページ、12節の委託料、直売所の指定管理料が250万と大幅に増えているんですけれども、その説明をお願いします。

産業建設課 長

お答えいたします。こちらは、直売所の会との指定管理者をしている その指定管理料についてということでございます。これまで各定例会 の全員協議会等でお知らせしてきましたとおり、販売につきましては 積極的に外へ向かって販売をしていく、そういうことでおったわけで すけれども、コロナ禍でありましたり、それからあと資材、物価の高騰 等あります。そして、光熱水費等のアップ、もろもろの事情はあるんで すけれども、収支見直したところでちょっと大きい赤が生じてしまう という内容です。

そのもろもろの中の一つなんですけれども、消費税も今度支払いを始めた。予定もしていたわけですけれども、その金額、税理士さんとの話の中でどうしてもやはり払わなければならない大きい数字もございまして、その費用も負担していく。そして、それは前年度の末までの売上げの収支に対しまして初めて課税されたということで、その分、令和3年度で、お支払いといいますか、納税をし、そしてまたさらに今年、令和3年度分の今度は分割して前期分、後期分というふうな払い方をしますけれども、前期分も負担した。その金額174万と令和3年の前期分、200万円を超えるという数字になってしまったということで、今後につきましては、コンスタントに半期ずつ支払っていくということになろうかと思いますが、今回そういった重なった部分もございまして、このような数字になったということでございます。以上です。

12 番議員	前期後期って予定納税だよね。予定納税等が入ったもので予想外の金	
	額になったという説明でよろしいですかね、おおむねのところ。	
議長	27ページ、項2 林業費、目1 林業振興費、27ページ。	
	次、28ページ、目1 林業振興費続き、	
	目 2 県有林受託事業費、	
	目 3 林道費、28ページ。	
	次、29ページ、款6 商工費、目1 商工業振興費、	
	目 2 観光費、29ページ。	
	次、30ページ、目4 松原湖高原観光交流センター運営費。	
	款7 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、	
	30ページ。	
	次、31ページ、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、	
	目 2 道路改良舗装費、31ページ。	
	次、32ページ、款8 消防費、目1 非常備消防費、	
	目 2 常備消防費。	
	款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費、	
	32ページ。	
	次、33ページ、項2 小海小学校費、目1 学校管理費、	
	目 2 教育振興費、	
	項3 社会教育費、目1 社会教育総務費、33ページ。	
	次、34ページ、目 1 社会教育総務費続き、	
	目 2 公民館費、	
	目 3 美術館運営費、	
	目4 音楽堂運営費、34ページ。	
	次、35ページ、項4 保健体育費、目1 保健体育総務費、	
	目3 スケートセンター運営費。	
	款10 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、	
	目1 道路橋梁災害復旧費、35ページ。	
	36ページ、項2 農林施設災害復旧費。	
	款12 予備費。	
	次に、37ページ、給与費明細書、41ページまで。	
	37ページ、38ページ、39ページ、40ページ、41ページ。	
	その他全体を通じて質疑のある方はございますか。	
	(質疑なし)	
 議 長	これで質疑を終わります。	
<u>日程第12 議案第14号</u>		
議長	次に、日程第12、議案第14号「令和3年度小海町国民健康保険事業特別	
	会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。これから質疑	
	を行います。	
I	IA-アマケキー 0 パーパー・コー・ペー・トー	

補正予算書でページごとに行います。

質疑のある方は挙手を願います。

歳入、6ページ、款1 国民健康保険税、

目 1 一般被保険者国民健康保険税。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、

目1 システム開発費等補助金、

目 2 災害等臨時特例補助金。

款 4 県支出金、項1 県補助金、

目1 保険給付費等交付金、6ページ。

7ページ、款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、7ページ。 歳出に移ります。

8ページ、款1 総務費、項1 総務管理費、

目1 一般管理費。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、

目 1 一般被保険者療養給付費、

目2 一般被保険者療養費、 8ページ。

9ページ、項2 高額療養費、

目 1 一般被保険者高額療養費、

目 2 一般被保険者高額介護合算療養費。

款3 国民健康保険事業費納付金、

項1 医療給付費分、

目1 一般被保険者医療給付費分、9ページ。

次、10ページ、目1 一般被保険者医療給付費分続き。

款 4 保健事業費。

款7 予備費。

全体を通じて質疑のある方はございますか。

(質疑なし)

議 長 これで質疑を終わります。

日程第13 議案第15号

議 長 次に、日程第13、議案第15号「令和3年度小海町介護保険事業特別会計 補正予算(第2号)について」を議題といたします。

補正予算書でページごとに行います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

歳入、4ページ、款3 国庫支出金、項2 国庫補助金。

款 4 支払基金交付金。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、4ページ。

歳出に移ります。

5ページ、款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、

目1 居宅介護サービス給付費、

目3 地域密着型介護サービス給付費、5ページ。

次、6ページ、目4 施設介護サービス給付費、

	目8 居宅介護サービス計画給付費、6ページ。	
	次、7ページ、項2 介護予防サービス給付費、	
	目1 介護予防サービス給付費、	
	目4 介護予防サービス計画給付費、7ページ。	
	次、8ページ、項4 高額介護サービス費、	
	項6 特定入所者介護サービス等費、8ページ。	
	9ページ、款6 予備費。	
	全体を通じて質疑のある方はございますか。	
(質疑なし)		
議長	これで質疑を終わります。	
<u>〇【質疑終了】</u>		
議長	以上を持ちまして、議案に対する質疑を終結いたします。	
	<u>〇【常任委員会付託】</u>	
議 長	本日議題としてまいりました議案第3号から15号及び陳情第1号につ	
一哉 文	きましては、会議規則第39条の規定により、お配りした議案付託表の	
	とおりそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これに	
	ご異議ございませんか。	
	(異議なし)	
議長	異議なしと認め、議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしく	
17% K	ご審議のほどをお願いいたします。	
	<u>〇【散 会】</u>	
議長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。	
	今後の予定は、7日月曜日午前10時から一般質問を行います。	
	これにて本日は散会といたします。	
	ご苦労様でした。	
	(ときに2時43分)	

令 和 4 年 第 1 回

小海町議会定例会会議録

「第 7 日」

- * 開会年月日時 令和4年3月7日 午前10時00分
- * 閉会年月日時 令和4年3月7日 午後 3時42分
- * 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

〇 開 会

議 長 皆さん、おはようございます。本日は令和4年第1回定例会、一般質問であります。今回は5名の方が一般質問を行います。

県では、コロナウイルス対応によるまん延防止等重点措置が今日解除されました。県によりますと、6日、新たに335人の方の感染が確認されました。 佐久広域管内においては、その1割に当たる32名でした。解除はされましたが、県では、これからも感染対策強化期間として、感染再拡大の防止を呼びかけています。小海町でもまだ感染が収まっておらず、予断が許されない状況であります。しかし、議場では感染対策が取られていますので、質問に支障があるようでしたら、質疑の際、マスクを外していただいても結構であります。

定刻になりました。ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

〇 議事日程の報告

議 **長** 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育、所長、会計管理者であります。

日程第1 「一般質問」

議 長 日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、同63条の規定により一般質問を行いま

すので、ご協力をお願いいたします。 それでは順次質問を許します。

第6番 的埜 美香子 議員

議 長 初めに第6番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。

6番議員

第6番、的埜美香子です。一般質問に先立ちまして、2月24日、ロシアがウクライナへ武力攻撃、侵略を開始し、世界中に衝撃を与えました。国際社会が緊張の緩和と打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきましたが、ロシアは力による侵略を強行しました。今回の行動は、国連憲章、国際法に違反して、ウクライナの主権と領土を侵し、市民の命を脅かし、奪う行為であり、決して許される行為ではありません。ロシアに対し、世界中で抗議の声が巻き起こっています。ウクライナに平和をの声が湧き上がっています。ウクライナの人々に平穏な日常が取り戻せる日が一刻も早く訪れることを願い、改めてロシアによるウクライナ侵略に断固抗議の意を表明し、一般質問に移りたいと思います。

さて、2月27日に行われた町長選挙において、黒澤町長2期目の当選を果たされました。翌日の信毎には、当選の挨拶で、町民本位の町をつくっていくというふうにあり、町政運営を問題視した相手候補が1,300票近く得たことについて謙虚に受け止めたいとありました。いずれにしましても、町長自身が感じての発言だと思いますので、町民本位のまちづくりに大いに期待したいと思います。今回の選挙公約、施政方針等々踏まえまして、町長2期目に当たり、どのようなまちづくりを目指していくのかを質問していきたいと思います。

まず初めに、町長の施政方針で述べられているように、とにかく町民誰もが幸せを感じ、安心して暮らせる元気なまちづくりのため、全身全霊をかけて、この4年間取り組みたいと考えておりますとあります。それは、具体的に言うとどういうことなのか、まず、お願いします。

町 長

的埜議員のご質問にお答えいたします。過日2月27日執行の小海町長選挙におきまして、1,666名の皆様にお認めいただき、私が再選したわけでございます。その際、その前から言っていますが、まさに全身全霊というのは、私の身も心もこの町にささげたいということで、文字どおりでございます。そして、その中に、お子様、高齢者はもとより、町民の皆様がいつまでも元気で、安心し、安全なまちづくりをしたいということで施策の

数々挙げさせていただきました。

そして、私は今、選挙戦でも申し上げたとおり、喫緊の問題はコロナ対策ではないかというふうに思っております。現在まで38名の陽性者が出ているということで、少ない数ではないと思います。そうした中で、県の指導により、3月1日、2日にかけまして、応募者500名になりますが、集団接種の先取りをしていただいたと。これは、会場提供、そして、人員等々の町の配慮によりできたかと思います。そして、この4日からは、一般の皆さんの接種ということで、2回目の接種から6か月以上経た皆さんということで、6月の中旬には希望の皆さん全員に接種が終わるようであります。そうしたことが予防の第一と思いますけれども、そうした中でも、保育園、学校、小学校、中学校等々におきまして、予防の強化に当たっているわけですが、これがまずの、私は一番の対策だということで載せてもらいました。

そして、その後、必ず来るであろうコロナ禍によります経済への影響、それを懸念しております。飲食、商業ばかりではなく、工業、そして、農業まで波及すると考えております。そういうことで、コロナの影響で生活が困窮してくるということが予想されます。それは、行政が事前に手を打たなければいけない。生活福祉金の創設、そして、対応というようなことを考えていかなければなりません。そして、建設業、あるいは農業等々におきましては、運転資金の借入れ等あった場合には、その場合に利子補給等々の施策をしていきたいと。また、学生の皆さんにおいては、家庭が困窮した場合にその応援をするという施策を考えております。

また、移住定住につきましては、本間に37区画の宅地造成を計画し、そして、できるだけ安い値段で土地をご提供し、そして、そこに自らの家を建てていただき、お子さんを育て、幸せな家庭を築いていただきたい、これが移住定住、人口増加にもつながるわけですが、そういった考えで進めていきたいということであります。

また、土村、馬流地区におきましては、土村につきましては小学生がおらぬというような形、それから、馬流につきましては、どうしても避けて通れなかった空洞化と、ドーナツ現象というようなことが起こっておると思います。そうしたことに対してまず手を打たなければということで、町有地の有効利用というようなことと、それから、最近目立っております空き家を利用しての空き家対策、これは、前から言われていることですが、喫緊の問題であるのではないかというふうに私も考えており、それを進める

ということでございます。

また、中部横断道等々との件でありますけれども、これは、選挙中もさる市長さん来て、おっしゃってくれました。4年間の、要するに要望・陳情等々がようやく目に見えてきた。私も国土交通省の道路局長さんと話しして、ようやくお金の話をしてくれるようになりました。約5,000億かかるということです。そういう中で、道路局長に1年に与えられる金が9,000億ということで、そのうちの5,000億というものを使うということはどういうことか分かりますかというような生々しい話までできるようになったということは、これは、一歩も十歩も百歩も前へ進んだのではないかというふうに思います。

また、子育て支援につきましては、公約の一端で述べさせてもらいましたけれども、不妊治療の一部を助成する事業のさらなる支援の増加、それから保育環境につきましては、未満児保育等々が大変増えております。そういったものを解消するために、保育士の増加等々、きめ細やかな保育をしていくということです。

それから、多子世帯への支援金ですが、今までどおりに進めていきたい。 それから、入学の祝い金ですが、それも。今までどおり、あるいは増額を 考えているところでございます。

また、リクエストの大変多い公園整備等々がありましたけれども、やはり 工事を具体的に挙げて、この施策も早急に進めたいというふうに考えてお ります。それが町民の皆さんへ応える第一歩ではないかというふうに考え るわけでございます。

そして、私は、昨年7月26日から11月の中旬にかけまして、33地区、部落の33地区の集落の皆様と懇談会を行ったわけですが、その中で出た要望の中に集落支援金の増額ということで、これは、100万円だったものが議会等々の話合いの中で50万円となったわけですが、これを元に戻してくれという意見が多数ございました。これは、区長さんはじめ、地区のご要望ですので、ぜひ100万円に戻したいというふうに考えております。また、地区を回りまして、非常に感じたのは、区長さん、あるいは役員さんの仕事がとても多い。本当にそういった皆さんが地区のためにどれだけ働いていただいているかということを身にしみて分かりました。したがって、そういったことに、要望にお応えするのはもちろんでございますけれども、区長さん、あるいは役員の皆さんへの、いわゆる成果といいますか、そういうものを、これはそろそろ増額してもいいのではないかというふうなことを非常に

感じた次第であります。

また、地区で言いますと、建設の問題が非常に多うございました。したがって、建設の問題というものは物でございます。時間もかかりお金もかかるわけなんですけれども、そういった部分をきめ細やかに対応していくということには、まず1期目やらせていただきましたが、各課長がその現場を直接見て、そして、果敢に判断し、住民の皆様にお応えしていくということだと思います。限られた財政の中でそういったものを一つ一つこなしていく、そこのきめの細やかさ、それが私の見える政治というものに直接影響してくるのではないかというふうに思っている次第でございます。また、ある地区に行きますと、何年も何年もほったらかしじゃないかというような意見もございました。しかし、それは、現場を確認していないから起きた現象ではないかというふうに思いましたので、今現在、必ず現場を確認し、そして進めていくと。この3月25日で私は任期が切れるわけですが、その次の4年もぜひそうした施策の中で進めていきたいというふうに思います。

また、商工業対策でありますけれども、施策の中で私が訴えたまず第一に、 小海駅前周辺の再開発というものが出ております。これは、町の中心部で あるというふうに私は認識しております。小海駅前、あるいはアルル等々 の活性により、商業の活性ということを考えて、訴えておりました。それ は、必ずや町の活性につながると私自身が信じておりますので、公約どお り進めていきたいというふうに思っております。

また、先ほども出ましたが、馬流地区のドーナツ化現象、空洞化、これを 止めるために町有地の利用をよく考えて、いい方向に進めていくというこ とでございます。

また、福祉の関係におきましては、これは、やはり健康寿命を延ばすというのがどこの町や村でも言われていることだというふうに思います。そうしたものを進めるために、検診の結果や受診状況、それから介護認定のデータなどを分析し、地域や個人の課題に応じた支援を進めると。

また、タクシーの利用促進のために助成をしているわけですが、こういったものも引き続き進め、そして、ブレーキの踏み間違い等々のサポカー補助ですかね、これも支援していきたいと思います。

また、障害者の方、おられる家庭、気軽に支援を受けられるよう、町の体制を努めていくということと、それから、念願でありましたグループホームの建設というものを前向きに考えていきたいというふうに考えており

ます。

そして、教育につきましては、大変先進的な教育をしていると、私自身は 思っております。小・中学校のエアコンの整備、それから、小海小学校の 全面改築等々は、一旦終了しました。そういったいい環境の中で、1人1台 のタブレット、それから電子黒板等々を用いたGIGAスクールですね、 これはさらに積極推進。なぜかと申しますと、そういったものをそろえて も先生の充実がなければ、これは厳しい問題になってくると思いますの で、そういった現場のことをよくお聞きし、進めていきたいというふうに 思っております。

それから、大学に進む方へ30万円の支援ということも、これは継続していきたいと思っております。

また、昨今言われています小海高校の、発表になりました受験者が大変少ないということですが、我が町にとりましては象徴であると思いますので、小海高校への支援、そして魅力づくりというものがなければ、この学校も消滅の危機にあるというふうに思っておりますので、私自身そういったものを腹に据えて、進めていきたいというふうに思っております。

また、私先ほど申しましたとおり、コロナ禍、明け等々におきましても、 必ず来るであろう農林業につきましても、これは、経済的な危機が来るの ではないかというふうに思っております。遊休地の利用というものは、こ ういう場で、あるいは行政で言われて、もう何年にもなろうかと思います けれども、なかなかうまく進んでいないのが実情でございます。そうした 中、我が町でできること、ソバであり、鞍掛豆であり、それから小さな農 家の皆さんへの支援等々で行ってまいりましたが、その強化をさらにした いと思っております。

また、公約の中でお示ししました畑地の連作障害における新たな緑肥作物を作ることに対しての支援ということを、圃場制度をつくりたいと思っております。

林業施策につきましては、我が町の林業、あるいはカラマツは、大変品質が良いということで、合板等々にしましても一級の評価を受けているわけです。しかし、山の持ち主さんが利益を上げないことには、この施策は基本的には進んでいかないというふうに思っております。いわゆる林業従事者と山の持ち主、そのバランスがうまく取れていないと、これは偏った収入というような格好になろうかと思いますので、この辺は行政でよく指導等々を申し上げ、進めていきたいというふうに思っております。

観光の施策につきましては、憩うまちこうみ事業の施策も提携企業19社となり、大変望みの多い施策というふうに思っております。希望の持てる施策だと思っております。そうしたことにより、私たちの知り得ぬ都会、あるいは中央の情報、それから力量をですね、そういうものを吸収しながらこの町が伸びていければと。そして、そのおいでになった企業の皆様にも何か持って帰っていただきたいということで、インストラクター等々の育成、それから、これからまだまだ営業展開等々はしていきたいというふうに思っております。この町のよさを一人でも多くの皆さんに知っていただくための施策ということは、これはまず、町でやる第一歩ではないかというふうに考えております。

また、観光というものは、この町の浄化、いわゆるリフレッシュするということに対して、非常に必要なことではないかというふうに思っておりますので、これまた積極的に行って、小海のファンづくりに努めていきたいということであります。

また、山岳観光なんですが、八ヶ岳への登山、これは、南八ヶ岳と北八ヶ岳では大変な差があり、北八ヶ岳は、これプロ向きといいますかね、非常に険しい、厳しい登山、南八ヶ岳は、ある面、言ってはいいいかどうかあれなんですが、ハイキング向きというか、そういった形で各山への登頂ができるというようなことなんですが、どちらかがいいということは利用される皆さんのご判断という格好になろうかと思いますが、どちらにしても、この自然のすばらしい資源生かして、この町の観光の寄与に大いに努めさせていただきたいというふうに思っております。

ちょっと長々申させていただきましたけれども、基本、私は全身全霊という言葉を使わせていただきましたけれども、まさに身も心もこの町の発展のためにということで町民の皆様にお誓い申し上げました。これは、私の義務であり責任でございます。これを全うすることがこれからの町民の皆様にご理解をいただける行政かというふうに思っております。

また、そういった施策をするに当たり、1期4年間で学ばせてもらったものの中に、職員の、要するに私はいつもアイデアマンであってもらいたいということを申しておるわけですが、その成長と、それから、最後は議会にご理解いただくということが、これが大変重要なことであるというふうに思っております。そうすることが町民の皆さんにご理解いただけるという基本となろうかと思いますので、大変勉強になった4年間であり、これからそれをさらにステップアップする4年間にしたいというふうに思ってお

ります。以上でございます。

6番議員

ただいま私、具体的にと申しましたので、町長のほうからこの公約のことを具体的にお話しいただいたと思います。コロナ対策から始まって、移住定住、子育て、経済、いろいろ、教育等々、喫緊の課題がたくさんあるということで、一つ一つ取り組んでいくというふうに受け止めました。

私、大事かなと思うところをちょっと質問していきたいんですけれども、「誰もが幸せを感じ、安心して暮らせる」というふうに、先ほども町長も子供からからお年寄りまでがという話をされましたが、私はやっぱり、その土台には福祉の向上、そういうものがあると思っています。これはやっぱり住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治法の根幹でもあります。

そして、信毎の選挙期間中の有権者への聞き取り調査の分析よると、投票の際、重視するテーマは、最多が医療・福祉で、それが45%の方が一番に挙げられていると、そういうふうにありました。町長、先ほど健康寿命の話も出てきましたが、福祉・医療、皆さんが関心ある、そのことについて町長は、信毎の報道についてどのように捉えておられるか、そこをまずお聞きしたいと思います。

町 長

福祉・医療というものは行政の基本でございまして、それは、行っていくのは当たり前の施策だというふうに思っております。我が町、幸いにも佐久病院グループというパートナーがありまして、年間の支援では済まないような、大変大きな恩恵もあろうかと思います。しかし、そういった中にも限界があり、できる限りのことはするということでございます。福祉・医療、これはもう本当に行政としても行っていかなければならない根幹でございますので、信毎はともかく、これが我々の生活の根幹であるというふうには認識しております。

6番議員

先ほど町長述べられたように、新型コロナ対策というところも重視するテーマの2番目ではありました。私は、やはり町民の皆さんは、コロナ対策も含めた中で医療体制の充実や老人介護、子育ての環境を整える福祉の向上を求めるという、そういう声ではないかと思います。

そこで、今求められているのは、医療体制の、今町長もおっしゃいましたが、医療体制の充実とコロナでも一番弱い立場にあるお年寄りの皆さんの安心だと思います。そして、そのケアに当たられている現場の方たちの労働環境の改善、私もあちこちで不安の声や不満の声をお聞きしました。町長にもそういった声、届いているかと思いますが、いかがでしょうか。先

ほどできる限りのことはやっていくということをおっしゃいましたが、何 か具体的な対策は考えておられるか、その辺もう一度お聞きしたいと思い ます。

町 長

これは、町の保険制度、それから社会福祉協議会等々の充実ではないかというふうにまずは思います。そこの充実により、町民サービスの基本ができるということだと思いますが、不満というものは必ずどこそこにあるものでございます。できる限りなくしていくというのが私の仕事ではないかというふうに思いますが、やはり不満がどこにあるかということを届けていただかなければ、不満に気づかない場面もございます。そういったことで、届けていただいたことは真摯に受け止め、そして、謙虚に行動に移すということではないかというふうに思っておりますので、また、ご意見のほどをいただければというふうに思っております。

6番議員

私がお聞きした声の一部をご紹介します。国の病院の統廃合路線で小海分院も対象になる中で、これからの地域医療がどうなるのか、そういったことが心配と町民の方から言われました。あと、働き方改革が進む一方で、医師や看護師の不足の問題が夜間などの救急外来を閉鎖しなければならない事態にまで進んでおると、そういった声。また、コロナで現場は大変、家族にも気を使いながら、自分のことは制限しながら、それでも患者さんと向き合い、頑張っている、そういった看護師の声。あと、介護のほうでは、介護職のほうも同じで、休みが少なく、毎日へとへとの状態で家では何にもできない状態。また、働いても働いても賃金は全然上がらないなど、そういった苦痛の声はいっぱいです。

先日の議案質疑のときに国の処遇改善加算の質問をいたしました。厚生労働省の資料を私見ましたところ、福祉・介護職員の処遇改善臨時特別交付金が令和4年2月から9月までの間交付され、10月以降は、臨時報酬改定を行い、同様の措置を継続することとあります。これは、障害福祉職員も同様の対象になっているようです。そして、ほかの職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるような、そういう柔軟な運用が認められているようですが、この間の質疑の中で、町で言えばということで、保育士がこれの対象になるということでしたが、小海では、一般職と同じ基準となるため、申請はしていないというふうなお答えだったと思います。では、介護や看護職で民間はどうなっているかということで、例えばやすらぎ園はということでお尋ねしたところ、局長がお答えになりました。介護報酬に加算されるため、ほかの職員のバランスということも考えると、

	そこだけを上げることはできないという、そういうお話だったと思います
	が、これは、ほかの職員の処遇改善にも充てることができるとありますが、
	そのような対応を取ったという意味でしょうか。すみません、お願いしま
	す。
やすらぎ	今、的埜議員さんがおっしゃった内容でこの間の議会で説明したつもりは
園所長	ございません。
6番議員	違う。
やすらぎ	はい。やるかやらないかということでお聞きされたんで、社協のほうはや
園所長	りますということです。
	この制度については2月から始まっていますので、ただ、今年度の2月、3月
	は、3月に一時金として支払うこともオーケーということでやっています
	カゝo
	今言われたことは、実施しないということですか。
6番議員	それを聞いています、すみません。
やすらぎ	この間の言ったとおり、実施いたします。
園所長	
6番議員	それでは、申請の予定がもう済んでいるというか、申請の方向でやってい
	るということでしょうか。申請の予定はいつかということ。
やすらぎ	実際にこの適用になるのが従来から処遇改善加算を取っている事業所の
園所長	みということで、たまたまうちの社協は処遇改善加算を取っていましたん
	で、今回の処遇改善補助金のほうに、交付金については適用になるという
	ことで、実施をしていくということでございます。
6番議員	この交付金の条件として、全額を賃金改善に充てるという、そういうこと
	で、賃金改善の合計額が3分の2以上をベースアップ等に充てるということ
	ですので、そういった方向でやるということで受け止めてよろしいですよ
	ね。
やすらぎ	この間説明したとおり、うちのほうで処遇改善加算を取っている事業者
園所長	は、なごみ、デイサービス、訪問介護だけです。その中で、数字的に言い
	ますと、デイサービスのほうは、事業費、介護報酬の1%、訪問のほうは
	2.1%ということで試算をしましたら、デイサービスのほうは、今、月に
	300万ほどの介護報酬がありますんで月3万円、それから訪問に関しまして
	は、月200万ぐらいということで4万から5万円、全事業所を合わせますと、
	月に国から頂ける交付金、補助金については、13万ぐらいだということで
	す。職員に関しましては、介護職のほかに事務職、全て社協の職員です。

ということで、その配分金について、全職員に、もちろん私たちというか、派遣の職員は入りませんが、そういう方たち、福祉は介護をやっている人間だけで成り立っているわけでなく、それを請求したり、地域福祉をやったりという、そういう職員の皆さん全員を社協の職員と捉えていますので、うちの事業所とすれば、その頂ける交付金、約、社協だと13万円ぐらいになるんですが、そちらのほうを全職員に配分していくような形にしていきたいと思っております。以上です。

6番議員

先ほども私述べましたように、ほかの職員の処遇改善にも充てれるという ふうに制度は多分なっていると思いますので、月13万ということですが、それをしっかりと使っていただきたいなと思います。例えばやすらぎ園で はということでお聞きしたわけですが、ほかの民間の福祉、介護、また看護も同様の動きがあり、なかなかベースアップにつながらないというのが 現実のようです。それは、事業そのものの経営難という問題もあります。ですから、町は、そういった現実にどう対応するのか、職員の処遇改善なしには、私は、介護、看護、福祉の仕事に就こうと思わないのではないか と思います。例えば原油価格の高騰が施設の経営を圧迫しています。そういった支援はすぐにもできるのではないでしょうか。町長いかがでしょうか。

町 長

それぞれ何にでもルールがあると思います。その辺をしっかり守りながら進めていくのが、これは基本でございますので、鑑みまして、やらせていただきたいというふうに思っております。

6番議員

ぜひ処遇改善につながるような、そういう進め方をしていただきたいなと、捉え方をしていただきたいなと思います。こういうことこそがまさに町民本位のスピード感ではないでしょうか。医療、福祉の現場を支えることが福祉の向上の第一歩だと思います。まず、すぐにできる支援策を、そして、現場の声を聞きながら、職員の処遇改善につながる政策を取っていただきたいと思います。福祉をしっかりと土台に据えることがまさに元気なまちづくりの基本だと思います。福祉で温かいまちづくりの構築をお願いしたいと思います。

次に、先ほど公約の話もありましたが、これから本格予算に向けて動き始めるわけですが、この後、優先的にというふうに考えているものがあるのかどうかお聞きしたいわけですが、その前に、私が真っ先にお願いしたいのは、教育施策の一つである給食費の無償化です。黒澤町長1期目では半額まで下げていただきました。そして、大変助かるという親の声を私紹介

	し、さらに無料化にとお願いしてきました。今回公約に掲げられましたの
	で、これはぜひスピード感を持って、4年度からスタートさせていただき
	たいのですが、今回の予算は骨格なので載ってきていないわけなのです
	が、単刀直入にお聞きします、いつから無料化でいく予定なのか、お答え
	ください。
町 長	私も公約に掲げさせてもらったからには、これは進めるつもりでございま
	す。しかし、時期的なものにつきましては、現場、あるいは予算等々の都
	合を鑑みまして、早い時期に進めていきたいというふうに思っておりま
	す。
6番議員	ぜひ4月から無償化になるようによろしくお願いしたいと思います。あち
	こちで無償化というのが広がってきていると思うんですが、佐久管内で
	も、軽井沢町はふるさと納税を使ってやるというこということですが、無
	料化はいいんですけれども、不安定な財源ではなく、一般財源で恒常的に
	取り組んでいただきたいと思います。やはり子供たちが毎日口にするも
	の、地域のものを使って地産地消、また、自校給食で手作りであるという
	特色のある小海給食を町がしっかりと提供すると、そういった信念で取り
	組んでいってほしいと思います。
	そのほかに本格予算に向けて、公約の中で先ほどいろいろありましたけれ
	ども、優先的にというふうなことが、考えてあるものがあるようでしたら、
	お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
町 長	先ほども申し上げましたとおり、このコロナ禍がどういった形で終結して
	いくか、あるいは、そういったものがどういうところに波及していくのか
	というものを見据えながらというふうに思いますが、今は、もうとにかく、
	見えない敵コロナに対しての対策だというふうに考えておりますので、そ
	こはまず最優先。そして、あと、たくさんあるわけですが、財政等々見極
	めながら、進めていきたいというふうに思っております。ご理解をいただ
	きたいと思います。
6番議員	コロナ対策がまずということで、そこに力を入れていくということでし
	た。先ほどの公約の説明の中で、移住定住、また子育て支援、そういった
	こと、またこの後、渡邊議員のほうから質問がありますので、そちらで議
	論していただきたいなというふうに思います。
	ただ、1点、先ほどの話の中で駅前の周辺再整備についてのことで一言と
	いうか、私も駅前検討委員でもありますし、言わせていただきたいのです

が、おととしの検討委員会で何回もワークショップをしながら、いろいろ

な案が出てきました。1,000万という調査費予算が皆減になったり、今年度も検討委員会2回の予定のところ1回しか開かれていなくて、町からは何も示されていない中で選挙公約に載せてくるというのはどういうことなのか、よほどのお考えがあるのではないでしょうか。私たち、具体的にということを聞いたことないのですが、何か考えがあるのかどうか、お願いします。

町 長

具体案と申しましても、検討委員会で具体案が出ていないということでございました。私は、そこを最優先するつもりでございましたが、そういうものは来なかったということでありますので、これは行政として乗り出さなければ決着がつかないということでございますので、それは、やはり行政が主となって、開発をしていくというようなことではないかというふうに思います。また、検討委員会でも画期的なご意見ございましたら、ぜひ出していただきまして、その方向に進められればというふうに思っております。

6番議員

駅前の検討委員会でも、先ほども言いましたけれども、1年近くかけて、駅 前だけでなく、駅周辺のにぎわいをどのように取り戻すか、みんなで絵を 描いたり、写真を撮って、地図にしたりしながら、役場職員も何人も参加 した中でワークショップをしたんです。全然具体性がないと今町長おっし やいましたが、そうやっておっしゃった方もいらっしゃいますが、かなり 具体的にいろいろと案が出てきました。最後のまとめの中でも、町民が主 体にやること、町が主体でやること、協働でやることまで分類分けされま した。大がかりなことでなく、観光者が駅でうろたえないようなバスの案 内であったり、登山者案内、まずはそういったことからでもなぜ始められ ないのか。私はやはり、アルルありきで考えているからではないかと思い ます。それならば、最初からアルルの存続なのか、壊して再整備なのか、 譲渡するのかしないのか、議会にしっかり示してほしいです。それが示さ れなかったからここまで来たんだと思います。検討委員会まで開いて、こ こまでの間、町長から何の提案もいただいていないです。それなのに選挙 で何か考えがあるようなことを言うのは、私はおかしいと思います。黒澤 町長2期目は、どういうまちづくりを目指していくのか、しっかりとビジ ョンを示していただきたいと思います。

さて、最後の質問ですけれども、明日3月8日は国際女性デーです。女性の 生き方を考える日ということで、「一歩先行く小海町」とスローガンを掲 げられた町長としては、ジェンダー平等の立場でも先行すべきだと思いま す。コロナ禍において女性の貧困の問題が深刻化される中で、6月議会でも生理の貧困を取り上げました。早速、小・中学校のトイレに生理用のナプキンを設置していただきました。このことは、貧困の問題だけでなく、生理を女性だけの問題にしない社会意識向上の一つとして、私は先進的な一例になるのではないかと思っています。女性の貧困の問題で1番は、働き方の問題だと思います。先ほどの介護、看護もそうですが、職種の偏りや賃金格差、非正規雇用の問題です。女性労働者の53.6%は非正規、正規でも賃金が差別され、女性の賃金は男性の54%にとどまります。働き方改革で同一賃金、同一労働が叫ばれてもなかなか改善されないのが現実です。日本のジェンダー平等ランキングを、156か国中120位に引き下げている重要な要因です。女性だけではありませんが、賃上げしてこそ経済が回るということは、経済学者も言われていることで世界の常識です。そういった意味でも、女性の賃金の底上げや働きやすい環境づくりを整えることが経済の活性化、循環に直結する確かな取組になるのではないでしょうか。そのことについて、町長の考えをお聞きします。

町 長

ジェンダー問題の前に、的埜議員、私が施策を発表しない、あるいは何やっているんだというような話をちょっと伺いました。遺憾でございます。まちづくり検討委員会、講師をお招きしましたが、結論を出さないというような先生の話ではなかったかと思います。私もオブザーバーとして何度か出席しましたが、その辺だけはお伝え申し上げます。

ジェンダーの問題につきましては、大変デリケートな問題であると考えております。法律の範囲内での平等は当然のことではございます。権利は守られていることの法律でございます。これは、守らなければいけないというふうに認識しております。ただ、昨今の新聞報道にありますよう、裁判になっているようなことにつきましては、一歩先行くということではないように思います。国や県、それから世相、近隣等々をよく注視した中で、これは指導を進めていかなければというふうに思っております。なかなか触れにくい問題ではございますけれども、やはりこれも行政としては避けて通る問題ではありませんので、我々の知識も深めていくことが大切ではないかというふうに考えております。

6番議員

駅前再整備のことですが、講師、先生のほうでは結論は出せないという、 私はそういう認識だったと思います。いろいろ細かいことについては提言 はされていると思いますので、またちょっと、私も検討委員ですので、整 理して、また議論したいと思います。

女性の雇用機会均等法が制定されてから36年ぐらいたっていますが、世界 のジェンダー平等の進み具合からは相当遅れていますが、男女の均等な機 会及び待遇もそうですが、基本方針では、特に女性が積極的に社会参加で きる社会の構築が不可欠であると言っています。そういう意味では、この 間、出産、育児休暇、生理休暇等の制度の見直しやハラスメント防止対策 などが盛り込まれるようになり、女性活躍推進法が施行されるなど、進展 もしてきています。そして、この間、男女共同参画社会の形成ということ も進み、男女共同参画社会基本法が1999年、平成11年に施行されました。 男女平等、男女が互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる 男女共同参画社会の実現のためにつくられた法律で、先ほどの男女雇用均 等だけではなく、政治、経済、社会全体のあらゆる分野での女性の参画拡 大が盛り込まれており、現在は、第5次基本計画が進められています。男女 差別撤廃条約の批准国にふさわしいというにはさらに充実させる必要が ありますが、問題は、地域での実態がどうなのかをつかむことだと、それ が自治体に求められているのではないかと思います。例えば町の政策の決 定の場に女性の声が反映されているか、長期振興計画の審議委員には女性 の委員は何人選任されているでしょう。PTAから1人と保健推進委員か らの1人の今2人ではないでしょうか。私は、こういった町の政策決定の場 に女性の数を増やすことが大事なのではないかと思いますが、町長、その 辺はいかがお考えでしょうか。

町 長 そのとおりだと思います。

6番議員

これまでも女性議会という形では女性の意見を聞いてきていますが、前回は、応募しても集まらず、開催ができませんでした。形を変えて、女性だけの懇談会を開いてみてはいかがでしょうか。今、若い世代の中でジェンダー平等の意識も高まっています。高校生から各年代の女性の皆さんに集まっていただき、役場の女性職員が進める形で、いろいろなご意見をお聞きするのはいかがでしょうか。なかなかかしこまった委員会や審議会などで発言するのは苦手という方も参加できるような、そういう場を持ってはいかがでしょうか、お願いします。

町 長

女性議会につきましても、応募したところ、1名というような応募でございました。応募の仕方が悪いのか、あるいはどうなのかという検証でありますけれども、やはりこれは、女性の皆さんにもある程度積極的に町政に関わっていただきたいというのが私の私的な考えでございます。そうしたことによって、女性特有のご意見、あるいは実態というものがつかめるん

ではないかというふうに思います。今、的埜議員のおっしゃる、かしこまらず、ワンランク下げて、下げてという言い方はちょっとまずいか、そういった形での懇談会というものがと提言されましたが、ぜひそういう提案をしていただき、女性の意見をたくさん取り入れられるような、そういった形ができればというふうに思っておりますので、ぜひご意見のほうをいただければというふうに思っております。

6番議員

女性も積極的に関われるようにと、そういうことで、ざっくばらんに女性 の意見が聞ける場ということで提案をしました。町長の「一歩先行く小海 町」、女性をキーワードで進めることは、今後のまちづくりの大きなポイントになると思います。ぜひこの分野で積極性を発揮していただきたいと 思います。

もう一つ、やはり今、気候危機の問題、環境問題が若い世代を中心に関心が高まっています。私は、この分野でも町の特徴を生かせるような計画を立てていただきたいと思いますが、環境問題への取組、何かビジョンはあるか、お考えをお聞かせください。

町 長

これは、行政としても避けて通れない部分のものではございますけれども、森林を守る等々、カラマツの皆伐に対しての補助とか、それから農地のちゃんとした利用といいますか、それから、有機肥料の補助等々を行っているわけですけれども、そういった細かいところから始まるのが環境整備ではないかというふうに思います。し尿等々含めました合併浄化槽の補助、それから下水道の整備等々を行ってきたわけなんですが、ここに来て今言えることは、温暖化に対するもの、なかなか地球規模でのものが始まっていまして、SDGsに基づいた中のものを我々も模索しているわけなんですけれども、そういったものを基本理念に町も進めるべきではないかというふうに考えております。

6番議員

温暖化の問題、やはりこの10年ぐらいがよくなるかどうかという勝負だと聞いています、しっかりとやっていただきたいなと。温泉のバイオマスボイラーという話もあります。私も提案したことがあります。町の資源を生かして、化石燃料の使用を極力減らす、そういったことで、木曽町の温泉の例や議会でも視察に行ってまいりました島根県の西粟倉村のボイラーも大いに参考になると思います。地域資源を生かして、森林整備にもつながり、環境に優しい、そして仕事づくりになるということも念頭に入れていただき、進めていただきたいと思います。この前も白馬村の例も出しましたけれども、白馬村のようにしっかりとした計画をまず立てる。長期振

興計画にも、10月に初めてカーボンニュートラル推進の文字が載ってきた ところです。エネルギー政策、ごみ政策、森林整備計画と併せて、しっか りと立てた上で、小海に必要なものを進めていく、このことは強くお願い しておきます。

この議会の後には本格予算の作成に入ると思いますが、町民誰もが幸せを 感じ、安心して暮らせ、元気になるために、どのようなまちづくりを目指 していくのか、まず、ビジョンをしっかりと示していただき、スピード事 故に遭わないよう、じっくりと練り上げていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。

議 **長** 以上で6番 的埜美香子議員の質問を終わります。 ここで11時15分まで休憩とします。

(ときに11時01分)

第1番 黒澤 敦史 議員

議長休憩前に引き続き会議を開きます。

次に第1番 黒澤敦史議員の質問を許します。黒澤敦史君。

1番議員 1番、黒澤敦史です。通告に従い、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、先日の町長選挙において2期目の当選を果たされました黒澤町長に対し、心からお祝いの言葉を申し上げる次第でございます。おめでとうございます。憩うまちこうみ事業をはじめ、黒澤町長が町の未来のために果敢に進められた1期目の実績に対して、町民から一定の評価を受けたと言ってよいかと思います。次の4年でさらなる小海町の発展を果たすべく、いいものはさらに推し進めることはもちろんですが、一方で、改める点があるのであれば真摯に受け止め、改善していくという姿勢を持つことも非常に重要なことであると思います。黒澤町長の魅力の一つである攻めの姿勢を保ちつつ、その中でもこの選挙を通じて見いだされた1期目の課題を検証、総括し、謙虚な気持ちも大事にして、今後の4年間、小海町のため、町民のために力を尽くしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。本日は、新型コロナウイルス感染症に関しまして、幾つか質問をさせていただきます。一昨年から続くコロナ禍は、オミクロン株の出現により、第6波の流行となり、いまだに社会

生活が制限されているところであります。この長野県でも、1月26日からつい昨日3月6日までまん延防止等重点措置適用期間の指定がなされ、その間、飲食店は再度の時短営業を取らざるを得ないという状況でありました。町内事業者はもとより、医療関係者、役場職員、そして、全ての住民の方々のこのコロナ禍を乗り越えるための日々の努力、忍耐、ご労苦に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、半年前の昨年9月の令和3年第3回定例会において、私は、本日同様、新型コロナウイルス感染症、以降、新型コロナと省略させていただきますが、これに関しての一般質問をさせていただきました。内容としては、新型コロナを完全に撲滅するのは不可能で、私たちは、正しく怖がって、うまく共存していかなくてはならないのではないか。であるならば、どのように共存していくかを国民、町民一人一人が自分でしっかり考えることが必要で、その助けとなるように行政が正確で十分な情報提供を住民に対して行わなければならないということを申し上げました。その際に、大阪府泉大津市の南出賢一市長の取組を紹介し、また、限られた人員しかいない町独自の情報提供でなくても、国民、県民に対して、正確で十分な情報提供をするよう、国や県に対し、町として働きかける等の方法があるのではないかと提案させていただきました。

そこで、まず質問ですが、そのような私の質問を受けて、この情報提供の 充実について、町として何か対処されたのか、または検討されたのか、お 聞かせください。

町民課長

お疲れさまでございます。コロナにつきまして、正確で十分な情報提供を するよう、国や県に対し、町として働きかける方法を模索していただきた いというご提案をいただいたというものであります。

町としましては、国や県が行います自治体向けの説明会、そのような場におきまして、住民が分かりやすく、理解できるような資料をお願いしたいという要望を出しております。これは、小海町のみならず、大勢の自治体からこのような要望が出ております。そういう中でありますが、県や国とも可能な限り対応をしていただいていると理解はしております。だが、現状は、現在の状況であるということでございます。以上です。

1番議員

ありがとうございます。一応働きかけてはいるけれども、なかなかはっきりとした対応というか、今現状の情報提供だというお答えだったかと思います。質問させていただいた昨年9月以降、国内においては、第5波、第6波と、残念ながらこのコロナ禍収束ということにはならず、かえってその混

乱に拍車がかかっているかと思います。先程来申し上げている正しく怖がるということに関しまして、僭越ですが私の考えを述べさせていただきます。

まず、取組の例として挙げさせていただいている大阪府泉大津市の南出賢 一市長作成の市長メッセージという文章を見ると、ちなみにこれ、私の一 般質問の資料ということで1ページ目にありますが、その文章を見ると、 大きく次のようなデータを掲載しております。お配りしました資料の1枚 目ですが、中段辺りにですね、令和4年2月17日時点の重症及び死亡率の推 移について、第4波、令和3年3月1日から6月20日、重症化率3.2%、死亡率 2.8%、第5波、令和3年6月21日から12月16日、重症化率1%、死亡率0.4%、 第6波、令和3年12月17日以降、重症化率0.12%、死亡率0.13%。ちなみに このデータは、第70回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料を基に 作成とあります。第6波の大阪府内の状況に限っては、さらに詳しく、右下 段ですね、さらに詳しく、新規陽性者に対する年齢別の重症者数と死亡者 数を表形式で掲載しております。新型コロナが出始めたときは、今までな かった未知の病気で、何も分からなかったから最大限の注意を払う必要が ありました。しかし、発生から2年経過し、この新型コロナがどういう感染 症であるかが分かってきました。高齢者、基礎疾患がある方は、比較的重 症化しやすいと言われております。泉大津市がされているように、長野県 の感染者のデータも分かりやすくまとめ、発表することで、この新型コロ ナという病気を正しく理解することができるはずです。国であれ県であ れ、元のデータが同じであれば、誰が集計し、見やすい加工をしても同じ ことです。南出市長がされているような情報提供の仕方をこの小海町でも できれば、町民の新型コロナに対する理解が深まるはずです。町でそのよ うな作業ができないのであれば、県や国にそのようなデータの集計、加工 をするよう、働きかけを行うべきだと思います。

そこで、質問ですが、町として、住民に対してどのような、現在ですね、 どのような情報提供を行っているか、現在の情報提供の質、量、方法は、 十分であると思っておられるでしょうか。もし不十分であるとすれば、今 後改善する予定はあるでしょうか。その辺のあたりを、すみませんが聞か せてください。

町民課長

泉大津市のような町の独自の情報提供はできていないのが現状でございます。国・県からの情報をなるべく早く伝えるという考えで進めております。そして、その情報が刻々と変わっていくため、そのままその情報を町

民の皆様へ伝えていくということでございます。世界的にも未知のウイルスでありまして、専門家の中でも様々なご意見がございます。行政としまして、国や県からの情報を正確に伝えることによりまして、それぞれの皆様がいろいろな考え方の中でありますが、町民の皆様の理解につながるものではないかと、このように考えております。以上でございます。

1番議員

ありがとうございます。県や国から来る情報をそのまま迅速にというお答 えだったかと思います。私が申し上げているのは、ですから、その来る情 報が非常に分かりにくいんじゃないかと私は申し上げているところでし て、この南出市長というか、泉大津市がされているような、これ、元のデ ータが、こちら表面にあるのは第70回大阪府新型コロナウイルス対策本部 会議資料とありますけれども、恐らく、私ちょっとすみません、この資料 見ていませんけれども、恐らくその資料を見ただけではこういう表って載 っていないんじゃないかと、もっと詳しい、何というか、表の表し方だと 思います。裏面の表の元データは、厚生科学審議会資料を基に作成とある んですけれども、これも厚生労働省のホームページに恐らく公開されてい るかと思いますが、これ見たところで、この表自体を見た人が読み取れな いような発表の仕方を恐らくしているんだと思うんです。それを泉大津市 はこのように分かりやすく加工しているということなんで、ぜひ町として 独自にできないにしても、ぜひそれは声を大きくして、周辺市町村と力を 合わせて、そういうデータの発表の仕方じゃ分からないから、ぜひ分かり やすく発表してほしいということを積極的に働きかけていただきたいと 私は思います。私は、今のマスコミ報道の仕方を見ると、世論に対して、 この新型コロナを必要以上に恐れさせようとしているように思えて仕方 がありません。まるで新型コロナをひどく恐れることがトレンドであるよ うなこの流れに行政は一線を画すべきです。行政がするべきことは、何度 も繰り返しますが、住民が新型コロナを正しく理解し、正しく怖がること ができるよう、正確で十分な情報提供をすることです。それを基に住民が どう判断するかは、住民自らがそれぞれ考えることであって、その判断を 誘導するようなことは決してあってはならないと思います。

まさにこれから3回目のワクチン接種であり、また、5歳から11歳までの子供へのワクチン接種が始まろうとしております。非常に重要なタイミングであると私は思います。そもそもこの新型コロナワクチンの接種は、もちろん強制ではありません。本人が接種希望する場合に限り接種を行うのであって、接種を希望しない人に接種を強制したり、行動制限を求めること、

同調圧力をかけること、差別をすることは、決してあってはならないこと です。逆もしかりであって、ワクチン接種を受けたい人は、接種をする自 由、権利が当然あります。3回目のワクチン接種が既に始まっているかと 思います。先ほどから申し上げているように、新型コロナがどういう病気 か分かってきました。高齢者や基礎疾患を持つ方は死亡や重症化のリスク が高いと言われておりますが、それ以外の方は重症化するリスクは高くな いと言われております。そうであるならば、そのようなリスクを持つ方以 外は、ワクチン接種をするメリットは少ないのではないのかと、私個人的 にはそう考えます。ワクチン接種による副反応の報告も多く挙げられてお ります。副反応に関する情報提供も十分した上で、3回目の接種の判断を していただければよいかと思います。その判断材料を提供しなければなら ないのが行政です。その務めを果たさなければ、行政の存在価値はないと 言ってもいいくらいに私は思います。というのも、かつてこの国では、薬 害エイズやサリドマイドといった数々の悲劇的な薬害事件が起きました。 その被害者の方々は今もなお苦しんでおります。これらの原因は、薬の開 発段階や流通段階において、副反応や製造上のミスが及ぼす悪影響が分か らず、重大な被害が発生してから、ようやくその薬との関連性が分かって きたというものです。今回の新型コロナワクチンは、人体に実用化するの は初めてとなる遺伝子ワクチンと言われております。接種による感染予防 効果や中長期的な人体への影響について明らかになっておりません。開発 されてからまだ1年のため、当然です。当初2回を想定していたにもかかわ らず、血中の抗体量が少なくなっているからとの理由で3回目のワクチン 接種が始まります。血中の抗体量が基準であるとすれば、抗体量が減るた びにワクチン接種をしなければなりません。新型コロナワクチンの副反応 による将来的な危険性を指摘する専門家もいる中、我々はいつまでワクチ ン接種を繰り返すというのでしょうか。何度も繰り返すようですが、その ような疑問を町民の方が持ち、効果と副反応をよく理解した上で自分で判 断することが大切です。国が受けてくれとか、町が受けてくれとか言うか ら受けるとか、そういうことではなくて、自分で判断することが大切なん じゃないかなと私は思います。そのための情報提供を十分にしなければな りません。

つい先日、実際にこんなことがありました。今回お配りした資料を子供を 持つ知り合いの保護者の方に渡したところ、今まで子供に打つか打たない か悩んでいたが、もらった資料を読んで打たないと決めたという方がいら っしゃいました。情報があれば、それを参考に住民の方は考えることができます。繰り返すようですが、私も専門家ではありませんから、ワクチンを打ってはいけないとか、打たなければ駄目だとか、そんなことを断言することは私にはできません。自分でしっかり考えて、結論を出したほうがいいですよと、そのための情報提供が何より重要で、行政においては、その体制のさらなる充実を図るべきではないでしょうかと申し上げております。ワクチン接種により得られる効果は比較的イメージしやすいと思います、ワクチンを打てば重症化しないということですから。それに対して、イメージしにくい副反応のリスクも対象者には丁寧に説明しなければなりません。

そこで、質問ですが、町としては、ワクチン接種によるリスクをどのよう に評価し、町民へ周知しているのか、お聞かせください。

町民課長

ワクチン接種によりますリスクの評価についてということだと思います。 3回目のワクチン接種のご案内は、対象者としましては、18歳以上の方、そして、2回目が接種完了してから一定期間経過した方にお送りしております。そんな中、特に接種をお勧めというか、考えていただく、そのような皆様は、高齢者、そして基礎疾患がある方、重症化のリスクが高いと言われている皆さん、そして、その重症化のリスクが高いと言われている皆さんの関係者、介護に従事する皆さん、そして、医療などへ従事する皆さんを記載させていただいております。それと同時に、ファイザー社、モデルナ社のワクチンについての説明、3回目の接種の安全性、また効果、予防接種による健康被害が起きた場合の救済制度などが記されたパンフレットを同封させていただいております。

ワクチン接種によるリスクを町としてどのように評価するか、これは、町としてリスクを評価することは難しいと考えております。今ある情報をそれぞれの方に判断していただき、接種するかしないか、お決めをいただくということではないかと考えております。以上でございます。

1番議員

ありがとうございました。町としてはなかなか評価できないというお答えだったかと思います。そうですね、町として、町独自に評価しろとは私も申しませんが、私も、すみません、この質問前に、大変申し訳ないですけれども、町が町民に対してどういう資料を提供しているのかというのも事前にお聞きもしなかったんで詳しいことはちょっと分からないんですが、先ほど資料の1枚目の裏ですね、こちらは、泉大津市は、厚生労働省が発表している、今現在ワクチンを打って、副反応がこう出ていますよというの

を市民の方に提供しているんですね。これは、別にマスコミが言っているからとかじゃなくて、厚生労働省の出している資料をまとめると、10代で副反応の疑いがあって、例えば死亡だったら4人いますよと、これは、ワクチン接種が原因だとは決して特定していませんけれども、かといって、ワクチン接種が原因じゃないですよということを否定もしていないわけです。危険性は、だから分からないということですね、分からないんですよ。だけれども、実際こういうふうな報告が上がっているということを市民の方にちゃんと報告というか、情報提供をしているわけです。恐らく町は、こういったものを町民の方に提供していないんじゃないかなと思います。ぜひとも、単純にワクチン打てば、副反応が、熱が上がっちゃいますよとかそういうことじゃなくて、こういう危険性もあるんだというのを町民の方に知らせることも一つの大きな情報提供の一つであると。ぜひこういった資料も提供していただきたいというのが私のお願いというか、提案です。

この3月より、5歳から11歳の子供へのワクチン接種が予定されているとの ことです。私にもその対象となる子供がいるため、接種申込書が自宅に届 きました。届いた封筒の中に入っていたのは、接種を希望する場合の接種 申込書と接種体制、接種方法が記載された簡単な説明文書でした。先ほど から申し上げているような、接種による効果と副反応はそこには記載され ておらず、接種に当たっての参考情報ということで厚生労働省と日本小児 学会のホームページのURLが記載されておりました。要は、そこで自分 で調べてくださいということです。私も見てみましたが、そこのホームペ ージから情報を読み取るというのは一苦労です。そもそも、まずはこうい う情報があるよということに気づいてもらう必要があります。ワクチン接 種のメリットとデメリットを知り、接種の判断をするために、情報を求め る町民の方皆にそんなことをさせるくらいであれば、先ほどから申し上げ ているように、情報を見やすい形へ誰かが集計、加工し、その資料を同封 すればよいのだと思います。それを町であり、県であり、国がなぜしない のでしょうか。子供へのワクチン接種に慎重な立場を取る全国の有志の医 師や政治家が全国で活動を始めました。南出市長もその中の一人ですが、 そもそも子供は新型コロナに感染しても重症化、死亡のリスクが少ないた め、ワクチン接種のメリットがないこと、接種によるデメリットがあまり にも大きいことを強く訴えておられます。そういった方々が作られた資料 を参考資料としてお配りしました。先ほどから見ていただいている1枚目

は、大阪府泉大津市のホームページで公開されている南出市長からの市民 へのメッセージということです。裏面では、厚生労働省が発表している新 型コロナワクチン接種後の年齢別副反応件数を分かりやすくまとめてお り、さらに接種後に起こり得る副反応の症状、そして、ワクチンを接種し た場合の健康被害、救済制度を紹介しております。また、泉大津市では、 5歳から11歳の子供への接種の安全性やワクチンの効果などに関する十分 な情報やデータがそろっておらず、予防接種後の努力義務の規定が適用さ れていないことから、今回は、接種券の一括送付は行っていないとのこと です。2枚目、3枚目ですが、福岡県の堤猛氏が、最初は自費で、その後の 資金が尽きたら、寄附を募って掲載料を賄い、全国の新聞社に掲載してい るワクチン接種に関する意見広告です。令和4年1月30日には信濃毎日新聞 に、先月の2月23日には日本経済新聞に実際に掲載されております。4枚目 は、こどもプラットフォームというワクチン接種に慎重な立場を取る医師 や政治家が集まって立ち上げられた団体の発起人である柳澤厚生氏のワ クチンに関する調査結果です。厚生労働省が発表しているワクチン接種後 の副反応件数のほとんどが現時点ではワクチン接種との因果関係は不明 となっているため、ワクチン接種がその原因とは言えないのはもちろんで す。しかし、その一方で、ワクチン接種がその副反応の原因である可能性 も排除できていないわけです。将来、薬害が起き、被害者が発生してから では取り返しがつきません。

私は、以上の理由から、今の状況下では、急いで子供へワクチン接種をする必要性ないと私は考えます。もちろんそれぞれの家庭で判断することですが、子供たちの将来を守るため、その親たちが賢明な判断をすることができるよう、正確で十分な情報提供をする体制のさらなる充実を急いでいただきたいと思います。

通告にはないですけれども、町長、私の今の話を聞いていただいて、感想 をお聞かせいただけますでしょうか。

町 長

率直に申しますと、私もそこまでの研究はしていないというのが私の認識でございます。黒澤議員のおっしゃるとおり、このリスクというものの判断を町がすべきだということは、これは、行政をつかさどる我々としてはもちろんのことだというふうに思います。ただし、これを、いわゆるパンデミック状態にしてはいけないというのも片やの考えであります。そして、お医者さん、学者の皆さん、それから、最後に決めるのは首相でございますけれども、厚生労働省等々の機関の中で練りに練った案を、これが

最適であるというものを指名しているのではないかという私の判断でございます。したがって、私ももうワクチン接種はしているところでございますけれども、それが、まずは拡大を防ぐ一歩ではないかというふうに考えております。しかし、黒澤議員のおっしゃるとおり、こういうお考えの皆さんもおいでになるということは、町のほうでこれも告知するということは必要ではないかというふうに思っておりますが、ともあれ、本当にこれ、重症者出ないことを願う次第でございます。以上です。

1番議員

ありがとうございました。当然、このコロナのパンデミックによって、社会がさらに混乱するというのも当然避けなきゃいけないことですので、町が今やっていることも私としては理解し、応援しているつもりですが、町長おっしゃったように、そういうワクチン接種すれば、重症化しにくい、死亡のリスクも少ないと、感染予防もというようなことでワクチン接種を進める考えも当然いいですけれども、それをやっちゃいけないって私言っていなくて、そうじゃない、反対側にはこういうリスクもあるんですよと、その情報提供をぜひともさらに充実させていただきたいということを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長

これで、黒澤敦史議員の質問を終わります。

これから1時まで休憩とします。

(ときに11時46分)

第5番 渡邊 晃子 議員

議長休憩前に引続き会議を開きます。

なお、休憩中、議員の方から議場は暑いとの声があり、もし暑いようでしたら上着を脱いでいただいて結構であります。

では、次に第5番 渡邊晃子議員の質問を許します。渡邊晃子君。

5番議員

第5番 渡邊晃子です。よろしくお願いいたします。私も質問に先立ちまして、ロシアといいますか、プーチン大統領のウクライナ侵略、また、原発施設まで攻撃した、まさに蛮行だと思います。これに強く抗議をいたします。また、この機に乗じて、核共有すべきという議論や提言が一部でありますが、これは、歴代政権が国是としてきた非核三原則をじゅうりんするものであり、核兵器禁止条約が発効された現在の国際社会の流れに逆行するものと思います。広島、長崎、そして、ちょうど間もなく、11年前、あの福島を経験した日本でこのような議論があること自体が世界に対し、何

よりこれから平和な世界をつくっていく子供たちに対して、無責任な姿勢 と私は考えます。我が小海町も非核都市宣言をしています。黒澤町長も毎 年原水爆禁止世界大会に向けた国民平和行進でご挨拶をいただいている わけですけれども、現在のこの一連の状況をどう見て、感じていらっしゃ っているか、少しお聞かせ願えますでしょうか。 通告にない質問ですが、よろしいでしょうか。 町 長 ちょっと待ってください。質問に入る前の言葉なので、すみませんけれど 議 長 も、この答弁は控えさせていただきます。 5番議員 分かりました。 質問を続けてください。 議 長 5番議員 失礼いたしました。では、質問に入らせていただきます。小海町で12年ぶ りの町長選挙がありました、大変お疲れさまでした。私も黒澤町長2期目 ということで、的埜議員から、さらにちょっと具体的な質問をさせていた だきたいと思います。 まず、1番目、子育て支援政策というところです。的埜議員が資料請求をさ れた資料つづりの1枚目を皆様にもご覧になっていただきながら、進めて いきたいと思います。この政策ビラを読みますと、これから保育士さんを さらに増員してという印象を受けまして、先ほどもご答弁の中でそのよう なことを町長おっしゃったかと思います。先般の委員会では、支援課長か ら、代替の先生、会計年度職員に3名、未満児と加配の先生を増やしたとい うところですけれども、ここはちょっと確認したいんですが、今後、正規 の職員、先生を増やしていくというお考えがあるのかどうか、お願いしま す。 渡邊議員ご存じのとおり、未満児の保育というものは非常に先生の人数が 町 長 かかる施策でございます。そのリクエストがだんだん多くなっていくとい うことはお母さんが職業を持っておいでだということで、生活をするため にお働きになると。そのために、子供を預けて、自分が就業するというこ とになろうかと思います。そうした中、やはり家庭を支えるためであると いうことであれば、やはりこれはお子様を預からなければならない。今ま でお断りした経過がございません。したがって、これからどこまで厳しく なっていくかというものは非常に不透明なんですけれども、働く女性が増 えていく中で、そのニーズにお応えするために、人数的なもの、足りなけ れば増やすということは必然的なことではなかろうかと思います。

しかし、物事には限度があろうかと思います。現在行っている、例えば働

く理由、それを民生委員の皆様がご判断申し上げて、申請なさっているわけですけれども、そういった基準は、町民の皆様、お母さんにも真摯に受け止めていただき、そして、行政のほうもその判断をしっかりするというような形で進めさせていただきたいと思っております。

5番議員

お願いします。保育士として、小海町に帰ってきたいという若い方もおられると思います。そう思っていただけるように、処遇改善をぜひお願いしたいと思います。小海町は、一般職員と同じ基準だからということではなくて、やはり保育士さんというのは、命を育んでいただく、まさに専門職でありますから、より手厚く処遇というお考えはないでしょうか。これ、本当に例えばなんですが、神奈川県の茅ヶ崎市では、保育士さんになると、これ公営以外の認可保育園等に就職の場合なんですけれども、保育士就職奨励金、1年目、2年目と10万円ずつ出ます。また、家賃補助制度などもありますが、さらに保育士さん、手厚く処遇というお考えはありますか、どうでしょうか。

町 長

私も町長就任時、忘れられない求人がございまして、保育士の応募ゼロと いうものを経験いたしました。かつて保育士さん花形職業と、女性の中で は、私の中ではそういう認識していたわけなんですが、ゼロというものを 体験しまして、これは、処遇の改善はもとより、大変なことになっている というものを実感いたしました。されど、非常に恵まれるところがどこに あるのかという話になれば、それは、どういう処遇の改善が必要なのかと いうところに到達すると思います。働きがいのある職場、あるいは、この 職業を一生のものとした、そういった気概のあるということも必要だと思 います。ただ単に、給与を上げ、そして、勤めの有利というようなことは 考える余地はありますけれども、それだけではなく、やはり保育士さん、 生きがいを持って、そして、子供さんの大変好きな方たちが多うございま す。そういった中のものをよく精査した中で、私も毎年個人面談、保育士 さんに対しても一人一人行っているわけでありまして、そういったところ をまた精査した中で、渡邊議員おっしゃる改善点等々を見いだせれば、大 きな市、あるいはどこそこの例というものは参考にさせていただきます が、やはり独自の体制で見ていきたいというふうに考えております。

5番議員

それでですね、すぐできることとして、奨学金返済支援補助金の拡充があるかと思います。これ、資料用意していただいた10ページをご覧いただくと、字が小さいですが、その他の子育て支援事業のところで奨学金返済支援補助金制度ありますね。それで、佐久広域管内で、看護師、保健師、介

護福祉士として就業すると、4分の3上限、22万5,000円が補助されるということで、これにぜひ、保育士さんの有資格者を広げていただきたい、これはすぐにでもできると思います。ぜひお願いしたいんですが、町長いかがでしょうか。

町 長

検討の余地は大変あろうかと思います。そんなところで進めさせていただ きたいと思います。

5番議員

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

保育園の施設整備についてもお伺いしたいと思います。私、去年の6月も質問をさせていただきました。追加の資料で保育園の平面図も、これ見たほうが分かりやすいと思ったのでお願いしたんですけれども、令和4年度、1歳児さんが14人と、ごめんなさい、今度資料つづり8ページなんですけれども、出していただきました。未満児さんが増えている。今度2歳児さんは、これを見ると6人減っていますけれども、1歳児さんが9人増えて、14人ということになっています。国の基準ででは、2歳児未満は、見ていただく、匍匐室、調乳室ですとか沐浴室というものが2歳未満は必要かと思うんですけれども、来年度、これだけ1歳児さんいらっしゃるということは、どういう教室割りをしていくのか、これで問題がないのかというところをお願いします。

子育て 支援課長

お疲れさまでございます。では、ただいまの令和4年度施設の運営という ことでお答えさせていただきたいと思います。こちらに本日資料として用 意させていただきました平面図をご覧いただきたいと思いますが、いず れ、基本的に補足になりますが、まず、図面の下部分、このL字型が今現 在、一部0歳児が使っておりますが、基本的に年長、年中、年少さん、俗に 言う以上児の園児の皆さんが使っている施設でございます。それで、渡り 廊下渡っていただいて、こちらの細長い施設になりますが、こちらが、今、 渡邊議員がおっしゃったように、1歳児、2歳児が利用している部屋になる わけでございます。いずれにいたしましても、こちら、今お話しのとおり、 入園施設が、特に乳幼児が使う部屋というのが、造った当時はこちらで賄 えたわけでございますが、やはりこの時代の流れの中で、大変低年齢のお 子さんを、当然皆さん就労が進んでいるということでお出しになる機会が 多くなっているという中での取組でございます。いずれ、今、実質乳幼児 ということで対応できる部屋が、施設といいますと、小遊戯室の隣の乳児 保育室、こちらが今1歳児が使っている部屋でございます。こちら、10とい うのがマイナスとなるわけでございますが、いずれ、基本的にはこの部屋 を使ってなるわけでございますが、ただ、いろいろな今後のクラス分けといいますか、本来で、この時期であれば、もうクラス分けはもう十分できているわけでございますが、やはり先月の園内でちょっと陽性が確認されたということに伴いまして、まだ、本来終わっております一日入園が、今日現在まだ完全に終わっていないというところで、今週にかけてその一日入園を、残っている園児の皆さんの面談を行って、その状況を見ながら、いずれクラス分けをする中で、本来トイレを挟んで保育室20人という部屋がある程度一般的な部屋になっているわけでございますが、お子さんのいろいろな状況等を見させていただいた中でのクラス分けということで、こういう形で令和4年については保育を進めていくという形になろうかと思います。私からは以上でございます。

5番議員

本当にその年その年で先生方が臨機応変にご対応していただいていると。 今、育休を取っておられる町の職員さんも多いですし、町長もこちらのビ ラで未満児保育の要望にお応えできるようにと書いていらっしゃいます。 前回6月の一般質問でもお話をしましたけれども、来年度、加配が必要な お子さんは3人から1人に当初では減るということですけれども、これから そういうお子さんも、お話聞いていますと増えていくかと思うんですね。 そういう子たちの専用の、ほっとできるような教室も、空き教室も今、こ の一番上の左の保育室の20人というところ、ボールプール室ですね、ここ しかないということで、先生を増やすのと同時にこういう施設の面をどう していくか、何か町長はお考えがあるか、お聞かせいただきたいと思いま す。

町 長

保育士さんたちと面談していく中で、もう教室の不足というものも指摘は されております。されど、どこまでもどこまでもという部分があり、理想 の部分はありますけれども、そういったもののすり合わせをしっかりする ことが大切だと思いますんで、さらに現場との話、そして相談をさせてい ただいたい中で、計画はさせていただきたいと思います。

5番議員

ぜひよろしくお願いいたします。どんな子も安全・安心な保育を受けられる環境、先生方にも安心して保育をしていただける環境整備を、本当に力を尽くしてお願いしたいと思います。

保育園に関連してですが、もう2点、お願いがあります。先ほど子育て支援 課長からもお話しありました、先月コロナ感染の関係で一時休園をして、 希望保育の期間を含め、通常保育に戻るまで、日曜、祭日を含めて12日間 ありました。先生方、職員の皆さんには、本当に大変な状況の中でご対応、

感謝しております。また、豊里薬局さんがご厚意で日曜日に開けて、抗原 検査を実施してくださいました。この場を借りて、一保護者として、また 議員としてもお礼を言いたいと思います。この間、お休みの間ですね、お じいちゃん、おばあちゃんにお願いできるご家庭もあったかと思いますけ れども、うちもそうですけれども、そうでなければ仕事を休まざるを得な いような状況でした。お勤めの事業所によっては、特別休暇を有休でもら えたという方もいらっしゃいましたけれども、非正規雇用などの場合は、 ただお金がもらえない、ただのお休みなってしまう、困っているというお 声も頂戴いたしました。国の小学校休業等対応助成金について、私も知る 限り、友人にはお知らせをして、町でもお願いして、すぐ対応していただ き、防災無線で流していただきました。町民課にご対応いただいたわけで すけれども、問合せ等ありましたでしょうか。 町民課長 小学校休業等対応助成金につきましては、今申されるように、住民への周 知という観点から、防災行政無線で周知をさせていただきました。そうい う中でありますが、問合せ等はなく、現在に至っております。以上でござ います。 5番議員 この制度、国の制度を少しは改善されて、個人でも、事業者ではなくて、 労働局に直接申請ができるようになったとはいえ、やはり申請に手間も時 間もかかるということで、これも今日追加で資料コピーをしていただきま した。滋賀県の米原市ですね、ここでは、こういった問題に対して、独自 に緊急応援金を用意しています。ぜひこれ資料をご覧なっていただきたい と思うんですけれども、今後また、もちろん感染予防徹底で抑えるという ことが一番大事ですけれども、変異株も出ている中で休園や休校といった 事態も必ずや想定しておかなくてはならない。そういった中で、米原市の ように、我が町でも、これまさに町長おっしゃるコロナ対策最優先とおっ しゃった、これこそ最優先というか、できることではないかと、我が町で もぜひ、こういった事態に備えて、安心して仕事を休んで、子供といられ る時間を、こういった制度ぜひ町長お願いしたいんですが、いかがでしょ 私のコロナ支援とは多少ニュアンスは違うわけですが、大切なことだと思 녙 います。参考にさせていただきます。

86

それから、もう1点、先ほど黒澤敦史議員の質問でもありましたけれども、 ワクチン3回目接種が始まっています。昨年9月の私の一般質問で、小さい

ぜひお願いしたいと思います。

町

5番議員

お子さんがいる親御さんが近くに頼れる身内もいない場合、副反応が心配でワクチンを接種したくてもためらうケースも考えられる。また、接種しても子供の世話が大変だということをご紹介して、その際、ぜひ一時保育を全額補助と言わずとも、援助していただけないかというお話をさせていただいて、その後すぐに、半額を少し切る金額で対応を、2週間前までに申し込めば、可能だったら対応するということを決めていただきました。あのときはもう、9月の時点ではもう接種が始まっておりましたので、結果利用された方はいなかったということですけれども、ぜひまた、今度もご対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

子育て 支援課長

いずれご案内のとおり、これで、今度町につきまして3回目の接種が実施される中で、当然若い年代の方ですね、今渡邊議員がおっしゃったとおり、接種を当然受ける状況、その中では、やはり接種後に体調不良というのが当然考えられる部分がございます。いずれ、前回もそういう形で体制を取らせていただきまして、またちょっとこちらでまた、いろいろワクチン接種のスケジュールもありますが、施設として、また前回のとおり体制を取っていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

5番議員

ぜひ、先生方にはご苦労をおかけいたしますが、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、2番目、入学祝い金の増額についてです。1月臨時議会の際に、これ、子育て支援課長コロナ対策ということをおっしゃっていまして、町長のビラで、先ほど町長増額も検討をとおっしゃっておりましたけれども、これ、増額、皆さん喜ばれるのもちろんなんですけれども、ありがたいというお声も私も頂戴いたしました。疑問なんですが、なぜこれ、高校生にお祝い金がないのか。高校生、通学費補助はありますけれども、小海高校生には関係がないことです。中学生までよりさらにお金がかかるので、ぜひ高校入学お祝い金もという要望一番多いんですけれども、町長ぜひこれ、スピード感を持って対応していただきたいんですが、いかがでしょうか。

町 長

検討の余地はあろうかと思いますが、現場のほうとよく相談して、お答え したいと思います。

5番議員

ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、3番、公園整備についてです。まず、経過を整理したいと思います。昨年6月議会の令和2年度補正9号にて、公園整備設計調査費100万円

からゼロ、皆減になりました。子育て支援世帯にアンケートを実施して、要望の多かった中学校の横、ちびっこ広場の拡張を検討したが、その場所は、補助事業で駐車場整備をしており、用途変更はできないということで見送りになったかと思います。ただ、令和3年度予算で、今度、公園設計調査委託費として300万円が計上されました。児童福祉費から総務企画費に変更はされました。そして、去年12月に示された長期振興計画では、誰でも使える公園は、項目は残りましたが、その先は白紙状態になっていました。議長の質問に町長は、172番に載せさせていただいたと。これ見ると、つまり松原湖高原公園整備事業のことをお答えになったと思うんですけれども、これ見ると、令和6年にパターゴルフ場公園化とあります。先ほどは、これがそうというご答弁ではなかったかと思うんですけれども、もう一度確認です。これが誰でも使える公園ではないということでよろしいでしょうか。

総務課長

お答え申し上げます。ただいま渡邊議員おっしゃったように、令和3年度 予算において調査経費を計上いたしまして、調査設計いたしました。それ で、いろいろと場所の検討をさせていただいたんですが、結局中学校が駄 目ということで、ほかに、保護者の皆さんのご意見を聞きますと、これは アンケート取ったんですが、佐久穂町の元気の出る公園のような公園が欲 しいというご希望が多々ございまして、今現在、現状として可能性のある ところは、開発公社と温泉の周辺ですね、そこしか取りあえずは場所が見 つからないと。費用対効果等も含めまして、場所はほかにもたくさんあろ うかと思いますけれども、アクセス道路ですとか、いろんなものを考える と、莫大なお金がかかるということを考えますと、あの開発公社の周辺が いいんではないかと。それで、開発公社のところも、ここ数年のうちにパ ターゴルフですとか、そういったものをちょっと考え直さなきゃならない 時期にもう来ております。ピクニック広場も含めてですけれども。それで、 設計としましては、そこに遊具を設置したらどうなるかという設計をして ございます。これにつきましては、また今後、議会のほうでご議論いただ いて、いいということであれば、できるだけ早い時期に今度は実施のほう へ持っていきたいということで考えております。

5番議員

ということは、やはりこれがパターゴルフ場公園が誰でも使える公園になるということですね。アンケートを取って、そういう結果だったと。また、アンケートの2番目にアスレチック広場の整備という声があったかとも思います。ただ、本当に今のご説明にもありました、町なかに、子育て世代

としては、本当は松原まではなかなか上っていかないと。ちょっとした遠 足になりますので、ふだんはなかなか行かないですし、繁忙期には町外の 皆さんであふれ返るだろうと、そういうところに町民は行かないよねとい う話も友人もしていましたけれども、またいろいろと研究をしていただい て、私たちも勉強していきたいと思います。

次に、ビラには、町長の施策ビラ、公約ビラにはありませんけれども、児童館についてもお聞きしたいと思います。児童館の施設増設、これも12月の長期振興計画で1年遅れになりました。当初の過疎債に加えて、一般財源1,690万円も追加になっていますけれども、この経過というか、どういうことなのか、少しご説明お願いします。

子育て 支援課長

では、児童館という、ちょっと改めてのご説明にもなりますが、児童福祉 法に基づく児童厚生施設で児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進 し、情操を豊かにすることを目的にするというところが目的となっている ところでございます。今ご指摘のとおり、いずれ児童館につきましても、 2か所あったところが小学校統合等のいろいろな経過を経て、現在の1か所 になりまして、建物自体も20年余り、建築から経過している状況の中でご ざいます。その間、既存の、うまく、簡易な修繕は当然日々してまいりま したが、一番大きな改修としまして、エアコンを設置して、より安全対策 等、また、いろんな、特に今般のコロナの対策等でそういう対策を取って きたわけでございますが、ただ、いずれ、どうしても、もともと1校を、旧 区ですね、旧小学校単位で、そういう1校で対象としたのが今度、児童数は 減っておりますが、どっちにしろ今度1校とする、全体としては、児童数 は、もう対象者は増えているという状況の中の現状の中、やはりいろいろ な面、午前中、子育て支援センター、午後は児童館という形で運営してい る中で、やはり施設面、どうしても決して広いとは言えない。まして、そ こに子育て支援の相談業務、また、同じ場所で結婚相談業務も行っている わけでございますが、現状では、なかなかそういう相談を受ける、そうい うプライバシーを保護できるような状況での対策が取れないという中で、 長期振興計画6次の段階で25坪ほどの増床を計画した次第でございます。 そういう状況の中で、ただ、やはりなかなか、町長も以前からご説明も申 し上げておりますが、なかなか近隣の土地の状況という、鑑みた中で、取 りあえず現状の敷地の中で、西側の河原沿いのほうに増床ということでい ろいろな試算をしたわけでございますが、大変高額な費用が要して、やは り費用対効果という面でなかなか難しいという中で、いずれこちら、再度 ローリングをした中で、令和4年度に調査研究をして、令和5年度に施設の 増築の計画を現在長期振興計画ではうたっているところでございます。た だ、いずれ調査研究ということでございますので、状況によっては、また、 子供たちが一番利用するのに支障ない、ある程度そういう、学校からの通 学路等で鑑みた中で、そういう適地があれば、そういうところにも新規で 造るということもやはり考えながら、計画をして、いずれ検討を進めてま いりたいという状況でございます。以上でございます。

5番議員

私、また、これ去年に戻りますけれども、保育園で、あそこの交差点の空き地があるということでちょっと伺ったんですけれども、それへのお答えで町長が、あそこは東京電力の関係の土地というふうに思っておりますとおっしゃっていました。それで、あそこは、児童館と併用しまして、なかなかいい土地でございますのでまた考えていきたいと思いますとおっしゃっていたんですけれども、その土地に関しては何か進展があったのか、どうなのか、そこだけちょっと確認をお願いしたいんです。

総務課長

その件につきましては、東電さんのほうには、できれば町のほうで取得をさせていただきたいというお話を申し上げました。そのときには、まだ土村の第一発電所の浸水をしてしまった後処理の工事をやるときでしたので、工事用地として使いたいので、取りあえずすぐにはお答えすることはできないけれども、それが終わった後にはまた協議はさせていただきたいということで、これで工事が、ついこの間東電の所長が工事完了したからということでお見えになりましたので、それでまた新年度になったところで具体的にはお話を進められるんではないかなというふうに思っております。

5番議員

分かりました。ぜひあそこも有効活用できたらなと思います。児童館・子育て支援センターについては、本当に今、立地条件いいところですが、あの場でさらなる拡張、本当に土地の取得など厳しいことが分かります。私もまたちょっといろいろ考えて、ご提案もできたらなと思っています。児童館というか、子育て支援センターの機能といいますか、前も言いましたけれども、外で遊べない雨の日にも利用できるように、赤ちゃんや小さい子も遊べる場所づくりも本当に求められています。北牧楽集館の整備やまた、駅前再整備の中でもそういった親子の温かい場所づくりも必要と感じております。いろいろと、当事者、もちろん子供たちを含めて、広く意見を募って、誰もがより心地のいい子育て支援センターや児童館、それに付随する子育て応援の施設整備、ぜひ町長にお願いしたいと思います。

では、次に、大きな2番目、移住定住政策のほうに移らせていただきたいと 思います。町長のビラのほうにも移住に関しての具体的な新たな政策は載 っておりませんで、私も今回の質問に関しては、住宅の問題に関しての議 論になってしまうんですけれども、恐縮ですけれども、中で資料を出して いただきました。雇用定住促進事業の内訳をお出しいただきました。この 事業の内容も含めて、簡単にこの資料ご説明をお願いします。

産業建設 課 長

お答えいたします。1枚物の雇用定住促進事業利用者内訳一覧という資料 をお願いいたします。こちらのほうを、資料の提出ということで申出があ りましたので、以前のものを集計し、作表をいたしました。これが、縦の ほうが町内、郡内、佐久広域管内、県内、県外というふうに欄が分かれて おります。そして、その世帯員数って書いてありますのは、町内においで になった世帯、人数ですね、該当者はそれぞれ1人なんですけれども、その 該当者の世帯の人数、そういった方々が、例えば転入したということにな れば、その方は、1人の場合もあるし、お2人の場合もあるし、ご家族が何 人かいる、そういう意味で縦に世帯員数が載っております。そして、次の 人数は、そこに所属する、この雇用定住の促進事業の対応になる人数とい うことで見ていただきたいと思います。そういうふうに区分けをして見て いっていただきますと、集計、一番最後のところで65名というふうにあり ますけれども、5年間の期間中があるわけですけれども、その間に事情が あって転出してしまう、そういう方もおりまして、その方は除いた数字と なってございます。いずれにしましても、この制度、それぞれ毎月、P-ねっと券をお渡ししているということなんですけれども、これがあるから 転入するという、そういうことには直接的にはつながらないかもしれない ですけれども、ただ、こういった事業をやっているということで非常にあ りがたいという声はいただいておりまして、暮らしやすい、そういった意 味では、居心地がいい、転出がしにくくなる、そんな方向で動機づけがで きればというふうに考えております。以上です。

5番議員

私もまさに移住者で、この事業、5年間頂いて本当にありがたかったです。 移住に関してなんですけれども、移住定住促進事業ということがありまして、この中のインターンシップ事業というもので私たち夫婦も小海町に来させていただいて、今ここにいる、ご縁があって今ここにいるということになっています。ただ、移住定住促進事業の中で、移住までは本当に町の職員さんにも親身になっていただいて、本当にありがたかったんですけれども、ここで抜けているなと思うのは、移住後のことが何も書いていない んですよね。私たちも移住者として、ぜひとも行政の皆さんと協力して、 移住してきた方々が、まさか、特に県外の皆さんが孤立してしまわないよ うな、何か困ったことがあれば、いつでも相談できるような窓口、そうい うものも町で、移住者の先輩というか、移住してきた人たちと一緒になっ て、そういう体制もぜひつくっていただきたいと思っています。

では、次に、宅地造成についてということでお聞きしていきたいと思いま す。本間太田団地に関する資料を作っていただきました。これなぜお願い したかと、本来でしたらもっと早くこういうもの出していただくべきだっ たんですけれども、今度、村上団地37区画を計画する際に、こういったデ 一タを集計して、参考にして、計画をされたのかということを確認したか ったものでこうやって出していただきました。これ見ますと、本間太田団 地、半分が町外から来ていただいていると、ほとんどが子育て世帯という ことで、改めて数字で見ると、そういうことなんだなと思いました。今度 は倍の37区画になります。12月の一般質問のご答弁で総務課長、臼田の工 業団地の方々が住むところを探しているなどおっしゃっておられました が、町民の方ではわざわざこんな下まで来ないよというご意見少なくあり ません。そもそもそんな町外の雇用を当てにして計画するのは安直という ご意見もありました。町営住宅も16戸、8戸と造成をしていくと、また、佐 久穂町にも分譲地もあります。今度の予算で周辺各町村も公営住宅を建設 予定と。そして、佐久平駅の南も大規模開発がされており、駅近のマンシ ョン58戸もできて、間もなく分譲開始という中で、売却の見込みがあるの かどうか、どういった方たちをターゲットにされているのか、改めてちょ っとお考え、構想を町長、ご確認をさせていただきたいと思います。

町 長

私も施策の中で申し上げたとおり、佐久に比べ、小海町は地価が安価という利点がありまして、この本間の団地の計画は、本間の区の皆様に大変お骨折りいただきまして、非常にスムーズに運びました。そういった面も含めまして、若年層をターゲットとした皆様に良い土地を安く提供し、そしてそこに家を建てていただき、家庭を築いていただくと、そういうのはもともとの目的でございますので、ぜひそういう皆さんにご活用願いたいというふうに思います。37区画という町ではちょっと大きな計画ではございますが、焦らず、慎重に行くことが大事なことかと思います。また、本間の区長さんはじめ、大変多くの皆様にすんなりご協力いただいたということで、1年かからずにこういったものが計画、立案できるということは非常にありがたいことだと思っております。また、こうした施策、進めるこ

	とによって、移住定住の要というふうになろうかと確信をしているところ
	でございます。他町村、それなりの目的があって、みんなそうやって動い
	ているわけですが、我が町には我が町の目的があってやっているというこ
	とでご理解願いたいと思います。
5番議員	若年層がターゲットということで、子育て世帯大きく対象ならば、大きめ
	な公園や広場など、ぜひ太田団地の皆さんのご意見もよく聞かれて、参考
	にして、考えていっていただきたいと思います。
	それで、子育て世代住宅取得助成事業というものもあって、令和3年度の
	主要事業調査を見ても、事業内容の周知を図り、申請件数の増を目指しま
	す。村上分譲地の造成事業と併せ、効果的な取組となるよう事業を進めて
	いきますとあります。ちなみに令和2年度の実績が5件で、うち新築が4件、
	そのうちの半分2件が町内事業者利用とありました。本当にこの37区画、
	町内事業者さんにとっても大きな大きなチャンス、お仕事になるかと思う
	ので、この子育て世代住宅取得助成、町内事業者を利用したら、さらに助
	成額を割増しするだとか、そういったお考えはないでしょうか。
町 長	それはいつでも付き物の条件の一つになろうかと思いますが、その辺、業
	者の皆様ともよく相談を申し上げ、そして、いわゆる販売始まりますと、
	その皆さんがどういった目的を持っているかというものがちゃんと把握
	できるようにして、考えて、進めていきたいと思います。また、業者の皆
	さんには業者の皆さんの言い分があろうかと思いますので、協議をして進
	めていきたいというふうに考えております。
5番議員	では、続きまして、町営住宅の建設についてご質問させていただきます。
	前回も質問をさせていただきました。まず、この間、何軒か町営住宅に空
	きが出ていますけれども、応募状況いかがでしょうか、町民課長。
町民課長	先日から募集をさせていただいております。土村の南町住宅、中学校のグ
	ラウンドの前の住宅でありますが、その住宅につきましては、やはり新し
	いということが一番の理由だと思いますが、複数の応募がございます。ほ
	かのものについては、なかなかという状況であります。以上です。
5番議員	前回も紹介をさせていただきましたけれども、今、町営住宅にお住まいの
	方もいずれ家を建てて出ていく人がいる一方で、どんどん作るのというご
	意見、それに対して町民課長も、入居者の方々とお話、ご意向を伺ってと
	おっしゃっておりましたが、本来はそれが先なのではないかと私は思いま
	す。需要があるということは、私も若い世代からお聞きしました。何人か
	らも住みたいという相談をされたという方がいらっしゃいました。提案な

	んですけれども、比較的新しい町営住宅、南町、栄町、また、単身者住宅
	の方々にもぜひ住み心地などどうか、またご要望も含めて、アンケートと
	いう形でお願いをして、今度造るならば、新しい、さらによりよい町営住
	宅建設に役立ててはいかがでしょうか。
町民課長	前回同じような一般質問をいただいた経過がございます。そのときと同じ
	ような答弁で大変失礼ではありますが、やはり栄町住宅、そして南町住宅、
	そして新田住宅、そして今、建設をしております大畑住宅、そういうもの
	の入居者の皆さんにいろいろな意向を伺った中で、新しい住宅の設計に、
	建てるとしたら取りかかりたいという答弁をさせていただいたような気
	がします。そのような形で進めていきたいと思っております。以上でござ
	います。
5番議員	お願いします。住宅管理で係の方が相当出向かれているということで、本
	当に真面目にやられていると思います。ただ、今後増設をしていく中で管
	理は今のままなのか、管理が行き届いていないというお話、前回させてい
	ただいて、また、その後も、先日も相当管理がひどいなんていうお怒りの
	方もいらっしゃいました。これでまた、もし係の方が代わるとなれば、役
	場内どの係も一緒ですけれども、一から覚えていかなくてはならないわけ
	で、やはり住宅管理というのは専門分野ということで、責任を持って配置
	をすべきではないかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。
町民課長	職員の人事の配置ということでございます。大きい市役所、そういう部分
	にありますと、専門的な知識がある皆さんがある程度固定したポストとい
	うことも考えられると思います。小海町のように職員が70名程度、そして、
	どのポジションもしっかりとこなす、こういうことが大切であると感じて
	おります。したがいまして、それぞれの職員がしっかりと前任者のやって
	きたこと、それを引き継いで対応していく。最終的には、町民の皆様の失
	礼にならないような対応をするということで進めてまいりたいと思って
	おります。
5番議員	では、次に移ります。平成31年1月に民間のアパートを経営されているお2
	人から、黒澤弘町長に陳情書が出されたかと思いますけれども、町長ご記
	憶にはございますか。
町 長	陳情という形かどうかはちょっと曖昧ですが、お2人お見えになって、町
	長室で会談をいたしました。
5番議員	ちょっと読ませていただきます。私たちは小海町内において賃貸アパート
	を経営しておりますが、ここ数年は入居率の低下が続き、特に町営賃貸住

宅が建設されてからは、既存の入居者が町営賃貸住宅へ転居するケースが 続出し、我々民業を圧迫しているのが現状です。聞くところによれば、町 ではさらに賃貸住宅の建設計画が進行しているとのことですが、町内民間 賃貸アパートは空室が目立つ現状の中で、計画が実行されれば、さらなる 民業圧迫となり、強いて言えば、諸納税の減少にもつながりかねないとこ ろです。例えば町関係職員の採用時点では、優先的に民間アパートへ誘導 し、不足した場合に町営へ移すことが役場自体、自治体本来の姿だと思い ます。若者定住促進住宅建設前に若者就業職場の誘致が先ではないかと思 います。以上のとおり、業界の現状を鑑みて、町が計画されていると思わ れる賃貸住宅の建設は中止をお願いいたしたく陳情するものですという お2人からのものでした。それに対して、その当事者の方にお聞きしまし たが、町長はよく分かっておりますとおっしゃられたということでしたけ れども、結局この声は届いていないとお怒りでしたけれども、このあたり どうお考えなんでしょうか。

町 長

私の聞く限り、その経営なさっているアパート、あるいはマンション、そういったものは、相当数入っておいでであるという認識でございます。

5番議員

民間との兼ね合いというところでお聞きしているんですけれども、例えば 佐久穂町は民間事業者への助成制度も新設とあります。これ、宅地開発事 業者に400万円ですとか、賃貸住宅建設事業者に600万円ですとか。小海町 は何か対策がないのか、ちょっときちんとお話がされていると、この方た ちのお話聞いていると、考えられないんですけれども、きちんとお話しさ れている、されてないのかというか、そのあたりをちょっとお聞かせくだ さい。

町 長

渡邊議員、個人でお聞きになったということでしょうか。私は、私に対して、今、空いている部屋がたくさんあるから困るというような申出は一回 もございません。

5番議員

私個人で伺いました。ただ、こうやって空いているところがあまりないということですけれども、空いていると伺っていますし、どんどんこうやって町が建てていくというところで本当に圧迫になっているんではないかということで言わせていただきました。

時間もあれですので、次に移らせていただきます。空き家対策についてです。空き家対策事業の補助金一覧を出していただきました。これもまた、12月の議会で総務課長のお話で、解体が主になっているということで今回資料を出していただきましたが、今年度解体が10で整備は1ということで、

解体されるほうが圧倒的に多いということが、これ出していただいてよく 分かります。また、空き家バンクについては、資料ないですけれども、係 の方に伺ったところ、このコロナ禍の2年の間でも、売買、賃貸合わせて7 件あったと、八、九割が県外の方ということで、こちらも利用があるのだ ということを理解いたしました。

それで、総務課長のお話、前回のご答弁で、確かに町営住宅を建つのも重要なことですけれども、ある程度いい空き家があれば、町がある程度水回り等を改修して、それを今度賃貸住宅だとか、移住定住促進住宅だとか、そういったものに使っていかなければというふうに思っております。これについては、また新年度以降、そういったものを構想を実現していくように政策を組んでいければと思うということをご答弁ありました。それで、町長の公約政策ビラを拝見しますと、空き家対策、空き家のさらなる有効活用に向けた新たな補助制度を創設とあります。これについて、総務課長のご答弁と関連があるのか、どういった新しい補助制度なのかお聞かせください。

町 長

今、空き家の中で大変問題になっているものが1つございます。それは、世代が代わりまして、親の残した生活ごみ、そういうものの片づけが大変であるということをお伺いしております。スムーズにその家を賃貸して、貸し付けるという部分については、大変、これは画期的だと思っておりますけれども、その部分のお悩みを行政がしっかり引き取ると、それから、現場の状況を把握するということが大切になってこようかと思います。それはなぜかと申しますと、ちょっと古いお方といいますか、親の世代は大変もの大切にしたということで、特にお召し物だとか布団だとか、そういったものがたくさんありまして、今大変お金かかるわけです。そういったものを相談の中で何とか解決していきたいと、そして、そのお持ちの方が、そこがちょっと悩みだったというものがお聞きできれば、それに対応する施策はするべきだというふうに考えております。

5番議員

分かりました。ぜひ、空き家たくさんあります。いい空き家もありますし ね、そういうお考えで積極活用ということで進めていただきたいと思いま す。

様々、住宅関連事業の進め方なんですけれども、私12月の質問で、公共施 設等総合管理計画があるということでお話ししました。町のホームページ でも見られるというもので、資料請求をそのときしなかったわけですけれ ども、課長方はお持ちにならなかったと、ということは、その程度のもの

なんだなと理解しました。結局こういうものは、国に言われて、ひな形が そのままにつくっているだけで、実際修繕や点検、今後の計画などがしっ かりとなされてはいないということが12月議会の質問で分かりました。長 く古いところにお住まいの方がそこに愛着を持って住まわれている。それ を奪うようなことは難しいよねという話、町民課長ともお話をしましたけ れども、それはそのとおりだと思います。町が計画しているから退去して くださいという、そういう一方的な、そういう話をしているわけでは決し てありません。耐震だとか、設備の面でも安全なお住まいなのか、きちん と住民の皆さんとお話をしながら、共に計画をつくっていくことが筋なん ではないでしょうかと思います。前回もお話をいたしました。改修、修繕 などもし切れてはいない。町長毎日見られて、よくご存じかと思いますけ れども、芳ノ窪団地、冬、北口玄関でU字溝もなく、凍りついて、本当に 危険だと思います。日当たりは悪いし、建て替えてほしいと嘆く方もいら っしゃいました。今年度予算の骨格ですけれども、住宅修繕費300万円と しか載っていません。前回頂いた資料では、大・中規模工事も平成28年か らたった2件、620万円ほどしかされていないと。やはり古い住宅のメンテ ナンスもきちんとしないままで、新しいものをどんどんと造っていく、古 いところにお住まいの皆さんのお気持ちももっと酌んで、しっかりとお話 を伺って、また、先ほどお出ししました民間業者の方たちともしっかりと お話をして、意思疎通をして、総合的にしっかりと計画を立てて、様々な 事業を進んでいくべきだと思います。そういった総合的なところ、町長、 また何かあれば、一言お願いいたします。

町 長

小海町150を超える皆様がご利用いただいているということで、これは、 人口にしましても住宅の割合にしても、大変大きなものがあると思います。新しく建てたものについては、やはりそれなりのよさがあり、便利さ等々でお使いいただいているということでございますけれども、小海馬流団地ですか、を筆頭に老朽化が激しいわけです。そういった皆さんの生活は、手に取るようにというわけにはいきませんが、この冬など、非常によく分かります。雪も多く、寒い中ということです。それなりの法律があり、それにのっとった改修、あるいは補修等々が可能であるかということがまず第一だと思いますので、その辺よく精査した中で、それからお住みの皆さんのリクエスト、これがまず第一だと思いますので、そういったものを改めてお聞き直し、それから実態の調査等々が必要かと思いますので、その辺で進めさせていただきます。 また、一頃非常に簡易といいますかね、建物が簡易にできている、簡単にできている、そういうものが多うございます。そうした中のものの改修というものはどうなるかと、これもやはり補助金を頂いて造ったものですので、そういったもの精査、構想をしっかりして、これは、進めていくつもりでございます。

町長のこれまでのお話の中で、本当に現場の状況をよく見るということを再三おっしゃっておられました。本当にそこをまず第一に考えていただいて、あらゆる町民の皆さんの声をぜひいろいろ聞いて、事業を進めていっ

ていただきたいと思います。

私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。 議 長 以上で第5番 渡邊晃子議員の質問を終わります。

これより2時15分まで休憩とします。

(ときに1時58分)

第4番 井出 和人 議員

議 長 休憩前に引続き会議を開きます。 次に第4番 井出和人議員の質問を許します。井出和人君。

4番議員 4番、井出和人です。感心のない森林施策についてお伺いをいたします。 まず最初に、森林環境譲与税と森林環境税の違い、それから、譲与税の町 での利用方法についてお伺いをいたします。

 産業建設

 課
 長

5番議員

お答えいたします。森林環境譲与税、これが町に交付されてくるわけですけれども、森林環境譲与税というのは、この財源になるもともとの税制ということでして、令和6年度から施行されて、森林環境税として、各国民の一人一人から1,000円ずつを頂くということでございます。そして、それが森林環境譲与税として、各自治会、市町村や県に交付されてくるということでございます。ただ、令和5年まで、今現在もそうなんですけれども、前倒しで交付されております。その場合、今、税制そのものは執行されていないんですけれども、こちらのほうにつきましては、財源が別途ございまして、地方公共団体金融機構というところの準備金というものがあるようなんですけれども、そこから交付されて来ているという状態であります。そして、その使途のほうなんですけれども、小海町におきまして、森林環境譲与税、令和元年度、704万円でした。そして、令和2年度……、すみません、失礼いたしました。令和2年度に1,496万円、令和3年度の、今年

度ですけれども、1,487万3,000円の、これは予定ということでございますが、そして令和4年度、これも同じぐらい、1,480万円程度の交付がされる 予定だということでございます。

こちらのほうの金額の算定なんですけれども、それぞれ私有林である人工林、国有林と私有林に分かれるわけですけれども、国有林を除いた私有林のさらに人工林、植林したものです、天然林か人工林に分かれるわけですけれども、その植林をしたほうの、カラマツ等の人工林面積の割合、この割合で50%、林業者就業者数割で20%、そして人口割で30%、これらを合わせ、計算をされて、そして、このそれぞれの金額なっているということでございます。

小海町の使途、その使い道ということなんですけれども、令和元年度については、まず、基金へ全て積立てをしたということでございます。令和2年度では、約1,500万円の収入のうち、林道の草刈り等に1,200万円を使用し、残額の294万5,000円、これを積立ていたしました。今年度についても事業は実施しているわけですけれども、積立金は若干多くなるのかなという予定でございます。

いずれ今後、木材価格の高騰という背景がありますので、カラマツの搬出、 主伐ですね、搬出は、これからどんどん多くなってくるだろうと予想され ます。林道整備費用として利用していけると思いますし、また、1,000万円 程度の金額ですので、これは、林道を直すとか修繕するというふうになれ ば、すぐに終わってしまう程度の金額だなと感じております。以上です。

4番議員

ありがとうございます。国、あるいは県からの森林環境譲与税を目的のない基金に積み立てている町村が多いという報道を見たことがあります。配分額の算定の中で、先ほど課長言いましたように、面積割、森林所有者数以外に人口というものが基準にあると。そのために、森林面積の少ない大都市の皆さんのほうが多く配分されているというような事案が出ているようです。本来、荒廃が進む、間伐や林道整備、あるいは森林管理に使用するお金だと思っています。ぜひ面積割の見直しを県・国に要望をしていただきたいというふうに考えます。お答えは結構です。

町では、積立てをしているということですが、町長の先ほどの施政方針には、森林バンク制度や林道整備資金など、積極的な林業振興のため利用しますというふうにあります。ぜひ、積立金が適切かどうかは別にして、こういった使い道に利用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長

昨今の林業従事者、大変丁寧に、そして努力もなさっているということで、 森林組合をはじめ林業従事者の皆さん、その皆さんがやはりご納得いくよ うな使い方、これは絶対必要だと思います。したがって、そうした部分の 施策は積極的に進めていきたいという考えでございます。

4番議員

ありがとうございます。昨年、県議会の有志の皆さんが県林業振興研究会という名称で、再造林の費用だとか、あるいは林業整備のための施策の実施を要望して、提出をしております。そういった環境の中で、非常に林業振興のチャンスかなというふうに私は捉えています。莫大な費用がかかる林道整備だとか、いろんなことでお金はかかりますけれども、目に見えた効果もそこそこ現れてこないという非常に難しいところではありますが、何とか資金、交付された基金については、有効な利用を希望いたします。次に、森林管理システムの進行状況についてご質問をいたします。若い森林所有者の皆さんの中には、自分の土地の境界線が分からない人が多く出てきています。経営管理が行き届いていない森林に対して、町や森林組合、あるいは業者に管理を委託することによる適正管理を行う上で必要と思われるシステムでありますが、システムの進行状況と問題点等がありましたら、お願いをいたします。

産業建設 課 長

お答えいたします。森林管理制度につきましては、森林所有者の意向を町 で調査いたしまして、森林の手入れができない所有者、それぞれ今後経営 をどうするのか、町に任せますか、それとも自分で経営をしていきますか、 そういった調査が意向調査というわけですけれども、最終的に、そういっ た意向調査を行った後に、町にお任せするというふうな、その森林を町が 自ら経営する、または再委託、森林組合等に再委託をして、手入れをして いく、そのように手入れをされない森林をなくしていく、こういったこと が制度でございます。町におきまして、令和2年度に町内のゾーニングと いうものを行って、対象森林の絞り込みというものを行いました。現在調 査を始めるエリアの選定を行っておりまして、令和5年度からこの意向調 査を実施できるように、令和4年度では、制度そのものの町民の皆さんへ の広報を行うと同時に、町内をブロック分け、一遍にはなかなか実施が難 しいものですから、ブロック分けをして、そして年度ごとの計画を立て、 森林経営管理制度に基づいて、森林の適正な管理を行っていく予定でござ います。この事業を進めていくに当たりまして、先ほどの森林環境譲与税 も財源として利用をしていく予定です。

小海町におきましては、問題点ということですけれども、国土調査がほぼ

全域にわたって行われているものですから、境界について、これを確定す るということも大きな問題なんですけれども、小海においては、その点は それほど問題になっていない、これは大変、町にとって有利なことでござ います。ただ、もう一つの問題点とすると、森林の所有者の皆さん、今直 接、自分の山林がここにあって、ここが自分ちで、今山林の状態がどうな っているという承知をされている方はいいんですけれども、世代交代がさ れて、相続をしても、自分の山がどこにあるとか、どういう状態だという ことが分からない方々もおいでになると。それは、これまでそれほどの財 産として捉えてこなかった経緯があるかと思います。ただ、今、追い風で ありまして、カラマツの値段、価格もだんだん上がっている、こういう状 態でありますので、ぜひこの制度、所有者の皆さんの意向を聞く前に、こ ういった方法があるよ、こういった手入れがあるよ、そういうことをよく お知らせをして、その後に意向調査というものを、本当に自分で管理しな いで町へ任せるのか、どうするのか、そういうことをよく判断するための 前の材料といいますか、そういったものをよく提示をしていく、これが令 和4年度の課題であろうと思っております。以上です。

4番議員

ありがとうございます。非常に大切なことだと、これからの森林の手入れの中で基礎となる資料になろうかというふうに思います。一つ心配しているのは、私の林の周りにもありますけれども、ある事情により、所有者が登録移転をしていまして、全く分からない方、あるいは県内の方ではないというような所有者も出てきております。こういった問題を防ぐことはできませんけれども、境界線がしっかりしていると、国調が済んでいるということのようですので安心をしております。もうからないカラマツ経営、森林経営で大変恐縮ではありますけれども、できる限り交付金、助成金を出していただきまして、再造林を進んでできるような体系をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、土づくりについて質問をいたします。今年の予算に土づくり推進補助がつきました。緑肥の種子代等、有効利用を期待しております。コンポースについてですけれども、非常に私が予想した以上に多い利用です。今コンポースは、昨年価格、今年も据置きだそうですが、トン当たり、現地引取り3,400円、配達が4,290円前後ということです。2トン車に散布するマニュアスプレッダーがついておりますけれども、それで散布すると5,700円ということだそうです。昨年まで、コンポース創立以来、トン当たり500円の助成がついておりました。農協の取扱い量だけで年間2,700トン

あるそうです。小規模の零細農家にとっては、トン3,400円という肥料はなかなか手が出ません。500円補助していただいたことはありがたいんですけれども、これ以上の増額を希望したい、土づくりの基本ですからお願いしたいというふうに考えます。

ちなみに肥料価格、高度化成ですけれども、通称473って言われている化成ですけれども、昨年の単価が1,738円、令和4年度は2,189円、26%の値上げです。令和2年度からだと、35%以上だそうです。農薬、資材等々も当然そういう比率で値上がりをしているのが現状です。零細農家の皆さんが再生産資金がなかなか用意できない。借りれば返さなければならない。現在、借入金に対して手厚い補助が出ておりますけれども、土づくり、それから環境づくりのためにも何とかプラスできないのかどうか、この辺についてお聞きをいたします。

産業建設課 長

土づくりの推進という中の堆肥の補助、増額できないかという内容でござ います。現在の土づくりの推進事業ですけれども、小海コンポースの堆肥 の利用者に対して、トン当たり500円補助を実施しているということで、 令和元年では2,390トン、令和2年度では2,724トン、今年度も現在の実績 で2,300トンを超えております。これだけ利用されている理由というのは、 やはりコンポースの立地条件、あの広い圃場の中にまずあること、そして、 先ほど井出議員さんおっしゃられましたマニュアスプレッダー散布機械、 そういうものが充実されていて、農家さんの労力の軽減というものがある と思います。それから、土壌に対して、保水性や耐水性などの物理性を高 める効果、それから、化学肥料に比べて環境保全につながる効果、そうい うものも大変期待されておりまして、これらの目的のために利用する農家 もあると思われます。多くの利用を促進することが土づくりや環境保全に つながることとなると考えられます。農林水産省が進めているみどりの食 料システム戦略、この中でも輸入に依存しない肥料の製造、化学合成肥料 の低減や不使用の農業の推進が目標に掲げられております。小海コンポー スの堆肥の補助金の増額につきまして、大変いい効果があるということで すので、今後の利用状況も勘案しながら、検討していきたいと考えており ます。以上です。

4番議員

ありがとうございます。もう1点、昨年の12月議会で3番の篠原議員の質問で、畜産農家の堆肥処理、あるいは利用について調査、検討をお約束していますが、その結果をお聞きしたいというのと、緑肥であったり、不完全な堆肥を畑に散布しますと、すき込みが大変であったり、タネバエの発生

が後、大変問題になります。完熟性堆肥ということが基本でありますけれども、現在、畜産農家から数多くの野菜栽培農家が購入をしているということは目撃をしておりますし、利用している現場も見ております。そこで、昨年12月の議会の質問にあったような調査、検討結果をお知らせしてもらえたら幸いかと思いますが、いかがでしょうか。

産業建設 課 長

お答えいたします。畜産農家の堆肥の補助につきましては、12月の定例会 において、3番議員さんからもご質問いただいたところです。昨年ですけ れども、10月に農政懇談会という、農業従事者とJA、農業農村支援セン ター、また、農業委員の皆さんとの意見交換会を開催いたしました。その 中で、畜産農家のふん尿処理ということが課題になりまして、実際に農家 の皆さんは、それぞれ堆肥舎を建設して、堆肥にしているところなんです けれども、堆肥の利用促進が図れないか、そういった意見が出されました。 酪農の皆さん、乳牛を飼っている皆さんというのは、大変ふん尿も量が多 いという難題がございます。それをそのまま放置してしまっては、これは 環境問題等つながるということですので、これを堆肥にせざるを得ない。 それで、堆肥にした以上は、今度は利用がされないか、そういった次の課 題が出てくるということでした。農業振興審議会でも議論を行いまして、 畜産農家の支援、そういった観点から、令和4年度において、牛ふん堆肥に ついても補助制度、前向きに考えていくというようなことでいきたいとい うことでございます。また、あわせまして、圃場への緑肥のすき込みの種 子の補助、それから、土壌試験費に対する検査料の補助、こういったもの も併せて実施できるように考えていきたいというふうに思います。以上で す。

4番議員

ありがとうございます。ここ数年、土壌検査が年数点ぐらいしかやっていないという懇談会の意見もございまして、機械はJAで持っていると思いますので、本間の精米・種子センターに多分一式あると思いますが、そういったものの利用等をしていただきまして、基本となる土壌検定を行った上で、こういった堆肥、あるいはコンポース等々の土改剤を数多く使用していただきまして、少しでも化成肥料の補助に使えたらどうかなということを考えております。大変短い時間で申し訳ありませんが、私の質問を以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

以上で第4番 井出和人議員の質問を終わります。

第4番 井出 幸実 議員

議 長 次に、第7番 井出幸実議員の質問を許します。7番、井出幸実君。

7番議員

7番、井出幸実です。町長、このたびの選挙、ご当選おめでとうございます。また、3年間よろしくお願いします。

先日ある本を読んでいましたら、今の暮らしは安定しているものにもかか わらず、ささいなことで不安を感じてしまう人は少なくなく、漫然とした 不安に振り回され、老いることをありのままに受け入れることができない 人が多いということです。老後の3大不安は、お金・健康・孤独だそうで す。高齢者の思う老後の理想は、心から安らかな日々が増えていくことと 家族のために一生懸命働いた時期を経て、老後はいろいろなものから解放 されてもいい、自分に合った心満たされる生き方を探っていく時期だと思 うのです。とはいえ、老いには健康の問題は付き物です。年金で悠々自適 に過ごせる時代ではないということもみんな知っています。現代で誰もが 抱いている感情なのではないでしょうか。体が老化するのは当たり前のこ と、老いを怖がるより、自然な老い方をしている人のほうが魅力的であり、 もっと若くありたい、もっと楽しみたいと思うのは欲の一つであり、「足 りるを知る」という言葉のように、自分の欲を減らし、これで満足だと感 じることが大事ではないかと言っていました。ただし、常に不安を感じて いるものです。漫然とした不安は付き物だと思います。行政において、相 談に乗り、親身になって話を聞いてほしいものです。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は、「頸がん(HPV)の予防対策」についてです。私事で失礼ですが、1か月に1度病院通いをしているのですが、その折、ドクターから子宮頸がんの話になり、予防接種は確実に効果はあるが、ごく少人数に副反応が出る可能性があるもので、接種後の対応が必要になってくると話していました。8年前ぐらいになりますが、当時の町長選において、中学2年生を対象に頸がんの予防接種を実施していきたいと約束をしていたと思います。私もすばらしいことと思い、ぜひ実施してほしいと思っていました。そこで、令和3年度までの町で行ってきた頸がん予防接種についての実態をお聞かせください。

町民課長

お疲れさまでございます。令和3年度までの子宮頸がんの実態ということでございます。子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成25年4月か

ら定期予防接種として行われてきました。そういう中、接種後の体調不良による副反応などの報道によりまして、ワクチンの安全性を疑問視する意見が多く寄せられたということであります。そして、平成25年6月、厚生労働省における検討部会におきまして、国の判断が示されるまでは、積極的な接種の勧奨は差し控えることとするという通知がまいってございます。町の実態としましては、接種の個別勧奨は行っておりません。そういう中でありますけれども、ホームページに「定期接種を中止するものではない、したがいまして、対象者のうち、希望者は接種をすることができます。ご希望の場合は役場の係までご連絡ください。」というホームページに案内を掲載している、これのみがワクチン接種への対応の実態でございます。以上です。

7番議員

今のご答弁でいきますと、今まで、令和3年度までは、受けた方は小海町ではいないということでよろしいですか。

町民課長

実際に何人受けたかは、現在把握してございません。以上です。

7番議員

全国では年間約1万人が子宮がん、これから、すみません、HPVと言わせ ていただきますが、HPVにかかり、約2,800人の方が亡くなっているそ うです。最近は20代から30代の若い女性に増えてきており、20代から40代 の女性のがんの中で最も多いのもHPV関連のがんであるそうです。頸が んは、HPVの感染が大きく関与しているそうです。皮膚や粘膜に存在す るありふれたウイルスで、女性は誰もが1度は感染するそうです。感染し ても、90%の人は自分の免疫で排除し、10%の人が持続感染により、長い 時間をかけて、がんに進行していくそうです。厚生労働省は、平成25年4月 に予防接種を承認して、小学校6年から高校1年生の女子を対象に定期接種 となりましたが、接種後に全身のしびれなどを訴える人が相次ぎ、2か月 後には、積極的な告知は中止しました。先ほどの町民課長の答弁のとおり だというふうに思います。当初はワクチンの接種率が7割を超えていたそ うですが、積極的な告知を中止したところ、接種率は1%未満になってし まっているそうです。厚生労働省では、来年度から、8年ぶりに積極的な告 知が行われ、ワクチンの定期接種を再開決定しました。町では、HPVの 予防接種について、平成4年度以降どのように考えているのか、お伺いを いたします。

町民課長

令和3年11月に厚生労働省の専門部会におきまして、勧奨を妨げる要素はないという確認をされまして、先ほど議員さん発言のとおり、積極的な勧奨が始まったという状況でございます。積極的な勧奨の再開に伴いまして

町への問合せが多く寄せられ、11月上旬に、今年度16歳になる対象者の皆様に個別の通知を送付しております。このワクチンにつきましては、3回で1セットというような内容であります。1回接種後、約1か月後に2回目を接種し、そして3か月後に3回目を接種するような仕組みだと聞いております。2月1日時点におきまして、対象者18名のうち、16名の方が2回目の接種を終え、3回目の接種を待っている状況であります。令和4年度の個別通知につきましては、標準的接種年齢が13歳でありますので、定期接種対象者のうち、来年度13歳から16歳になる方、約50名ほどであります。そのほかに勧奨を控えていた期間に年齢が過ぎてしまった方、これが平成9年から平成17年に生まれた方でありますが、約130名ほどいらっしゃいます。その方をキャッチアップの接種対象者としまして、今申し上げた対象者に4月中に個別接種の通知を送付するという予定でございます。以上でございます。

7番議員

今の答弁の中で接種が法定接種になったということで理解をさせていただきます。HPVの予防接種は年齢的に限られておりますが、予防接種をすることにより、発症リスクが80%以下低下したり、外国では、接種による効果は、年齢が上がるほど下がるという研究結果も出ているそうです。医師会では予防接種を奨励していますが、1万人当たり約9人の方にリスクがあると言われています。接種後に法律に基づく救済が受けられるし、予防接種による健康被害については、お住まいの市町村の予防接種担当部門にご相談くださいとなっています。保護者に対する丁寧な説明や対象年齢が多感な思春期を迎えており、接種後いろいろな症状が現れやすい年齢です。予防接種は効果的であると思っていますが、しかし、接種後の副反応については心配しているのですが、町の対応についてお伺いをしたいと思います。

町民課長

この予防接種につきましては、法定の定期接種でございます。したがいまして、予防接種健康被害救済制度の対象となります。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるということが確認され、そして保険給付が適用され、給付をされるということでありまして、町もその制度に則って対応してまいるということでございます。以上です。

7番議員

先ほどちょっとお話をしましたが、接種後起こることがある症状について 保護者に告知をしているのか、それから、健康被害が起きた場合に救済制 度も保護者、本人、接種される方が未成年ですので、保護者に当然話をし

	ておかなければならないと思うんですが、その辺のところはどうでしょう
	カュ。
町民課長	それぞれ通知の中でパンフレット等を同封し、周知をしてまいるという手
	法になると思います。以上でございます。
7番議員	先ほどの質問の中のコロナワクチンの副反応に対する11歳以下の接種に
	ついてのところでちょっと質問もあったんですけれども、いずれ保護者の
	方々のことが大変左右されるというふうに思いますので、その辺のところ
	はしっかりお願いをしておきたいというふうに思います。
	ワクチンを接種してもしなくても、20歳になったら、2年に1回、必ず子宮
	がん検診の定期検診を受けましょうと医師会で指導をしていますが、発症
	しやすい20から30代の方の受診率は目標の50%にはほど遠く、検診で見つ
	かる人より、それ以外で見つかる人のほうが多いのが現状だと聞いていま
	す。そこで、町の検診の実態と方法、それから告知方法をお願いしたいと
	思います。
町民課長	子宮頸がん検診につきまして、集団検診と個別検診と大きく2つに分かれ
	ます。集団検診につきましては、保健推進委員さんを通じ、案内を全戸配
	布、そして回収を行っております。そして、検診日をそれぞれ個別に通知
	をし、受診をいただいておると。また、個別の接種につきましては、対象
	者は20歳、25歳、55歳、60歳の方であり、この皆さんに対して5月に個別の
	通知をし、年度内に契約の医療機関、浅間病院、いまいレディースクリニ
	ック、斎藤産婦人科で受診をされているということでございます。また、
	町での検診の受診者は、ドックや経過観察中の定期検診の方は除きまし
	て、令和2年度、293名であり、対象年齢の皆さんに対する比率は14.2%ほ
	どでございます。また、自覚症状がある方、検診の対象にはなりませんが、
	自覚症状がなく、定期検診を受けていない方には、なるべく多くの方に受
	診していただけるように、保健推進委員さんの学習会の機会を設けまし
	て、住民の方に検診を勧めさせていただいているという状況であります。
	平成28年から令和2年まで、それぞれこのような検診を行っております。
	細かいことではありますが、平成28年は、受診率16.9%、29年は17.5%、
	30年は15.2%、元年は15.8%というような推移になっております。以上で
	ございます。
7番議員	ちょっと2つほどお伺いしたいんですけれども、受診率というのは、個別
	と集団合わせた率で解釈をしました。それから、個別についてなんですけ
	れども、個別については年齢は何歳と、それから集団で、この前回ってき

	た、保健推進委員さんが回ってきた中で20歳から年齢が指定してありまし
	 て、20歳、25歳、30歳を超えた幾つだったっけな、ちょっと今うろ覚えで
	 申し訳ないですけれども、いずれそういうふうになっていたんですけれど
	も、対象年齢を、すみませんがもう一度お願いしたいことと、個別の対象
	年齢をお願いしたいと思います。
町民課長	個別の対象年齢は、20歳、25歳、55歳、60歳の方でございます。
7番議員	集団もですか。
町民課長	集団は、町内全域の女性の皆さんでございます。
7番議員	すみません、個別については無料という解釈をしてよろしいですか。
町民課長	無料というか、検診のクーポンの関係のお話になりますが、今申し上げた
	年齢の方については、基本的には無料で受けられる券を発行しまして、受
	診をいただいているということでございます。
7番議員	個別については、無料のクーポン券を20歳、25、55、60歳に出していると
	いうことで解釈をしてよろしいということでよろしいですか。
町民課長	はい、そういうことで、クーポンを配布させてもらっているということで
	す。
7番議員	先ほども言いましたけれども、頸がんにかかっている方というのは、20代、
	30代、40代の方大変多くなってきているわけなんですけれども、20歳と25
	歳、55歳に飛んでしまうんですけれども、30歳に対する個別に対するクー
	ポン券は出していただきたいと思うんですけれども、その辺のところを検
	討してみていただきたいと、前向きに検討していただきたいというふうに
	思うんですが、いかがでしょうか。
町民課長	今申し上げた対象年齢の方のほかに幅を広げたほうがというご意見と受
	け止めました。この年齢の皆さんに出している理由があると思います。そ
	ういう理由をしっかりと調査した中で、できる限り、住民の皆さんの健康
	管理という面から行政を進めてまいるということは大切なことだと感じ
	ております。以上でございます。
7番議員	できれば、再度申し上げます、いずれ20代、盛んにかかっている、頸がん
	にかかる方というのは40代までの方が大変多いわけでございまして、若い
	年代でなる率というのは大変多いわけでございまして、30代、何か理由が
	あれば別なんですけれども、町長、その辺のところ、30代、30歳の方につ
	いて無料のクーポン券、個別で送るということをぜひ検討していただきた
	いんですが、ご答弁をお願いいたします。
町 長	ただいま提案いただいた件につきましては、慎重に承り、検討させていた

	だきたいというふうに思います。
7番議員	いずれ子宮頸がんは、早期発見すれば、妊娠、出産も可能と言われていま
	す。町長の言う、生を受けてからの子育てについては大変厚くいただいて
	いるんですが、その前から、やっぱり小海町とすれば、少子化に中で検討
	していくべきものだと私は思っているところであります。HPV感染は、
	一生のうち何度でも起こるそうです。2年に1度は定期検診を受け、予防と
	早期発見が可能となるよう、町として啓発に努めていただくことをお願い
	いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございま
	した。
議長	以上で第7番 井出幸実議員の質問を終わります。
	ここで暫時休憩とします。
	(ときに3時08分)
	<u>日程第2 発議第1号</u>
議長	(ときに3時33分)
	休憩前に引き続き会議を開きます。
	日程第2、発議第1号
	「ロシアのウクライナ侵略を強く非難する決議について」を議題といたし
	ます。
	事務局長に発議第1号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。
	提出者に提案理由の説明を求めます。
	(篠原哲雄議員説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を願
	います。
	(質疑なし)
議長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
12番議員	12番、篠原義從です。私は、発議第1号を賛成の立場で討論を行います。細
	かなことは決議文に記してありますので、私の気持ちだけを述べさせてい
	ただきます。隣国であるロシアが、我々の言うことを聞かないからといっ
	て侵略する行為は、言語道断であります。それにも増して、民間人、原発
	を爆撃の標的にするなど、非人道的な謀略は決して許すべきでないと確信

	するところであります。よって、私は本案を賛成といたします。以上です。
議長	ほかに討論はございませんか。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから発議第1号を採決いたします。提出者
	の説明のとおり、発議第1号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されま
	した。
	<u>O</u> 散 <u>会</u>
議長	以上で本日の日程は全て終了いたしました。
	なお、今後の予定といたしまして、明日8日午前10時から現地視察を行い
	ます。視察箇所については、大畑の町営住宅建設現場と道路改良工事現場
	です。服装は通常の服装でお願いします。また、現地視察終了後、全員協
	議会を行います。
	これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

令 和 4 年 第 1 回

小海町議会定例会会議録

「第 17 日」

- * 開会年月日時 令和4年3月17日 午後2時00分
- * 閉会年月日時 令和4年3月17日 午後2時56分
- * 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

<u>〇 開 会</u>

議長

皆さん、こんにちは。今日は令和4年第1回定例会最終日でありま す。開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は先月の町 長選挙により骨格予算となりました。実質審議は6月定例会となりま すが、黒澤町長の再選により政策の方向性に大きな変わりがないもの と考えています。さてロシアがウクライナに侵攻し、戦闘状態となっ ています。この件だけではないとは思いますが、ガソリン価格や輸入 小麦の高騰などで私達の日常生活に大きな影響を及ぼしています。現 在県内のガソリン価格はレギュラーガソリンで全国最高値の 182 円で あります。政府はガソリンの全国平均価格を172円程度に抑えようと 価格高騰抑止策として、石油元売り各社へ払う補助金を今月17日に1 Qあたり 25 円程度に引き上げるとのことですが、これが反映されるに は時間が掛かる上に、値下げではなく、価格上昇抑制を狙った制度の ため、私達消費者が実感を伴いにくい状況が続くとのことであります。 また8日の全協で八峰の湯の光熱費に関連し質問した際に、黒澤町長 は灯油やガソリン価格の高騰が町民の皆さんの生活に大きな負担とな っていることを踏まえて、直ちに町民の皆さん全員に1万円を給付す る考えを示されました。この会期中の補正には間に合いませんでした が、30日の臨時会で補正を予定されているようであります。このとこ ろの電気料金や食料品の値上がりで家計圧迫が続いている中、低所得 者の皆様等への灯油券の増額給付や町民生活応援商品券配布事業など と合わせて、町民の皆さんの生活に寄り添うスピード感のある時を捉 えた対策であると感じいるところであります。

F		
		ただ今の出席議員数は全員(12人)であります。定足数に達してお
		りますので、これから本日の会議を開きます。
		○ 議事日程の報告
		<u>の 議争日径の報告</u>
議	長	本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。
		<u>日程第1 諸般の報告</u>
議	長	日程第1、「諸般の報告」を行います。
		議長としての報告は、議事日程つづり3ページに申し上げてございま
		すので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方
		は、お願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わります。
		日程第2 行政報告
		<u>口任为 2 </u>
議	長	日程第2、「行政報告」を行います。町長から報告がありましたら、お
		願いします。黒澤町長。
町	長	では1件ご報告いたします。
		以前議会におきましても環境非常事態宣言についての議論がなされ
		たことがございますが、世界的に脱炭素社会に向けた動きが加速して
		おります。当町におきましては、「憩うまちこうみ事業」を核として、
		町全体の魅力向上を目指しておりますが、更に町の魅力度・好感度ア
		ップのため、ゼロカーボン政策に先進的に取り組む最初の一歩として、
		本年度「さとゆめ」に委託してある「憩うまちこうみ事業」の一環で、
		「小海町ゼロカーボン構想表明キックオフイベント」を、3月23日
		に松原湖畔の「たぬきや」において開催します。当日は三井住友海上
		火災保険執行役員、JR東日本事業創造本部役員、SDG 's に関し
		ては国内屈指の専門家の他、東京電力千曲川電力所長、佐久地域振興
		局長にお越しいただき意見交換が行われます。また、阿部長野県知事
		より、オンラインにて来賓あいさつをいただくことになっております。
		以上です。
議	長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議	長	以上で行政報告を終わります。本日、会議事件説明のため出席を求

管理者であります。

めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、教育次長、所長、会計

		<u>〇 議案の上程</u>
議	長	それでは、順次議案を上程いたします。
		<u>日程第3 議員派遣の件</u>
議	長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。
		事務局長に朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。お諮りいたします。
		議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、
		議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
		(異議なし)
議	長	「異議なし」と認めます。 したがって、議事日程つづりの4ページに記
		載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
		<u>日程第4 議案第3号</u>
議	長	日程第4、議案第3号
		「キャリフール小海事業レクリェーション施設指定管理者の指定につ
		いて」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に
		付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。
		総務産業常任委員長 品田宗久 君。
		(委員長報告―可決と決定)
		(委員会からの要望事項―なし)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第3号を採決いたします。委
		員長の報告は、可決であります。議案第3号を委員長報告のとおり、
		可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)

議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第3号は、委員長報告のとおり 可決することに決定いたしました。
		TIME TO COLOR OF THE OF
		日程第5 議案第4号
議	長	日程第5、議案第4号
		「議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
		例について」を議題といたします。
		本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員
		長より審査結果の報告を求めます。
		総務産業常任委員長 品田宗久 君。
		(委員長報告―可決と決定)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第4号を採決いたします。委
		員長の報告は、可決であります。議案第4号を委員長報告のとおり、
		可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第4号は、原案のとおり可決す
		ることに決定いたしました。
		<u>日程第6 議案第5号</u>
		日程第6、議案第5号
		「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
		について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員
		会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。
		総務産業常任委員長 品田宗久 君。
		(委員長報告―可決と決定)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)

議	長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第5号を採決いたします。委
		員長の報告は、可決であります。議案第5号を委員長報告のとおり、
		可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第5号は、委員長報告のとおり
		可決することに決定いたしました。
		<u>日程第7 議案第6号</u>
議	長	日程第7、議案第6号
		「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」
		を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託し
		てありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。
		総務産業常任委員長 品田宗久 君。
		(委員長報告―可決と決定)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。委
		員長の報告は、可決であります。議案第6号を委員長報告のとおり、
		可決することに賛成する方の挙手を求めます。
-14		(举手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第6号は、委員長報告のとおり
		可決することに決定いたしました。
		<u>日程第8 議案第7号</u>
=**		
議	長	日程第8、議案第7号
		「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とい
		たします。本案については、民生文教常任委員会に付託してあります

		ので、委員長より審査結果の報告を求めます。
		民生文教常任委員長 井出幸実 君。
		(委員長報告―可決と決定)
		(委員会からの要望事項―なし)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第7号を採決いたします。委
		員長の報告は、可決であります。議案第7号を委員長報告のとおり、
		可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(举手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第7号は、委員長報告のとおり
		可決することに決定いたしました。
		日程第9~16 議案第8号~議案第15号
		日程第9~16 議案第8号~議案第15号
 議	長	日程第9~16 議案第8号~議案第15号 日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括
 議	長	
議	長	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括
議	長	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括 して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付
議	長	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告—可決と決定)
議	長	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括 して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付 託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原義從 君。
		日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括 して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付 託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告―可決と決定) (委員会からの要望事項―2件)
	会か	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告一可決と決定) (委員会からの要望事項—2件)
	う 会か ・ヤ	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告―可決と決定) (委員会からの要望事項―2件)
	う 会か ・ヤ	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告一可決と決定) (委員会からの要望事項—2件)
	i ・ヤ ・火	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告―可決と決定) (委員会からの要望事項―2件) らの要望事項〉 ングケアラー、ダブルケアラーの実態把握と介護人材不足解消に向けた 遇改善制度の継続を国へ働き掛けられたい。
	i ・ヤ ・火	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告―可決と決定) (委員会からの要望事項―2件)
〈委員	・ヤ ・ 処 ・ 高	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告一可決と決定) (委員会からの要望事項ー2件) らの要望事項〉 ングケアラー、ダブルケアラーの実態把握と介護人材不足解消に向けた 遇改善制度の継続を国へ働き掛けられたい。 交生支援の拡充を図られたい。
	i ・ヤ ・火	日程第9、議案第8号から日程第16、議案第15号については一括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。予算決算常任委員長 篠原義從 君。 (委員長報告―可決と決定) (委員会からの要望事項―2件) らの要望事項〉 ングケアラー、ダブルケアラーの実態把握と介護人材不足解消に向けた 遇改善制度の継続を国へ働き掛けられたい。

(異議なし)

		,
議	長	異議なしと認めます。ただ今の予算決算常任委員会からの要望事項に
		対する町長の答弁を求めます。
町	長	お答え申し上げます。
		まず1点目の、「ヤングケアラー、ダブルケアラーの実態把握と介
		護人材不足解消に向けた処遇改善制度の継続を国へ働き掛けられた
		い」ということにつきましては、
		包括支援センターやケアマネージャーなどと情報共有した中で、ヤ
		ングケアラー、ダブルケアラーの実態把握を行い、介護サービスの提
		供に繋がるよう努めてまいります。
		また、全国的に不安視されている介護人材不足解消に向け、処遇
		改善制度の継続を国へ働き掛けてまいります。
		次に2点目の「高校生支援の拡充を図られたい」ということにつ
		きましては、
		町では現在、高校生に対する支援事業としまして、定期代の1/3を
		補助する制度を実施しています。
		昨今、ICT教育が進み、小中学校では公費により1人1台端末が
		実現していますが、長野県の高校では端末代は自己負担であるなど、
		親の経済的負担は以前にも増して増えています。
		今後、このような現状に対して、どのような支援が望ましいのか、
		検討してまいりたいと思います。 以上です。
議	長	これより議案第8号「令和4年度小海町一般会計予算について」の討
		論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第8号を採決いたします。委
		員長の報告は可決であります。議案第8号を委員長報告のとおり可決
		することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第8号は委員長報告のとおり可
		決することに決定しました。
議	長	つづいて議案第9号「令和4年度小海町国民健康保険事業特別会計予
		算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたしま
		す。

		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第9号を委員長報告のとおり、
		可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり
		可決する事に決定いたしました。
議	長	つづいて議案第10号「令和4年度小海町介護保険事業特別会計予算
		について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたしま
		す。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第10号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第10号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとお
		り可決する事に決定いたしました。
議	長	つづいて議案第11号「令和4年度小海町後期高齢者医療特別会計予
		算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたし
		ます。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第11号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第11号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第11号は、委員長報告のとお
		り可決する事に決定いたしました。
議	長	つづいて議案第12号「令和4年度小海町水道事業会計予算について」
		の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第12号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第12号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)

議	長	挙手全員と認めます。 したがって議案第12号は、委員長報告のとお
		り可決する事に決定いたしました。
議	長	つづいて議案第13号「令和3年度小海町一般会計補正予算(第8号)
		について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたしま
		す。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第13号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第13号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第13号は、委員長報告のとお
		り可決する事に決定いたしました。
議	長	つづいて議案第14号「令和3年度小海町国民健康保険事業特別会計
		補正予算(第3号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手
		をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第14号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第14号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第14号は、委員長報告のとお
		り可決する事に決定いたしました。
議	長	つづいて議案第15号「令和3年度小海町介護保険事業特別会計補正
		予算(第2号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手を
		お願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第15号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第15号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
		(举手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとお
		り可決する事に決定いたしました。
		,
		<u>日程第17 陳情第1号</u>

議長	日程第17、陳情第1号
	「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正」
	を求める陳情書」を議題といたします。
	陳情第1号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、
	委員長より審査結果の報告を求めます。 ※※※※※は香鳥県 R田宮カ 尹
	総務産業常任委員長 品田宗久 君。 (委員長報告―継続審査と決定)
 議 長	委員長報告に対する質疑を許します。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	質疑のある方は、挙手をお願いします。
5番議員	質疑や討論があったかお願いします。
8番議員	賛成1名、反対1名、継続3名ということで継続審査に決定しました。
5番議員	中身を内容を教えていただけますか。継続になったということで討論
	の中身、主要なものを。
8番議員	主要なものは必要か必要でないかという話もありまして、国でしっか
	り審査しているのにそれをまた再審査というのはいかがなものかと
	いうことがありまして、我々が判断する問題ではないだろうというこ
	とで継続審査にさせていただきました。
5番議員	閉会中の審査にはならなかったということで。
8番議員	はい。
議長	これで質疑を終わります。
	質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
6番議員	はい。6番的埜美香子です。私はこの委員長報告に反対の立場で討論
	します。えん罪とは罪を犯してない人が犯罪者として法による裁きを
	受けることです。身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては
	命まで奪われるえん罪ほど恐ろしいものはありません。ここにいる誰
	もがいつ人生を狂わされ、犯罪者扱いされるか分からないです。再審
	は誤って有罪とされた人達を救済することを目的とした制度です。し
	かしその実態は開かずの扉と言われるほどハードルが高く、えん罪被
	害者の救済は遅遅として進んでいません。それは各事件固有の問題で
	はなく、現在の再審制度が抱える構造的な問題であります。この再審
	制度改正はえん罪被害者を救う再審にルールをというものです。法改
	正が1日も早く実現するよう皆様のご賛同をお願いし、継続審査には
	反対といたします。以上です。

議	長	これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。
		委員長の報告は継続審査であります。
		陳情第1号を委員長報告のとおり、継続審査と決定することに賛成す
		る方の挙手を求めます。
		(举手多数)
議	長	挙手多数と認めます。したがって陳情第1号は委員長報告のとおり継
		続審査とすることに決定いたしました。
		日程第18 発議第2号
議	長	日程第18、発議第2号
		「中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期実現を求める意見書の提
		出」について議題とします。
		事務局長に発議第2号の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	説明が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
		第8番 品田宗久君。
		(提出者説明)
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
		質疑のある方は挙手をお願いいたします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
議	長	これより討論を行います。
		討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから発議第2号を採決いたします。提
		出者の説明のとおり、発議第2号に賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって、発議第2号は原案のとおり可決され、関係機関に提出す
		ることといたします。
		日程第19 議案第16号
議	長	日程第19、議案第16号

		「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。		
議	長	事務局長に議案の朗読を求めます。		
		(事務局長朗読)		
議	長	朗読が終わりました。		
		本案について提案理由の説明を求めます。		
		(産業建設課長説明)		
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。		
		質疑のある方は挙手をお願いします。		
(質疑なし)				
議	長	これで質疑を終わります。		
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。		
(討論なし)				
議	長	これで討論を終わります。これから議案第16号を採決いたします。		
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。		
		(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決す		
		ることに決定いたしました。		
		3 C C (C)(X) (C O & O (C)		
		SCCIONAL ICOS OICO		
		<u>日程第20 議案第17号</u>		
議	長			
議	長	日程第20 議案第17号		
議	長	日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号		
		日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。		
		日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。		
議	長	日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)		
議議	長	日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。		
議	長	日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由を求めます。		
議議	長	日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由を求めます。 (産業建設課長説明)		
議議	長	日程第20 議案第17号 日程第20、議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由を求めます。 (産業建設課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。		
議議	長	日程第20 議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由を求めます。 (産業建設課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) 質疑が終わりました。		
議議議	長長	日程第20 議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由を求めます。 (産業建設課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)		
議議議	長長	日程第20 議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由を求めます。 (産業建設課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) 質疑が終わりました。		
議議議	長長	日程第20 議案第17号 「建設工事請負契約の変更について」を議題とします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由を求めます。 (産業建設課長説明) 説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) 質疑が終わりました。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。		

(挙手全員)					
議	長	挙手全員と認めます。			
		したがって議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたし			
		ました。			
議	長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務			
		等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、			
		議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に			
		付することにご異議ございませんか。			
(異議なし)					
議	長	「異議なし」と認めます。			
		したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、			
		閉会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。			
<u>〇 閉 会</u>					
議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、			
		全て終了いたしました。これにて、令和4年第1回小海町議会定例会			
		を閉会といたします。ご苦労様でした。			
		(ときに 2 時 56 分)			